

第5部 事件等の緊急事態種別対応計画

第1章 テロ事件対策

この章は、テロ事件による被害の軽減を図ることを目的とし、必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	1 爆発物によるテロ事件 2 放射性物質に関連したテロ事件 3 生物剤によるテロ事件 4 化学剤によるテロ事件 5 放火によるテロ事件	等（主たる所管局は総務局）
---------	---	---------------

第2節 事前対策

1 情報連絡体制の整備

各区局は、テロ事件発生時に迅速かつ的確な緊急活動を早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備するものとする。

なお、「横浜市テロ事件対策連絡系統図」を基本とする。

2 医薬品等の備蓄

健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部は、被害者の治療等が迅速に行えるよう、想定するテロ事件に対処する医薬品等を備蓄するものとする。

3 資機材の整備

関係区局は、テロ事件発生時において安全な応急活動を確保するため、防護服、防毒マスク等の資機材を整備するものとする。

4 文献等の資料整備

関係局は、人的被害の予防及び拡大防止、被害者の症状に応じた治療等が迅速に行えるよう、大量殺傷型のテロ事件に関する文献等の資料を整備するものとする。

第3節 施設の警戒

テロ事件が発生するおそれがある場合の警戒措置について定める。

1 施設管理者等の対策

本市各区局の庁舎管理者、鉄道の管理者、地下街、デパート等不特定多数の者が集まる施設の管理者は、次により施設の警戒を行う。

施設の巡回警戒	1 職員及び警備委託機関による施設の巡回警戒の強化 2 トイレ、ゴミ箱の点検を徹底する。 3 特にコインロッカー、階段下、自動販売機裏などの死角に十分注意する。 4 清掃職員等へ不審物発見時の対応を徹底する。
利用者への広報	次の事項を放送設備、広報板などで広報する。 1 不審物を発見した際は、必ず届ける。 2 不審物を不用意に開けたり、触れたりしない。 3 避難路、避難口を確認しておく。 4 避難の際は、あわてずに従業員などの指示に従う。

2 本市各区局の活動

本市各区局は、次の事務分掌により、テロ事件に対する警戒活動を実施する。

関係局・区	事務分掌
政策局	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 横浜市立大学との連絡調整に関する事。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各区局への情報伝達に関する事。 2 活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 3 神奈川県警察、自衛隊との連絡体制の確保に関する事。 4 所管施設（本庁舎・研修センター）の警戒強化及び来庁者への注意の呼びかけに関する事。 5 所管施設（本庁舎・研修センター）に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。
市民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 2 市民利用施設における避難等の安全確保対策実施に関する事。 3 避難場所としての受入体制の確保に関する事。
こども青少年局	所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。
健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 2 連絡体制の強化に関する事。
医療局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 2 医療機関等との連絡体制の強化に関する事。
医療局病院経営本部	市立病院における薬品などの在庫数の把握に関する事。
環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> 1 試験検査体制の確立に関する事。 2 連絡体制の強化に関する事。 3 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 4 市民利用施設における避難等の安全確保対策実施に関する事。
都市整備局 （みなとみらい線との連絡調整）	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審物の発見、職員への不審物取扱要領の徹底に関する事。 2 ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止に関する事。 3 乗客、駅利用者への広報に関する事。
道路局 （シーサイドラインとの連絡調整）	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審物の発見、職員への不審物取扱要領の徹底に関する事。 2 ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止に関する事。 3 乗客、駅利用者への広報に関する事。
港湾局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 2 所管区域内における巡回警備等の保安体制強化に関する事。 3 海上保安部等関係機関との情報交換及び連絡体制の確認に関する事。
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 多数の人が集まる場所の巡回警戒に関する事。 2 防護服、防毒衣等資機材の点検整備に関する事。
水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水源地、浄水場、配水池等の警戒強化に関する事。 2 不審物の発見、職員への不審物取扱いの徹底に関する事。
交通局 （市営地下鉄関係）	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審物の発見、職員への不審物取扱いの徹底に関する事。 2 ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止に関する事。 3 乗客、駅利用者への広報に関する事。
教育委員会事務局	児童生徒の安全指導に関する事。
その他の区局	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎の警戒強化及び来庁者への注意の呼びかけに関する事。 2 関係施設、企業等への連絡、協力の要請、注意の呼びかけに関する事。

第4節 緊急対策

多数の人が集まる場所において、テロ事件が発生した場合の対応について定める。

1 施設管理者等の対策

本市各区局の庁舎管理者、鉄道の管理者、地下街、デパート等不特定多数の者が集まる施設の管理者は、緊急事態が発生した場合は、直ちに119番及び110番に通報するとともに、次の事項を実施する。

なお、本市各区局の庁舎等で緊急事態が発生した場合は、併せて総務局危機管理室に通報するものとする。

通報、連絡事項	次の事項を通報、連絡する。 1 事故発生日時、場所、事故の概要 2 被害者の人数 3 被害者の状態 ・倒れている、けいれんしている ・嘔吐している、鼻血を流している ・せき込んでいる ・その他の症状 4 避難誘導した人数 5 その他必要な事項
避難誘導等	1 危険と思われる範囲への立入りを制限し、利用者、職員等を安全な地上に避難誘導する。 2 必要と認める場合は、施設の使用を禁止する。 3 落ち着いて避難するよう放送設備等を用いて広報する。
不審物の取扱い	不審物、液体、煙等に触れないよう放送設備等を用いて広報する。

2 組織体制の設置基準等

(1) 事件等の緊急事態発生時の通報

各区局は、テロ事件と想定される緊急事態を覚知した場合は、直ちに総務局危機管理室に通報する。

通報連絡窓口	総務局危機管理室 TEL671-2064
--------	-------------------------

(2) 警戒体制

名称	横浜市テロ事件対策警戒体制
責任者	総務局危機管理室危機管理部長
事務局	総務局危機管理室
組織構成	総務局及び責任者が指定する区局
設置基準	1 国内外の情勢から市内においてテロ事件の発生が懸念される場合 2 前記の通報を受けた場合 3 その他、責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 不審者による被害を受けるおそれがないと判明した場合

(3) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	横浜市テロ事件対策警戒本部	〇〇区テロ事件対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内においてテロ事件による人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 2 テロ事件発生により周辺住民の避難が必要な場合 3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市警戒本部が設置された場合 2 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の体制へ移行する場合 2 テロ事件の発生による人的被害を受けるおそれが無くなったと判明した場合 	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(4) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市テロ事件対策本部	〇〇区テロ事件対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内（複数区）においてテロ事件による人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 2 テロ事件発生により複数区の周辺住民の避難が必要な場合 3 その他、市本部長が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部が設置された場合 2 その他、区本部長が必要と認める場合
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の体制へ移行する場合 2 テロ事件の発生による人的被害を受けるおそれが無くなったと判明した場合 	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

3 救助・救急・避難誘導等の消防活動

テロ事件が発生した場合の消防局の応急活動は、次によるものとする。

(1) 情報の収集伝達

ア 緊急事態発生時の情報受理

火災や一般的な救急事故と同様に、発生場所や負傷者の有無、程度を把握するが、さらに次のような負傷者や現場の情報が伝達された場合は、テロ事件による緊急事態と想定し、態様に準じた必要消防隊等を出場させるものとする。

判断基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 次のような症状を訴えている者が多数いる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・気分が悪い ・目がチカチカする ・喉がいたい 2 付近に有色の気体が漂っている。 3 原因が分からず多くの人が倒れたりうずくまったりしている。
------	---

イ 総務局長への通報

消防局長は、テロと想定される事件を覚知したときは、速やかに緊急事態の内容等の状況が明らかになった事項について逐次、総務局長へ通報するものとする。

(2) 救助、救急活動及び避難誘導

緊急事態発生時には、横浜市防災計画都市災害対策編（以下「都市災害対策編」という。）に準じた活動を実施するものとし、特に生物剤又は化学剤によるテロが疑われる緊急事態については、次の事項に配慮して対応する。

救助活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 交代要員を確保して、特殊災害対応隊は化学防護服及び空気呼吸器、救助隊は防毒衣及び空気呼吸器を着装して人命検索、救助活動を行う。 2 活動範囲は、危険度の高い範囲は特殊災害対応隊、危険度の低い範囲は救助隊が担当することを基本とする。 3 負傷者の救出には、簡易呼吸器を活用する。
救急活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアーテント等を活用して仮救護所を設置し、救護機能を確保するとともに、負傷者のプライバシーを保護する。 2 仮救護所は、負傷者の症状、聴取した事項などを指揮本部に伝達する。 3 救出された負傷者は、トリアージを行い、程度の重い負傷者から医療機関に搬送する。 4 搬送時には、救急車内の換気に注意する。
避難誘導	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の発見・救出場所から災害の広がり、範囲を判断して、避難を呼びかける範囲を決定する。 2 避難の呼びかけは、車載マイクやハンドマイクを活用して実施するとともに、現場の警察官に協力を要請する。

(3) 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約

現場指揮本部からの情報をもとに、消防局で、逐次、消防活動を集約する。

集約事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 覚知日時 2 発生場所 3 被害の程度（人的被害） 4 消防活動隊（出場消防隊数、人員等） 5 搬送者数、搬送先
------	--

(4) 消防警戒区域の設定

消防警戒区域は、検知活動、負傷者の発生位置、隊員の活動などを考慮して設定するものとする。

(5) 除染作業の実施

有毒物質が特定され、除染作業の実施が必要な場合は、所有し、又は提供された中和・消毒剤等を活用し、必要な措置を実施する。

4 有毒物質の調査

神奈川県警察、その他関係機関と協力し、負傷者の治療方法を確立するため、次により有毒物質を調査する。

(1) 環境創造局の対応

ア 現場での有毒物質の測定が可能な場合は、警察本部、消防局等の要請に基づき、市検査機関により現場の測定を実施し、必要に応じて民間の検査機関に測定を要請する。

イ 警察官、消防隊員等により警戒区域が設置された場合は、消防局と連携して測定する。

ウ 検査結果は、速やかに総務局長、総務局危機管理室長、消防局長、健康福祉局長、医療局長、病院経営本部長及びその他の関係機関に通報するものとする。

エ 発生時以降、必要に応じて現場周辺の有毒物質測定を一定期間継続して実施し、その結果を総務局長、総務局危機管理室長、消防局長、健康福祉局長、医療局長、病院経営本部長及びその他の関係機関に通報する。

オ (公財)日本中毒情報センター等と有毒物質の調査に関する連絡体制を確立し情報収集を行うものとする。

カ 環境創造局の活動体制は、次によるものとする。

総務課	総務局危機管理室、消防局、福祉保健センターとの連絡調整
環境管理課	
大気・音環境課	1 有毒物質の測定
水・土壌環境課	2 有毒物質の検査
環境科学研究所	

キ 次の民間機関との協力体制を確保する。

(一社)神奈川県環境計量協議会	有毒物質の検査を依頼する。
横浜市環境技術協議会	
東京ガス ガスライト 24	ガス臭、異臭の場合は、本市にその状況を連絡する。

(2) 健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の対応

ア 患者の治療方針を早期に確立するため、環境創造局、消防局等から情報を収集するとともに、患者の症状などから文献、インターネット等を参考とし、有毒物質を推定する。

イ 衛生研究所は、原因物質特定のための検査を行う。

(3) 関係区の対応

福祉保健センターは、健康福祉局及び環境創造局と調整して、必要に応じて現場の調査を行う。

(4) 消防局の対応

特殊災害対応隊及び救助隊は、検知・測定器等を活用して検知を行い、有毒物質の調査、範囲及び濃度を測定し、危険度を把握する。検知活動により、危険性が判明した場合は、直ちに活動各隊に連絡するとともに、市民に広報する。

また、有毒物質が不明な場合は、健康福祉局に調査を要請する。

(5) 総務局の対応

健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部及び環境創造局からの有毒物質に関する情報を集約するとともに、必要に応じて、神奈川県警察、自衛隊から情報を収集する。

5 健康相談の実施

(1) 健康相談への対応

福祉保健センターは、健康福祉局からの情報に基づき、健康相談に対応するとともに、症状に応じて受診を勧めるものとする。

(2) 市民からの相談への対応指示

健康福祉局は、有毒物質に関する情報を文献、インターネット等で調査するとともに、環境創造局、消防局等から入手して、福祉保健センターに提供するものとする。

情 報 事 項	1 予想される原因物質 2 汚染範囲 3 患者の症状 4 治療可能な医療機関
---------	---

6 都市災害対策編による対応

テロ事件が発生した場合の緊急対策は、事件の内容に応じ、横浜市防災計画「都市災害対策編」の応急対策項目を基本として対応する。

〈具体例〉

- 爆発物、放火等
大規模火災対策等による対応
- 不審郵便物関連
危険物等災害対策（有毒物質漏洩災害対策）による対応
- 鉄道・バス関連テロ
鉄道災害対策、道路災害対策等による対応

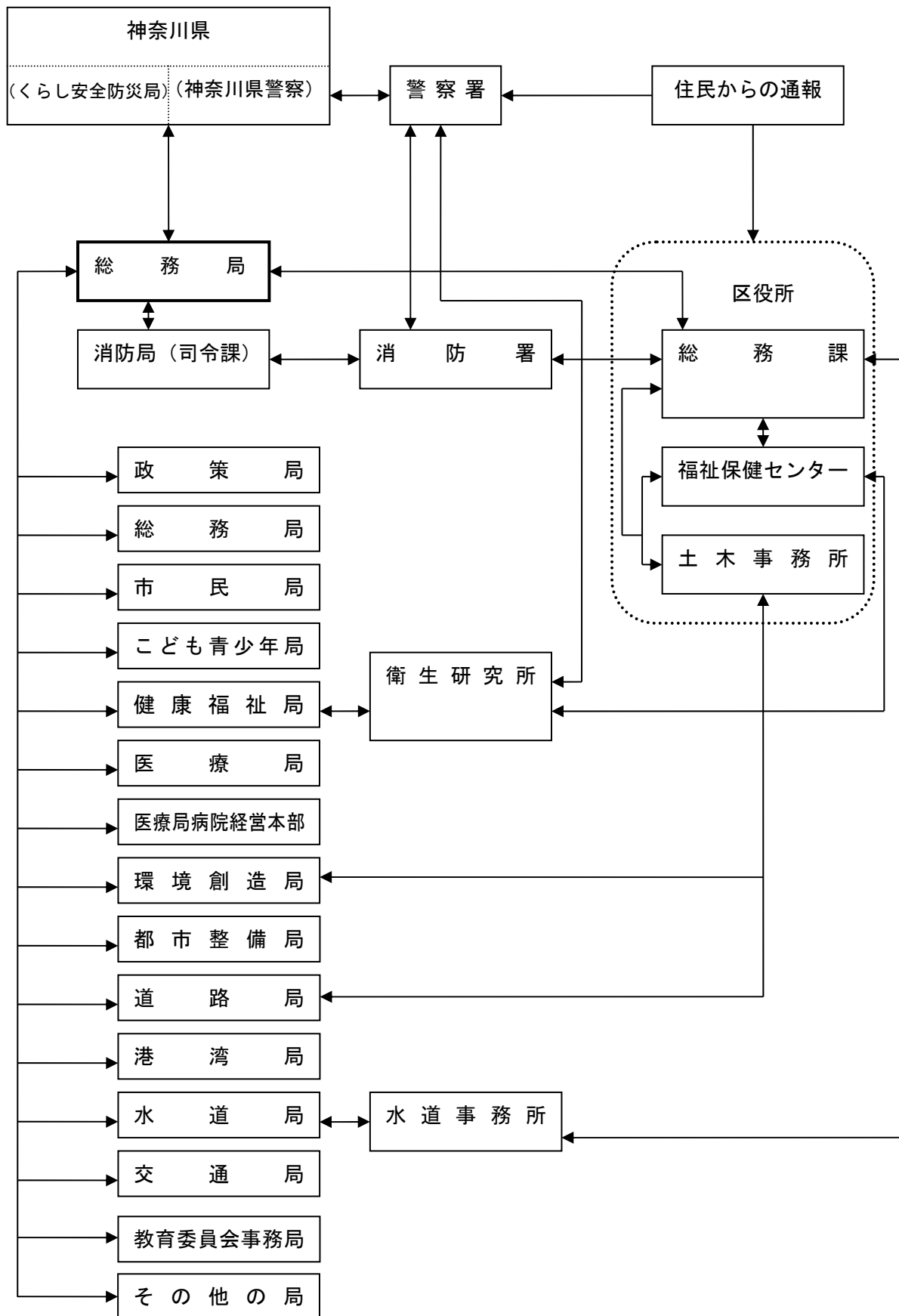
7 事務分掌及び連絡系統図

対策の中心となる15局及び区	
関係局・区	事務分掌
政 策 局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時、当該チームにおいて活動
総 務 局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること。 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。 5 他都市、自衛隊等への応援要請に関すること。 6 所管施設（本庁舎・研修センター）に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。
市 民 局	1 所管施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 市民利用施設に対する避難等の安全確保対策指示に関すること。 3 避難所としての受入体制の確保及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 5 関連情報の広報に関すること。 ※ 4、5については、広報・報道チーム設置時、当該チームにおいて活動
こども青少年局	所管施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。
健 康 福 祉 局	1 所管施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 日本赤十字社、市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 3 患者の症状による中毒物質等の情報収集・解析・提供に関すること。 4 原因究明のための有毒物質の分析に関すること。 5 福祉保健センターへの苦情、相談等対応の支援に関すること。
医 療 局	1 所管施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 災害医療アドバイザー、災害医療連絡会議との連絡調整に関すること。 3 医療機関における医療活動及び医療関係情報の集約に関すること。 4 発生現地の仮設救護所への医師の派遣及び応急医療に関すること。 5 医療機関への協力依頼に関すること。 6 必要な医薬品、資機材などの調達に関すること。
医療局病院経営本部	1 市立病院における医療活動に関すること。 2 市立病院における必要な医薬品資機材などの調達に関すること。
環 境 創 造 局	1 大気中の有毒物質の分析に関すること。 2 有毒物質の拡散の状況に応じた対応の各区局への要請に関すること。 3 環境への影響の把握に関すること。 4 必要な資機材などの調達に関すること。 5 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関すること。 6 市民利用施設における避難等の安全確保対策実施に関すること。
都 市 整 備 局	みなとみらい線との連絡調整に関すること。
道 路 局	1 道路管理者等との連絡調整に関すること。 2 有毒物質の拡散の状況に応じた対応の各区局への要請に関すること。 3 所管施設の復旧及び応急対策に関すること。 4 必要な資機材などの調達に関すること。 5 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関すること。 6 市民利用施設における避難等の安全確保対策実施に関すること。

緊急事態等対処計画 第5部 事件等の緊急事態種別対応計画

関係局・区	事務分掌
港湾局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 所管区域内における巡回警備等の保安体制強化に関すること。 3 海上保安部等関係機関との情報交換及び連絡体制の確認に関すること。 4 横浜港保安委員会及び横浜港保安対策協議会（SOLAS 小委員会）との連絡調整に関すること。 5 港湾関係事業所等との連携に関すること。
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救助、救急活動及び避難誘導等に関すること。 3 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約に関すること。 4 ガス検知活動に関すること。 5 物質に対応した中和剤の確保、中和作業の実施に関すること。 6 消防広域応援要請に関すること。
水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 水道施設内における巡回警備等の保安体制強化に関すること。 3 水道施設の復旧及び応急給水活動に関すること。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 所管施設内における巡回警備等の保安体制強化に関すること。 3 乗客の安全確保に関すること。
教育委員会事務局	<p>児童生徒の安全指導及び健康被害の把握に関すること。</p>
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 市本部への情報収集要員派遣に関すること。 3 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 4 区民からの相談、苦情等の対応に関すること。 5 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 6 避難誘導等に関すること。 7 区民への広報に関すること。 8 消防、警察への協力に関すること。 9 区所管施設の利用者等の避難誘導及び職員の安全避難に関すること。
その他テロ事件発生施設の所管局	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者等の避難誘導及び職員の安全避難に関すること。 2 市本部への情報連絡要員の派遣に関すること。 3 消防、警察への協力に関すること。

横浜市テロ事件対策連絡系統図



第2章 教育施設における事件対策

この章は、本市における不審者侵入事件や大阪府下で発生した不審者による事件等を踏まえ、学校における、児童生徒の安全確保のために必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	学校への不審者侵入対策（主たる所管局は教育委員会事務局）
---------	------------------------------

第2節 横浜市立学校への不審者侵入対策

1 事前対策

(1) 情報連絡体制の整備

関係区局は、学校施設内における児童生徒の安全確保のために、学校への不審者侵入を防止するための対策を講ずるとともに、不審者侵入発生時に迅速かつ的確な緊急活動が早期に行えるよう関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 調査・研究の取組

関係区局は、学校への不審者侵入を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、国又は神奈川県、警察等の関係機関と連携し、予防対策・緊急対策に必要な調査資料等の収集及び研究を行うものとする。

(3) 保護者、地域及び関係機関との連携強化

ア 各学校は、スクールゾーン対策協議会や学校運営協議会、まちとともに歩む学校づくり懇話会等の既存の組織を活用して、学校と保護者・地域住民とが学校防犯に関する情報・意見交換を行う場を設け、情報の共有、それぞれの活動の補完・強化を図る。

イ 同校種の学校だけでなく、近隣の異校種の学校や幼稚園、保育所、はまっ子ふれあいスクール等との連携を図るなど、学校間での情報の共有、連携体制を確立する。

(4) 児童生徒への指導及び教員等への研修等の実施

ア 児童生徒への指導

学校においては所轄警察署と連携し、日頃から不審者と遭遇した場合を想定し、児童生徒が自分の安全を確保し、仲間の身を守り、危険から回避するための指導を行う。

イ 教職員等への研修・訓練等の実施

「学校の防犯マニュアル」等に基づき、教職員等の教育・研修等を計画的に実施するとともに、本市又は他都市において不審者侵入事件が発生した場合には、必要に応じて特別研修等を行う。

また、各学校は関係区局・機関の協力の下に防犯のための訓練を行う。

(5) 市民への啓発

関係区局・学校は、市民に対し、学校での児童生徒の安全確保の必要性についての啓発を図る。

(6) 来校者への対応

ア 各学校は、来校者が必ず職員室などの受付場所に立ち寄るよう、その場所と誘導導線を表示した案内板等を通用門の見えやすい位置に設置する。

イ 各学校は、来校者に対しては受付時に来校者証等を配布し、着用協力を求めるとともに、確実に来校者証等を回収するなど、来校者（学校に滞在している人）の把握に努める。

ウ 各学校は、日頃から保護者や地域、学校利用者等に対し、学校で行っている不審者対策について情報を提供し、協力・理解を得る。

(7) 学校施設の安全対策

ア 施設整備

- (7) 各学校は、防犯カメラの設置や緊急時校内連絡システムの導入など、児童生徒の安全確保に必要な施設の整備に努める。
- (イ) 各学校は、門、門扉、塀やフェンス、外灯及び非常ベル等の施設点検を定期的に行うとともに、必要により補修を行う。

イ 施設管理

- (7) 各学校は、校種による特質や施設条件、併設施設の状況等の実情に応じた適切な安全管理に努める。特に小学校においては、校門施錠もしくは校舎玄関・昇降口等の施錠による管理を行う。校門・校舎とも施錠管理が困難な場合は、教職員による校内巡回等、それを補う管理を行う。
- (イ) 各学校は、倉庫、用具庫の施錠管理の徹底を図るとともに、校舎内の使用頻度の低い特別教室や会議室等の施錠及び定期的な確認を行う。

ウ 校内の巡回

- (7) 教職員は、通常の行動範囲では目の届きにくいところについて、不審者が潜みにくいよう定期的に巡回し、確認する。
- (イ) 休み時間や昼休みにおいては、教職員は関係する教室やその周辺で児童生徒と過ごす等、意識的に校舎内外に散らばることで巡回機能を兼ねる。
- (ウ) 校内や通用門の開錠から、教職員等による児童生徒の登校見守りまでの、いわゆる空白の時間の解消に努めるとともに、登校後から始業までの時間や早朝、放課後、休日の部活動等の時間帯には、教職員が必要に応じて校内の巡回を行う。

(8) 学校外の巡視体制の確立

通学路において、児童生徒の孤立化を防止するため、通学路での死角や目の届きにくいところは、日頃から確認に努めるほか、必要に応じて学校周辺や通学路等の巡視についても、PTAや地域の協力を得ながら実施するなど、通学路の安全対策に努める。

2 緊急対策（不審者侵入時の対応）

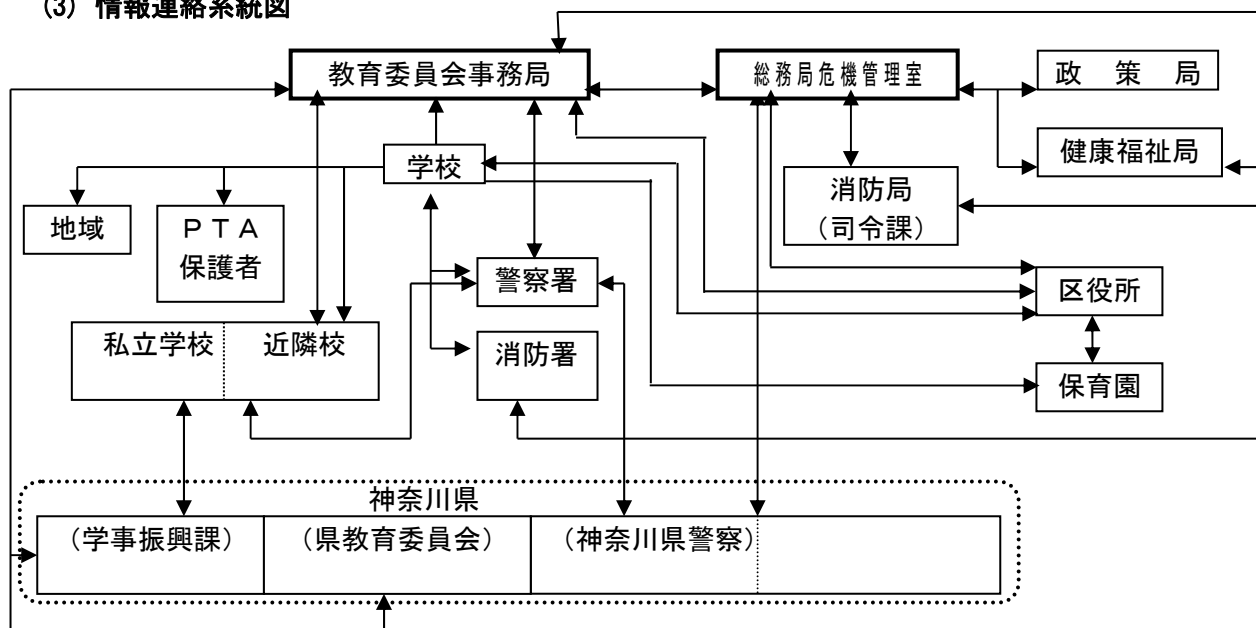
(1) 児童生徒の安全確保

各学校は、不審者の侵入を発見した場合は、児童生徒の安全を確保し、情報収集に努める。また、危害を加えるおそれがある者が侵入した際には、あらかじめ想定していた場所に隔離するとともに、校長等は事前に定められた役割分担により、児童生徒の避難、侵入者への対応、警察署等関係機関への連絡を速やかに行う。

(2) 関係機関への通報

不審者の情報を受けた学校は、所轄の警察署、区役所及び教育委員会事務局に速やかに連絡するとともに、学校・警察連絡協議会の連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。

(3) 情報連絡系統図



(4) 関係機関との連携

教育委員会事務局は、警察署、神奈川県等関係機関との連携を図り、児童生徒の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

(5) 保護者や地域との連携

各学校は、PTAをはじめ、自治会・町内会や地域の人々に児童生徒が安心して学べる環境を整えるために必要な協力について働きかけるとともに、児童生徒の安全確保や正常な教育活動ができるよう助言を得る。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市学校不審者侵入警戒体制
責 任 者	教育委員会事務局危機管理責任者（総務部長）
事 務 局	教育委員会事務局
組 織 構 成	教育委員会事務局、総務局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	地域や関係機関等から不審者に関する情報を得た場合又は近接市において学校に不審者侵入事件が発生した場合など、責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 不審者による被害を受けるおそれがないと判明した場合

(2) 警戒本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市学校不審者侵入警戒本部	〇〇区学校不審者侵入警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	教育委員会事務局、政策局、総務局、健康福祉局、医療局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	市内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、区警戒本部長が必要と認める場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 不審者による被害を受けるおそれなくなったと判明した場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市学校不審者侵入対策本部	〇〇区学校不審者侵入対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	教育委員会事務局、政策局、総務局、健康福祉局、医療局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	1 区内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 不審者の身柄拘束等被害を受けるおそれなくなったと判明した場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

4 事務分掌

対策の中心となる6局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（教育委員会事務局の事務を除く。） 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。
健康福祉局	こころのケア対策に関すること。
医療局	医療機関への協力依頼に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
教育委員会事務局	1 学校不審者侵入防止対策の実施に関すること。 2 学校不審者侵入に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 学校と区役所との連携に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民への広報に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <p>○不審者に関連する情報の把握に関すること。</p> <p>○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。</p>	

※現地本部：必要に応じ、事件の発生した当該校又は直近の学校等公共施設に現地本部を設置する。

5 事後対策

(1) 児童生徒及び保護者や地域への状況説明

教育委員会事務局等は児童生徒及び保護者や地域への状況説明に努めるとともに、必要に応じて保護者等への説明会を開催する。

(2) 児童生徒の保護者への引渡し

教育委員会事務局は児童生徒の保護者への引渡しについては、必要に応じて保護者会等を開催し、児童生徒へのこころのケア対策や安全対策についての説明を行うとともに、保護者や地域の協力・連携について確認を行う。

(3) こころのケア対策

教育委員会事務局は、学校内の状況を把握し、健康福祉局と連携及び情報共有する。
また、必要に応じて、区役所及び学校に相談窓口を設置して対応する。

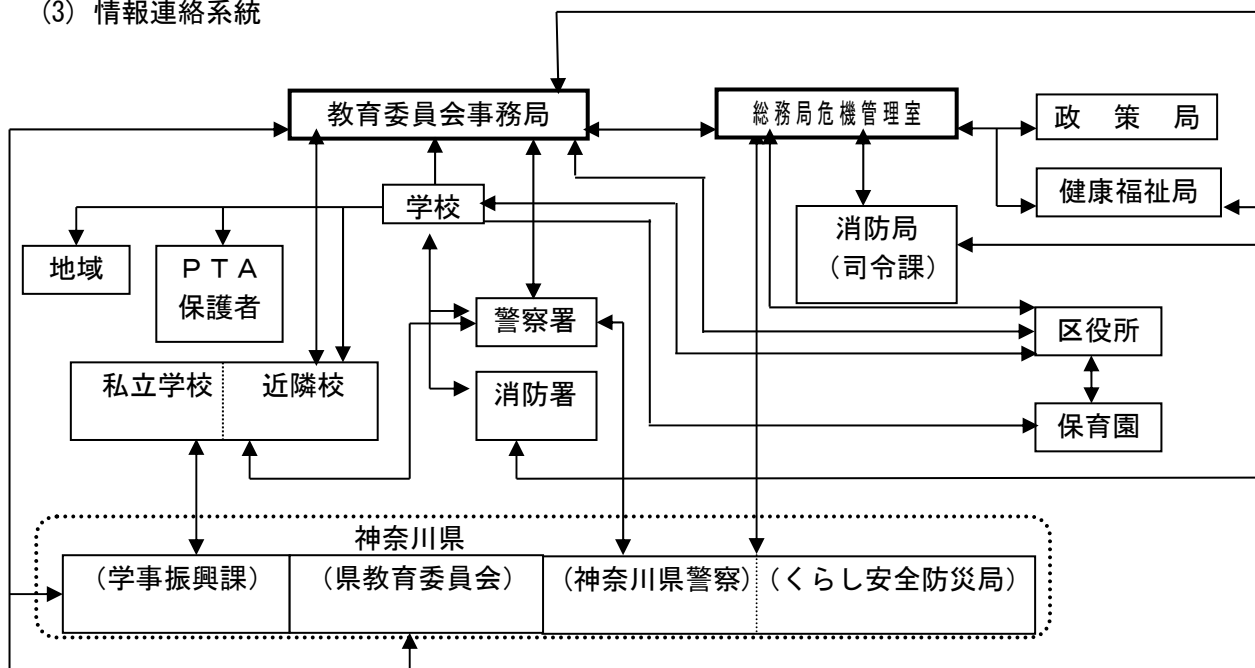
(4) 再発防止に向けた点検等

再発防止に向け、事前対策、緊急対策、事後対策の検証を行うとともに、必要に応じて計画、マニュアル等を点検し、反映する。

第3節 横浜市内の私立学校で不審者侵入事件等が発生した場合の対応

1 緊急対策

- (1) 市立学校は、近隣の私立学校から不審者侵入等の情報を得た場合は、速やかに教育委員会事務局へ連絡するとともに、学校・警察連絡協議会の連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。
- (2) 教育委員会事務局は、市立学校又は神奈川県等の関係機関から私立学校への不審者侵入等の情報を得た場合は、速やかに近隣の市立学校及び関係区局に連絡するとともに、必要に応じて横浜市学校不審者侵入警戒体制を設置する。
- (3) 情報連絡系統



2 組織体制の設置基準等

関係区局は、私立学校で不審者侵入事件等が発生した場合は、第5部第2章第2節3(2)警戒本部体制及び(3)対策本部体制並びに4事務分掌(教育委員会事務局3を除く。)を準用して、必要な体制を設置し、状況に応じた支援を行う。

第3章 立てこもり事件対策

この章は、平成12年5月に福岡県下で発生した高速バスのバスジャック事件や、平成21年11月に横浜市内で発生した立てこもり事件を踏まえ、公共交通機関や建物における立てこもり事件等による、市民の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため本市として必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	1 市営バスのバスジャック事件対策（主たる所管局は交通局） 2 民営バスのバスジャック事件対策（主たる所管局は総務局） 3 銃器等を使用した立てこもり事件対策（主たる所管局は総務局）
---------	---

第2節 市営バスのバスジャック事件対策

○ 横浜市交通局

バス事業者	路線バスを運行している区名	所管部署
横浜市交通局	市内15区 (栄区、泉区、瀬谷区を除く。)	自動車本部運輸課

1 事前対策

(1) 情報連絡体制の整備

関係区局は、バスジャック発生時に迅速かつ的確な緊急活動が早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 調査・研究の取組

関係区局は、バスジャックに対し神奈川県バス協会等の関係機関と連携し、予防対策・緊急対策に必要な調査資料等の収集及び研究に努める。

(3) 警報装置等の整備

交通局は、バスジャック等の事件発生に際し、当該バスから速やかに確実な通報を行わせるため、路線バス全車両に各営業所等への自動通報装置や無線通信機器を整備するとともに、市民等が識別できるよう乗降中表示灯での「SOS」表示や非常点滅表示灯などの警報装置を整備する。また、被害車両の位置情報をリアルタイムで把握するため、GPS位置情報システムを整備する。

(4) 事件等の対応マニュアルの策定

交通局は、事件等の緊急事態に対し、乗客等の安全を図るため、初動体制、情報連絡体制等を具体的に掲載した、「横浜市乗合自動車緊急時（バスジャック）対策マニュアル」を作成し、職員に周知する。

2 緊急対策

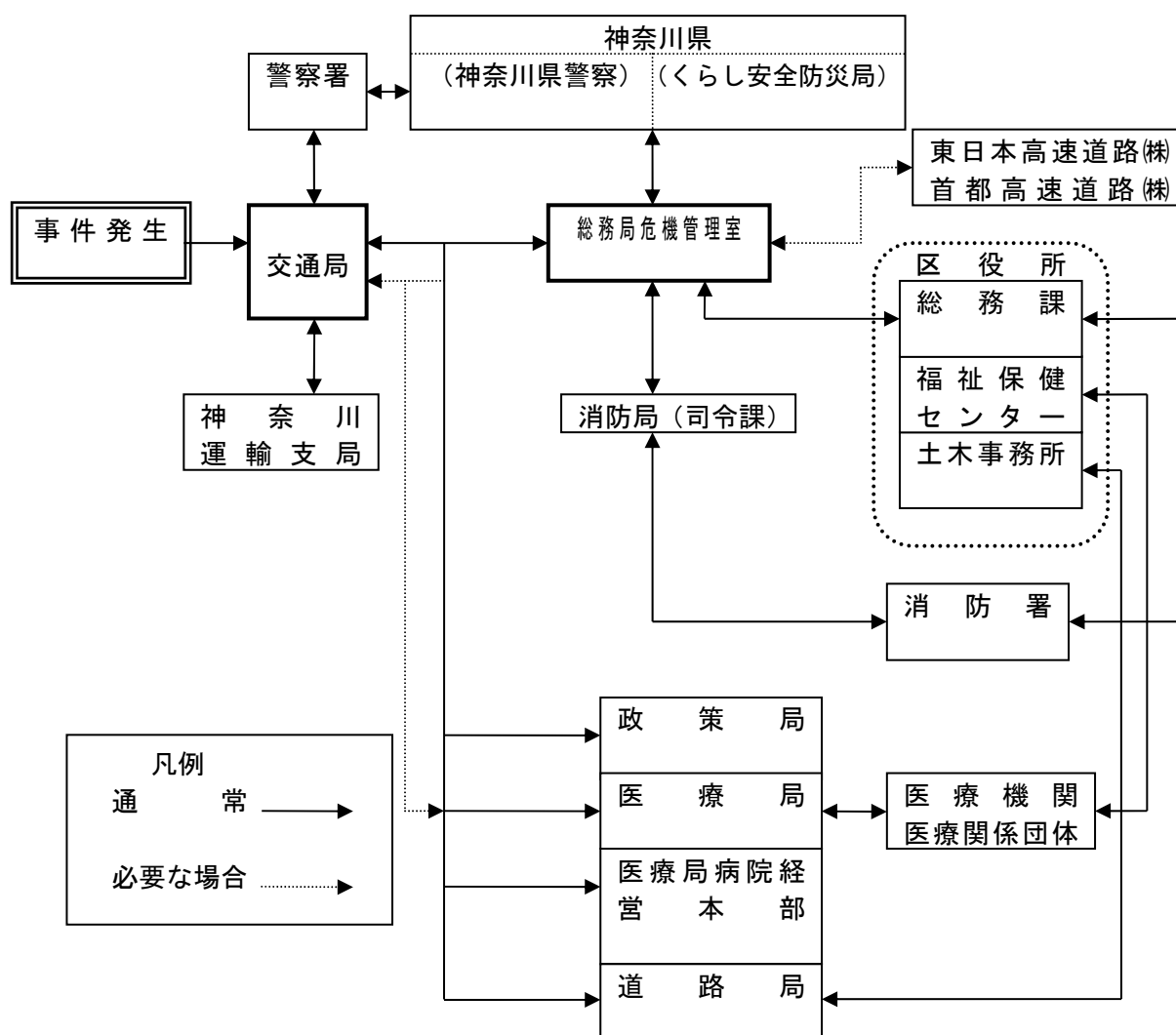
(1) 関係機関への通報

市営バスがバスジャックされた場合は交通局及び総務局は、情報連絡系統図に基づき関係区局、警察、神奈川運輸支局及び報道担当等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

(2) 交通局の対策本部の設置

市営バスのバスジャックに対処するため、市警戒本部又は対策本部の交通局組織として、交通局長を本部長とする交通局乗合自動車緊急時対策本部を設置する。

<情報連絡系統図>



(3) 初動体制

バスジャック発生時の初動体制は、次のとおりとする。

ア 被害車両における乗務員の行動の基本原則

- (ア) バスジャック発生の通報
- (イ) 犯人の要求に対する冷静沈着な行動
- (ウ) 乗客の安全確保の最優先
- (エ) 安全運行の確保

イ 被害車両以外の乗務員の役割

- (ア) 対向車両や先行車両で非常点滅灯の継続点灯等や異常と思われる路線外運行車両を発見した時は、直ちに営業所へ通報する。
- (イ) バスジャック発生の情報を得た場合、当該現場付近の対向車両や先行車両の乗務員は、その状況をできる限り詳しく営業所に通報する。

ウ 営業所の対応

乗務員等からバスジャック発生の情報を得た時は、当該車両の位置を確認するとともに、直ちに所轄警察署、所轄消防署及び交通局本庁等に通報する。また、状況により緊急車両を出動させるなど事件の状況把握に努める。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名称	横浜市市営バスジャック警戒連絡体制
責任者	交通局危機管理責任者（安全管理部長）
事務局	交通局
組織構成	交通局、政策局、総務局及び責任者が指定する区局
設置基準	1 市営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 2 その他、責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 関係機関より予告等の事実のないことが判明した場合

(2) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	横浜市市営バスジャック対策警戒本部	〇〇区市営バスジャック対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	交通局、政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員等及び地区隊長等
設置基準	1 バスジャックが発生した場合 2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内でバスジャックが発生した場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 乗務員及び乗客が全員解放された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市市営バスジャック対策本部	〇〇区市営バスジャック対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	交通局、政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員等及び地区隊長等
設置基準	1 バスジャックが複数発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	1 市本部長から、設置の指示を受けた場合 2 その他、区本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 乗務員及び乗客が全員解放された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

4 事務分掌

＜市営バスのバスジャック事件対策事務分掌＞

対策の中心となる8局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（交通局の事務を除く。） 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。
医療局	1 市内医療機関における事件関連患者の收容状況、病状等医療関係情報の集約に関すること。 2 医療機関への協力依頼に関すること。 3 発生現地における応急医療に関する支援に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
道路局	1 道路管理者等との連絡調整に関すること。 2 道路等の被害状況の把握、点検及び復旧に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
交通局	1 バスジャックに関する実務的対策全般に関すること。 2 乗客の身元確認等情報収集に関すること。 3 警察、神奈川運輸支局等関係機関との連絡調整に関すること。 4 当該バス路線に関連する局との連絡調整に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 避難誘導等の設定に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設内でバスジャック事件が発生した場合、当該施設の保安に関すること。 ○バスジャック事件に関連する情報の把握に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 ○特に、児童生徒の安全確保や地域防災拠点の開設が必要な場合は、教育委員会事務局等の関係局・機関と連携・調整することとする。 	

第3節 民営バスのバスジャック事件対策

本節は、横浜市内で横浜市営バス以外のバスジャック事件が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、市民の安全を確保するため必要な対策を定める。

○市内の路線バスを運行する民営バス事業者（本計画の対象事業者）

バス事業者	路線バスを運行している区名	本社所在地
江ノ島電鉄(株) (株)江ノ電バス横浜	西区、中区、南区、港南区、 保土ヶ谷区、磯子区、戸塚区、栄区	神奈川県藤沢市片瀬海岸 1-8-16
小田急バス(株)	緑区、青葉区	東京都調布市仙川町 2-19-5
神奈川中央交通(株)	西区、中区、南区、港南区、 保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、 緑区、都筑区、青葉区、戸塚区、 栄区、泉区、瀬谷区	神奈川県平塚市八重咲町 6-18
(株)横浜神奈交バス	鶴見区、中区、磯子区、港南区、 旭区、戸塚区	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 3511
川崎鶴見臨港バス(株)	鶴見区、神奈川区、西区、中区、 保土ヶ谷区、港北区、都筑区、 青葉区	神奈川県川崎市川崎区日進町 15-2
臨港グリーンバス(株)	鶴見区、港北区	神奈川県川崎市川崎区日進町 15-2
京浜急行バス(株)	鶴見区、神奈川区、西区、中区、 南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、 金沢区、港北区、緑区、都筑区、 青葉区、戸塚区、栄区	東京都港区高輪 2-20-20
羽田京急バス(株)	鶴見区、神奈川区、西区、 保土ヶ谷区、緑区、瀬谷区	東京都港区高輪 2-20-20
横浜京急バス(株)	西区、中区、南区、港南区、磯子区、 金沢区	東京都港区高輪 2-20-20
相鉄ホールディングス(株)	神奈川区、西区、中区、南区、 保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、 戸塚区、泉区、瀬谷区	神奈川県横浜市西区北幸 2-9-14
相鉄バス(株)	旭区、瀬谷区	神奈川県横浜市西区北幸 2-9-14
大新東(株)	金沢区	東京都文京区小石川 1-28-1
東急バス(株)	鶴見区、神奈川区、西区、中区、 保土ヶ谷区、港北区、緑区、都筑区、 青葉区	東京都目黒区大橋 1-5-3

1 事前対策

平成12年7月の(公社)日本バス協会のバスジャック統一对応マニュアル等に基づき、各民営バス事業者が実情に則して定めた対策について徹底を図る。

2 緊急対策

(1) 緊急事態発生の通報

民営バス事業者及び各区局は、バスジャックの予告又はバスジャック事件と想定される緊急事態を覚知した場合は、直ちに情報連絡系統図に基づき、横浜市総務局危機管理室に通報する。

通 報 伝 達 先	横浜市総務局危機管理室 TEL671-2064
-----------	----------------------------

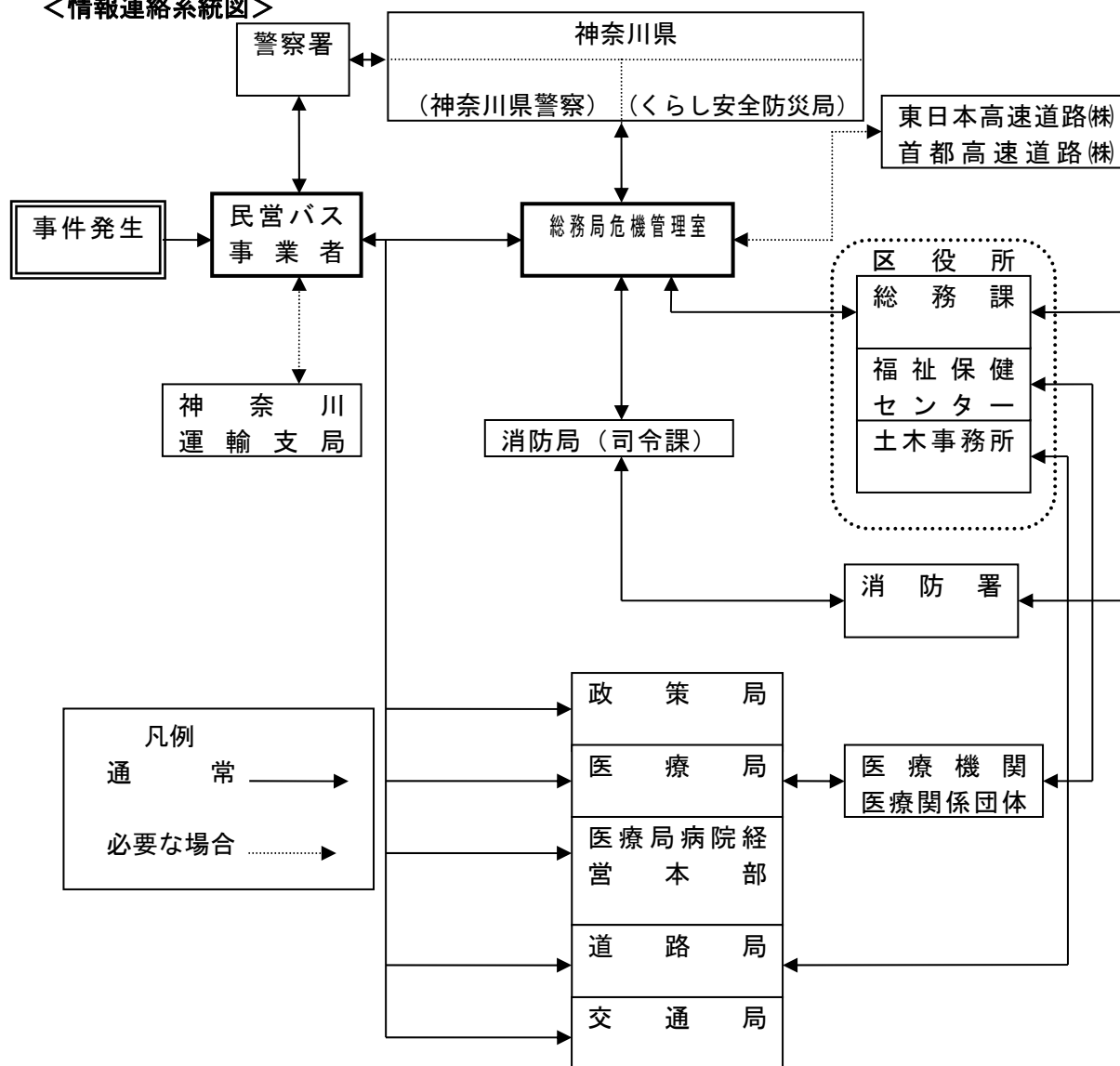
(2) 横浜市警戒体制等の確立

総務局危機管理室危機管理部長は、前記、通報を受けた場合は、関係する民間バス事業者及び関係区局等に通報し、警戒体制を確立するとともに、バスジャック事件の状況等に応じて被害等を最小限に止める体制へ移行する。

(3) 民営バス事業者の対策本部設置

民営バス事業者は、バスジャックに対処するため、それぞれ対策本部を設置する。

<情報連絡系統図>



3 初動体制

バスジャック事件発生時の初動体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 被害車両における乗務員の行動の基本原則

- ア バスジャック発生の通報
- イ 乗客の安全確保を最優先する。
- ウ 運行の安全確保に最善をつくす。
- エ 乗客及び運行の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。

(2) 被害車両以外の乗務員の役割

- ア 対向車両や先行車両で非常点滅灯の継続点灯等や異常と思われる路線外運行車両を発見した時は、直ちに営業所へ通報する。
- イ バスジャック発生 の情報を得た場合、当該現場付近の対向車両や先行車両の乗務員は、その状況をできる限り詳しく営業所に通報する。

(3) 営業所の対応

乗務員等からバスジャック発生の情報を得た時は、当該車両の位置を確認するとともに、直ちに事業者本部、警察、横浜市等に通報する。また、状況により緊急車両を出勤させるなど、事件の状況把握に努める。

4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市民営バスジャック対策連絡体制
責 任 者	総務局危機管理室危機管理部長
事 務 局	総務局危機管理室
組 織 構 成	政策局、総務局、交通局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	1 市内で民営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 2 その他、責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 関係機関より予告等の事実のないことが判明した場合

(2) 警戒本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市民営バスジャック対策警戒本部	〇〇区民営バスジャック対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、消防局、交通局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員等及び地区隊長等
設 置 基 準	1 バスジャックが発生した場合 2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内でバスジャックが発生した場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 乗務員及び乗客が全員解放された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市民営バスジャック対策本部	〇〇区民営バスジャック対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、消防局、交通局及び市警戒本部長が指定する局	区本部長の指名する職員等及び地区隊長等
設 置 基 準	1 バスジャックが複数発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	1 市本部長から、設置の指示を受けた場合 2 その他、区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 乗務員及び乗客が全員解放された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

5 事務分掌

＜民営バスのバスジャック事件対策事務分掌＞

対策の中心となる7局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること。 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。
医療局	1 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約に関すること。 2 医療機関への協力依頼に関すること。 3 医療救護班の派遣調整に関すること。 4 発生現地における応急医療に関する支援に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
道路局	1 道路管理者等との連絡調整に関すること。 2 道路等の被害状況の把握、点検及び復旧に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
交通局	1 市営バス営業所等への情報伝達等に関すること。 2 市営バスの安全措置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 避難誘導等に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設内でバスジャック事件が発生した場合、当該施設の保安に関すること。 ○バスジャック事件に関連する情報の把握に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 ○特に、児童生徒の安全確保や地域防災拠点の開設が必要な場合は、教育委員会事務局等の関係局・機関と連携・調整することとする。 	

6 本計画の対象事業者以外のバスジャック対策への準用

市内で、本計画の対象でないバス事業者のバスジャック事件が発生した場合には、本計画を準用し対応する。

第4節 銃器等を使用した立てこもり事件対策

本節は、横浜市内で銃器等を使用した立てこもり事件が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、市民の安全を確保するため必要な対策を定める。

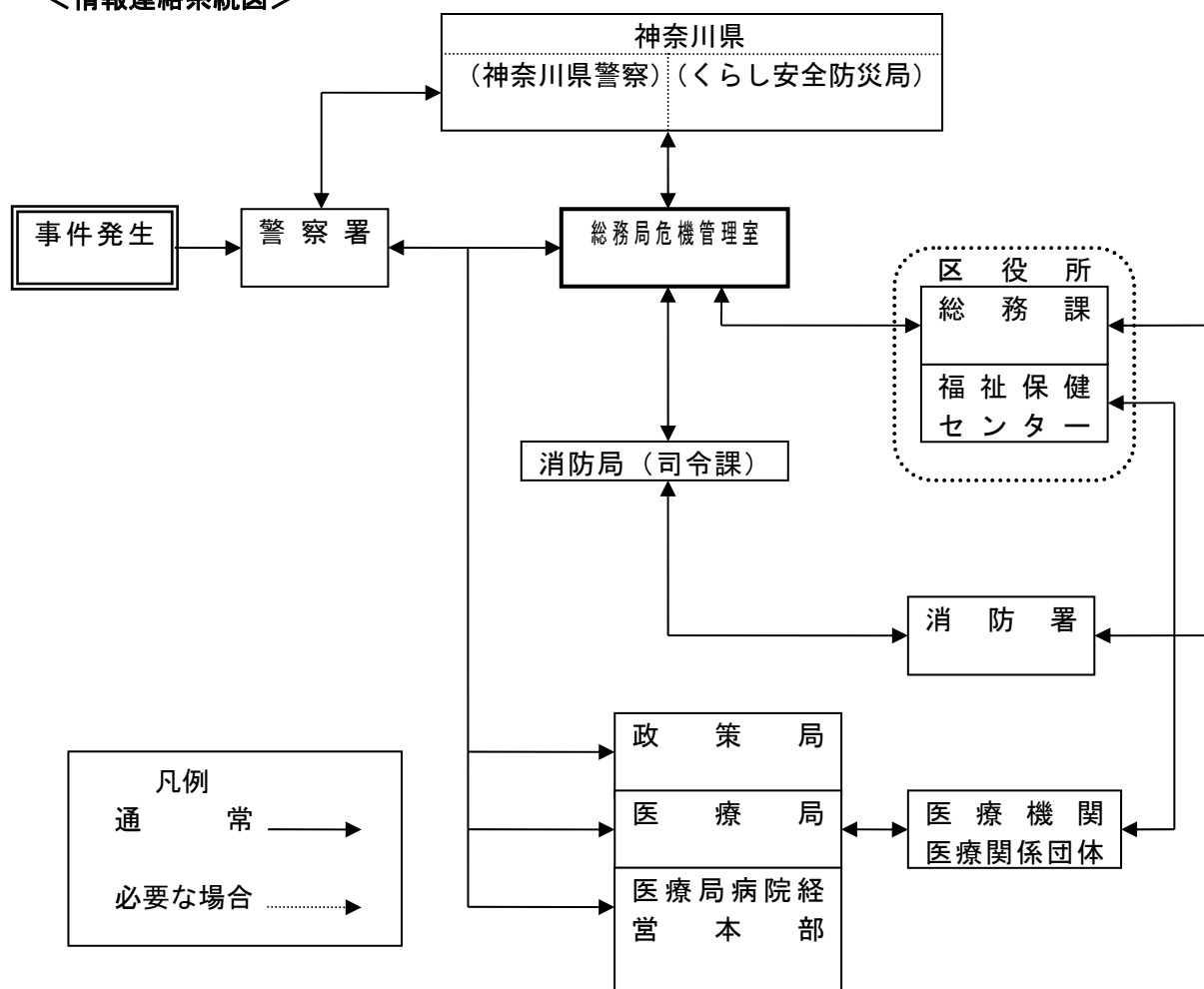
1 事前対策

- (1) 区役所
使用施設や連絡方法等、所轄警察署との事前協議
- (2) 総務局危機管理室
関係機関・関係区局との連絡調整

2 銃器等を使用した立てこもり事件発生時

- (1) 区役所
警察官が周辺住民等の避難措置を実施した場合は、区本部を設置して次の対応を図る。
 - ア 避難場所の確保
区の所管施設、地域防災拠点等、避難場所の確保
 - イ 避難が長引く場合の対応
地域防災拠点の防災用備蓄物資を利用する等、避難者への物資の提供
 - ウ 避難者に対する情報提供等
警察官と連携し、事件の推移等住民への情報提供
 - エ 避難所での取材対応
避難エリアと取材可能エリアを区別するなど、避難者に配慮した報道関係者への対応
 - オ その他
住民からの相談対応等
- (2) 総務局危機管理室
警戒体制又は市本部を危機管理センターに設置し、次の対応を図る。
 - ア 関係機関・関係区局との連絡体制の確立及び情報収集
 - イ その他、総務局危機管理室危機管理部長が必要と認めること。

<情報連絡系統図>



3 初動体制（施設における職員の行動の基本原則）

銃器等を使用した立てこもり事件発生時の初動体制は、原則として次のとおりとする。

- (1) 銃器等を使用した立てこもり事件発生の通報
- (2) 利用者の安全確保を最優先する。
- (3) 利用者の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。

4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名称	横浜市立てこもり事件対策連絡体制
責任者	総務局危機管理室危機管理部長
事務局	総務局危機管理室
組織構成	政策局、総務局、消防局及び責任者が指定する区局
設置基準	1 市内で銃器等使用の人質立てこもり事件又は銃器等使用の立てこもり事件が発生した場合 2 その他、責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 人質等が全員解放された場合 3 犯人が逮捕された場合

(※) 市庁舎防災・危機管理宿日直者及び災害応急対策員で対応します。

(2) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	横浜市立てこもり事件対策警戒本部	〇〇区立てこもり事件対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策局、総務局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 市内で銃器等使用の人質（多数）立てこもり事件が発生した場合又は銃器等使用の立てこもり事件が複数発生した場合 その他、市警戒本部長が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 区内で銃器等使用の人質立てこもり事件又は銃器等使用の立てこもり事件が発生し、警察から避難場所に係る協力要請があった場合 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 他の体制へ移行する場合 人質等が全員解放された場合 犯人が逮捕された場合 	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市立てこもり事件対策本部	〇〇区立てこもり事件対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 市内で銃器等使用の人質（多数）立てこもり事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合又は銃器等使用の立てこもり事件が複数発生し、多数の人的被害が発生した場合 その他、市本部長が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 市本部長から、設置の指示を受けた場合 その他、区本部長が必要と認める場合
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 他の体制へ移行する場合 人質等が全員解放された場合 犯人が逮捕された場合 	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

5 事務分掌

＜銃器等を使用した立てこもり事件対策事務分掌＞

対策の中心となる5局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること。 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。
医療局	1 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約に関すること。 2 医療機関への協力依頼に関すること。 3 医療救護班の派遣調整に関すること。 4 発生現地における応急医療に関する支援に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 避難誘導等に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <p>○所管施設内で銃器等を使用した立てこもり事件が発生した場合、当該施設の保安に関すること。</p> <p>○銃器等を使用した立てこもり事件に関連する情報の把握に関すること。</p> <p>○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。</p> <p>○特に、児童生徒の安全確保や地域防災拠点の開設が必要な場合は、教育委員会事務局等の関係局・機関と連携・調整することとする。</p>	

第4章 感染症対策

この章は、感染症法に係る事件等の緊急事態の発生について、関係法令などの内容と本市の地域特性を考慮し、必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	1 新型インフルエンザ等対策（主たる所管局は健康福祉局及び総務局） 2 社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）対策（主たる所管局は健康福祉局及び総務局） 3 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策（主たる所管局は環境創造局及び健康福祉局）
---------	--

第2節 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の感染拡大の防止と市民等の健康被害、社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を定める。

また鳥インフルエンザのトリからヒトへの感染が発生し、新型インフルエンザの発生が確認されていない段階における警戒体制等必要な対策を定める。

1 新型インフルエンザ等の概要

新型インフルエンザ等とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めのある、次に掲げる感染症の疾病をいう。

(1) 新型インフルエンザ

ア 新型インフルエンザとは

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することによっておこる病気である。インフルエンザウイルスは、表面にある突起の形を少しずつ変異させることで、毎年違った型のウイルスによる流行を引き起こしているが、数十年に一度、大きく変異し、新型のインフルエンザが出現している。

新型インフルエンザが出現すると、ヒトには免疫がないことから、その度に世界的な大流行（パンデミック）が起こる可能性が高い。

なお、過去に流行したスペインインフルエンザや香港インフルエンザなどのインフルエンザウイルスは、鳥インフルエンザに由来するものであることが分かっている。また、豚などの動物由来の新型インフルエンザも存在する。

<参考：過去の新型インフルエンザ流行>

- 1918年 スペインインフルエンザ
- 1957年 アジアインフルエンザ
- 1968年 香港インフルエンザ
- 1977年 ソ連インフルエンザ
- 2009年 インフルエンザ（H1N1）2009

スペインインフルエンザの概要

世界で2～5億人の患者が発生し、
約4千万人が死亡

日本	総人口	約5,473万人
	総患者数	約2,100万人

イ 新型インフルエンザの症状等

高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染例では、発熱、咳など、ヒトの一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢や結膜炎、重症の肺炎や多臓器不全などの全身症状を呈するものなど、様々な報告がある。

しかし、実際に出現しないと、新型インフルエンザの症状の程度はわからない。

(2) 再興型インフルエンザ

かつて世界的な規模で流行したが、その後流行することなく長期間経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したインフルエンザを指す。

再興型インフルエンザが出現すると、現在の国民の大部分に免疫がないことから、全国的か

(3) 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものをいう。

2 流行規模の想定

横浜市内の流行規模については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において用いられた、米国疾病予防管理センター（CDC）の推計モデルを横浜市にあてはめ、市内人口の25%が罹患すると想定した場合に、医療機関を受診する患者数の上限は約71万人、入院患者数と死亡者数の上限は以下の表のとおりと推計される。

＜市内人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計＞

医療機関を受診する患者数		約38万人～約71万人
内訳	入院患者数	～約16,000人(中等度)、～約61,000人(重度)
	死亡者数	～約5,000人(中等度)、～約19,000人(重度)

3 発生段階

新型インフルエンザ等対策については、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階に応じた対応方針を定めておく。

なお、移行については、必要に応じて神奈川県と協議の上で、市対策本部が決定する。

＜発生段階＞

国における発生段階	市行動計画の発生段階	市内の状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外（国内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態
国内発生早期	市内未発生期	
国内感染期	市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大～まん延～患者の減少)
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

4 事前対策

(1) 新型インフルエンザ等対策推進会議の設置

新型インフルエンザ等対策については、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、全庁的かつ横断的な連携が求められることから、健康福祉局及び総務局が事務局となり、副市長を議長とする「横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議」を設置し、総合的に推進する。

(2) 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定等

健康福祉局は、新型インフルエンザ等対策について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、その具体的な実施事項を定めた「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し、随時見直しを行う。

関係区局は、市行動計画に定める各種対策を実施するため、区行動計画や必要なマニュアルを作成し、職員に周知する。

(3) 業務継続計画（新型インフルエンザ編）の策定等

総務局は、新型インフルエンザ等に際し、市の機能を維持し、必要最小限の行政サービスを維持するため、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定し、随時見直しを行う。

また、特に社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対して、事業継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請・支援する。

(4) 調査監視体制の確立

健康福祉局は、WHOなどが公表する新型インフルエンザ等に関する情報や新型インフルエンザ等に関する海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

(5) 関係機関との連携

関係区局は、厚生労働省、国立感染症研究所、神奈川県（保健福祉局、くらし安全防災局）、横浜検疫所、医療機関、医療関係団体、他都市感染症対策部門、警察、自衛隊、海上保安庁、在日米軍等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、新型インフルエンザ等に関する情報の共有化を図る。

(6) ワクチン接種体制の構築等

特措法又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、市民に対して行う住民接種について、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。医師会、事業者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の具体的な実施方法について検討する。

また、医療従事者等に対して行う特定接種について、事業者に対しての登録作業に係る周知や登録事務手続について、国に協力する。

(7) 医療体制の整備

健康福祉局は、国、神奈川県と連携し、新型インフルエンザ等患者の診断・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る。

また、医師会、地域中核病院等医療関係機関とも連携し、帰国者・接触者外来設置等医療体制を強化する。

(8) 要援護者の支援

健康福祉局は、児童及び高齢者や障害者等の入所施設において集団感染が発生した場合の医療提供の手段、在宅療養者の生活支援等について検討する。

(9) 検査体制の整備

横浜市衛生研究所が検査を実施し、国立感染症研究所で確認を行う。

(10) 医薬品・医療資機材の確保

健康福祉局は、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行う。

関係局は、感染症対策に従事する職員用の防護服等の医療資機材を確保する。

(11) 市民に対する広報・相談

関係区局は、市民の安心を確保しパニックを防止するために、市民への情報提供を積極的に行い、ホームページ等をはじめとした広報や相談体制、窓口の整備を実施する。

なお、市民の感染拡大防止への協力依頼についても併せて広報していく。

5 緊急対策

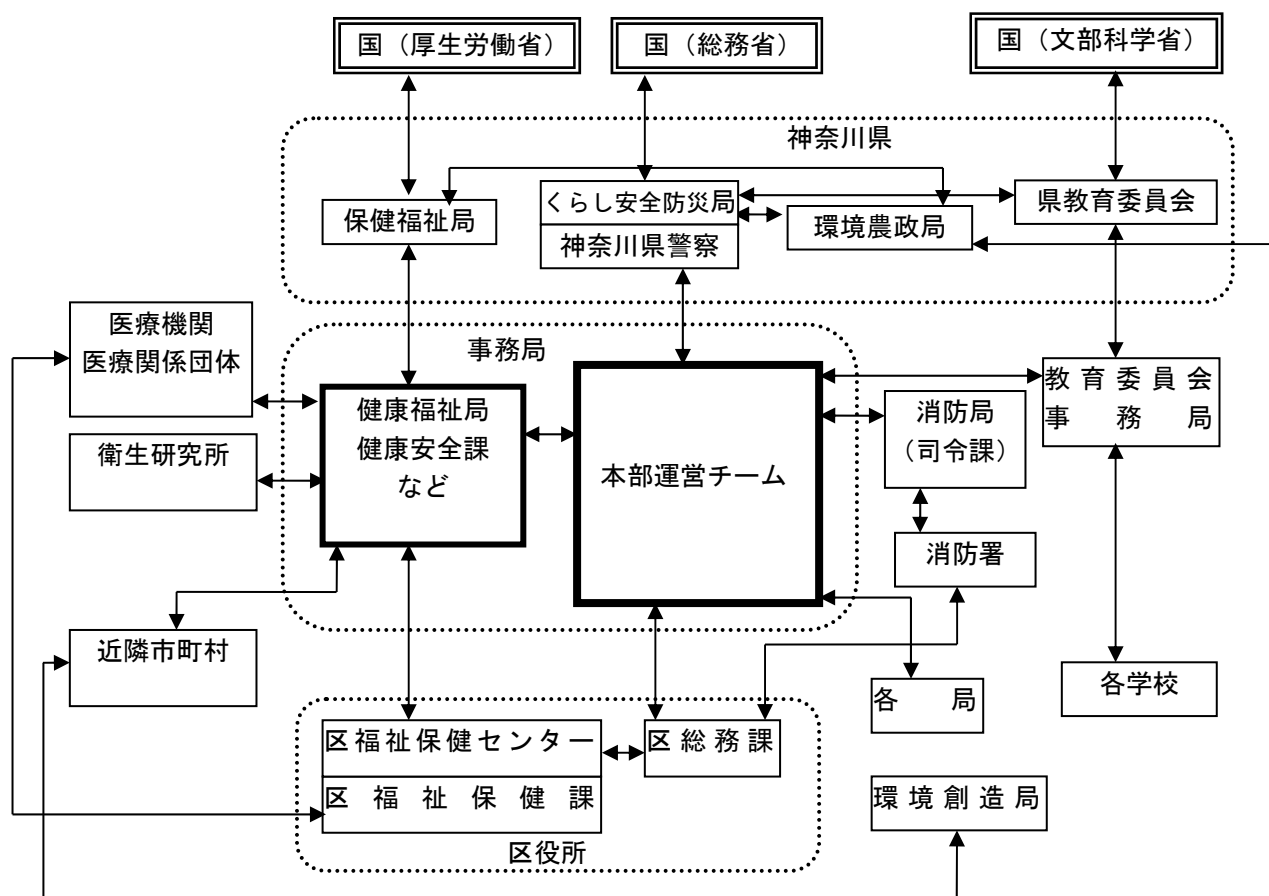
(1) 新型インフルエンザ等に関する情報連絡

国内で高病原性鳥インフルエンザに感染した患者、新型インフルエンザ等に感染した患者が確認された場合は、健康福祉局及び総務局が国、神奈川県、近隣市町村、医療機関等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

新型インフルエンザ等対策にあたっては、感染症の発生状況や原因等に関する疫学調査及び市民への広報が重要であるため、新型インフルエンザ等発生時の情報の取扱い・連絡等の流れについては平時より確認が必要である。

(2) 情報連絡系統図

図：新型インフルエンザ等対策の情報受伝達系統



(3) 新型インフルエンザ等のヒトへの感染対策

関係区局が実施する主な対策は、次のとおりとする。

なお、対策の細部については、市行動計画によるものとする。

ア 実施体制と情報収集

国、神奈川県、医療機関等の関係機関と情報交換を実施し、国内外での流行状況等の把握に努め、関係機関等へ情報提供するなど連携を図り、情報を共有化する。

イ サーベイランス

患者の早期把握と発生状況、感染の規模等の把握のため、国の発信する情報の収集なども含め、サーベイランスを実施する。

ウ 予防・まん延防止

(7) 検疫対策

検疫法（昭和26年法律第201号）に基づき、横浜検疫所と連携し、検疫対策に協力する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

また、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の限定使用を依頼するとともに、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、もしくは、患者との濃厚接触があり、社会機能維持に必要な者への予防投与を行うよう依頼する。

(ウ) 社会活動の自粛

不特定多数の集まる活動の自粛や学校・通所施設等における臨時休校・休業の要請を実施し、社会活動の制限等を行う。

なお、国が特措法に規定する緊急事態宣言をした場合、県知事は外出の自粛や催事の制限を、同法に基づき要請することができる（第45条）。

(エ) ワクチン

国の決定に基づき、特定接種対象者（市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員）に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

エ 医療

(ア) 医療・相談体制の確保

帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターを設置する（海外発生期）。

(イ) 医療資機材等の確保

防護服等の医療資機材を確保する。

(ウ) 治療・診断

疑い患者については、帰国者・接触者外来において診断・治療を行うこととし、医療関係団体等を通じて周知し、その旨を関係機関に情報提供を行う。

また、疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め健康管理等を実施し、症状が出現した場合は、直ちに確認を行う。

(エ) 遺体収容能力の確保

パンデミックに備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所を確保する。

オ 広報

パニックや風評被害を防止するために、市民に対してホームページ等のあらゆる広報媒体を活用して情報提供を積極的に行うとともに、相談体制を強化する。ホームページの内容等については随時更新する。

＜相談体制の強化＞

- ・市民からの一般的な相談対応窓口として、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置
国から配布されるQ Aを参考にしながら、適切な情報提供を行う。
- ・医療機関からの24時間連絡窓口を設置（必要に応じて診断・治療ガイドライン、Q Aを配布）

また、あらゆる媒体を利用して発生状況、対応措置やウイルスに関する情報について、メディア等に適宜情報提供する。

＜広報の内容＞

- ・新型インフルエンザ等の発生状況
発生場所、原因、病原性等の情報
- ・今後執る可能性のある措置
- ・不要不急の外出の自粛、感染予防策（手洗いやマスクの着用等基本の徹底等）、発熱等が生じた場合の受診方法等の喚起
- ・新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容

※ 広報の際には、人権に配慮した対応について市民に周知する（誰でも感染する可能性があること、感染したことについて患者、家族には原則責任がないこと等）。

※ 市内の外国人にも配慮した形で広報する。

カ 市民生活・経済の安定確保

(7) 業務継続計画の実施

〈業務の継続、縮小及び休止の実施等〉

- ・ 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
⇒ 職場等での感染防止策、業務の継続及び縮小・休止の準備を行う。
- ・ 国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
⇒ 職場等での感染防止策を開始し、業務の継続及び縮小・休止を開始する時期について検討を行う。
実施時期については、各地域の感染動向などを踏まえて、横浜市新型インフルエンザ等対策本部において全庁的に決定する。

(イ) 市民、事業者に対する注意喚起等

市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や、感染防止策の開始・強化を要請する。社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン、交通機関、食料品等）に対して、事業継続に向けた取組を要請する。

市民に対して感染防止策の徹底、各世帯で最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を要請する。

(ウ) 社会的弱者への支援準備

まん延期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応や世帯把握等を進め、支援に備える。

(4) その他

発生した新型インフルエンザ等の毒性や感染力等に応じて、この計画の一部を実施しない又は内容を変えて実施する等、柔軟に対応する。

6 組織体制の設置基準等

本市組織体制は、次に掲げる表のとおりとする。

＜本市組織体制（新型インフルエンザ等体制の関係）＞

発生段階		国外発生した場合	国内発生した場合		
			県外	県内	市内
鳥インフルエンザ発生	未発生期 トリからヒトへの感染が発生した状態	新型インフルエンザ等対策推進会議			
	海外発生期（第一段階） 海外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態 【目的】 ウイルスの国内侵入を阻止するとともに国内発生に備え体制を整える		新型インフルエンザ等対策本部 ※特措法に基づく対策本部ではない		
	国内発生早期（第二段階）				
	市内未発生期 市内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態				
国内感染期（第三段階）	市内発生早期 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした場合 ↓ 新型インフルエンザ等対策本部（法定設置） ※特措法に基づく対策本部 ↓ 国が緊急事態解除宣言をした場合、法定設置の対策本部は廃止		
	市内感染期 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態				
ポストパンデミック期	小康期（第四段階） 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 【目的】 社会・経済機能の回復を図り、第二波に備える		新型インフルエンザ等対策推進会議		

(1) 新型インフルエンザ等（高病原性鳥インフルエンザ等を含む。）のヒトへの感染

ア 警戒体制

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議
責 任 者	副市長
事 務 局	健康福祉局及び総務局
組 織 構 成	区（議長区）、政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、資源循環局、文化観光局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局及び教育委員会事務局 ※ 本会議構成員は、横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱による
設 置 基 準	海外においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等）が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的でない場合（未発生期）
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

イ 対策本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局及び健康福祉局	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 国内においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等）が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的でない場合（未発生期：前段階）（注） 2 海外においてヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（新型インフルエンザ等）が確認されている場合（海外発生期：第一段階） 3 その他、市本部長が必要と認める場合	
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から「小康期」宣言がされた場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

（注）インフルエンザ等の症状が確認されず、抗体陽性のみの場合は除く。

ウ 対策本部体制（法定設置）

区 分	市	区
名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局及び健康福祉局	区本部長の指名する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長
根 拠 法 令	特措法 横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例	
設 置 基 準	特措法第 32 条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、同法第 34 条に基づき、直ちに設置する。	
廃 止 基 準	特措法第 32 条第 5 項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、同法第 37 条において準用する同法第 25 条に基づき、遅滞なく廃止する。	

※ 対策本部体制（法定設置）とは、特措法に基づく体制のことをいう。また、対策本部体制とは、同法に基づかない体制のことをいう。

7 事務分掌

＜新型インフルエンザ等対策事務分掌＞

対策の中心となる18局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 横浜市立大学との連絡調整に関する事。 4 在日米軍との連絡調整に関する事。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市対策本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報（消防庁・県の通知を含む。）及び活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 3 各局間・チームの総合調整及び統制に関する事（健康福祉局の事務を除く。）。 4 区局の対応状況の把握及び記録 5 本部会議、幹部会議及び連絡調整会議の開催及び会議に関する事務 6 業務継続に関する事。 7 緊急事態宣言及び市民の社会活動の自粛要請に関する事。 8 本庁舎における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 9 職員の健康に関する事。
国際局	外国語の通訳・翻訳関係の調整に関する事。
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 2 関連情報の広報に関する事。 ※ 設置時は、当該チームにおいて活動
文化観光局	文化・観光及び創造都市関連業務における感染拡大防止対策の実施に関する事。
経済局	1 公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 2 市内中小企業・労働団体等に対する情報提供に関する事。 3 影響を受けた事業者等への融資に関する事。 4 医薬品、食料品等の流通に関する事。 5 生活関連物資等の価格の安定等の措置に関する事。
こども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
健康福祉局	1 新型インフルエンザ等に関する健康危機管理に関する事。 2 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 3 所管施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 要援護者に対する支援に関する事。 6 市民からの相談等の対応に関する事。 7 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関する事。 8 試験検査に関する事。 9 火葬・埋葬に関する事。 10 感染症に関する法令等の運用に関する事。 11 厚生労働省の通知の受理及び発出に関する事。 12 国、神奈川県、他都市との連絡調整に関する事。
医療局	医療機関との連絡調整に関する事。
医療局病院経営本部	1 市民病院における医療活動に関する事。 2 市民病院における必要な医薬品・医療資器材などの調達に関する事。

環境創造局	1 新型インフルエンザ等対策に係る、所管施設の感染拡大防止対策の実施に関する事 2 関係機関との連絡調整、情報収集に関する事。
資源循環局	汚染物質等の収集・処理に関する事。
建築局	新型インフルエンザ等対策に係る建築関係法令等の運用に関する事。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 2 横浜検疫所との連絡調整に関する事。
消防局	1 緊急事態発生時の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 新型インフルエンザ等に関連した救急に関する事。
水道局	水道水の安定供給維持のための対策の実施等に関する事。
交通局	地下鉄車両・駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
教育委員会事務局	1 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 2 文部科学省の通知の受理及び発出に関する事。
区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等の対応に関する事。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。 5 感染症に関する法令等の運用に関する事。 6 区民への広報に関する事。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○新型インフルエンザ等に関連する情報の収集・提供に関する事。 ○新型インフルエンザ等に関連する広報・相談に関する事。 ○新型インフルエンザ等の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関する事。 ○所管施設の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関する事。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関する事。 	

8 細部計画等

本計画の細部については、「市行動計画」又は「市行動計画」に基づいて策定された細部マニュアル等に対応することとする。

第3節 社会的な影響が大きい感染症対策

市内で感染症の患者等が発生した場合、感染症法に基づき、保健所とその支所である区福祉保健センターが速やかに調査を実施し、市内での感染拡大を防止している。しかし、国境を越えた人や物の動きが活発になり、これまで国内ではあまり見られなかった様々な感染症の患者等が発生する可能性があり、発生した感染症の病原性や感染力によっては、市民の不安が増大し社会的な影響が大きくなることが懸念される。

そこで、「社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）」（以下、この節において「社会的な影響が大きい感染症」という。）の患者等が海外又は国内で発生した場合に、正しい知識を提供して市民の不安を軽減するとともに、市内での感染の拡大を防止し、市民等の健康被害及び社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を定める。

1 社会的な影響が大きい感染症の定義

感染症法に定める感染症のうち、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症及び高病原性鳥インフルエンザを除いた感染症で、次表のすべての要件を満たすものとする。

なお、該当する感染症としては、感染症法上の一類感染症、二類感染症及び指定感染症を想定しているが、要件を満たすかどうかについては、保健所長と総務局危機管理室長が協議の上、決定する。

要件	(参考) 過去の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に国内で発生事例がない又はほとんどない感染症で、罹患した場合に重症化率や致死率が高い又は重大な後遺症を残す可能性が高いもの ・ 国内で患者等（※）が発生した場合にまん延する可能性がある感染症 ・ 社会的な関心が高まっていることにより市民の不安が増大している感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2003年 重症急性呼吸器症候群（SARS）の32か国での流行 ・ 2014年 エボラ出血熱の西アフリカでの流行 ・ 2015年 中東呼吸器症候群（MERS）の韓国での流行

※「患者等」とは、患者及び疑似症患者を指す。

2 事前対策

(1) 調査監視体制の確立

健康福祉局は、WHOなどが公表する最新の感染症に関する情報や海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局及び関係機関へ情報提供を行う。

(2) 関係機関との連携

健康福祉局は、厚生労働省、国立感染症研究所、神奈川県（保健福祉局、くらし安全防災局）、横浜検疫所、医療機関、医療関係団体、他都市感染症対策部門等と連絡調整を図る。

(3) 医療体制の整備

横浜市立市民病院は、社会的な影響が大きい感染症のうち感染症法上の一類・二類感染症の患者等の発生に備え、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、診療体制を整える。

(4) 検査体制の整備

横浜市衛生研究所は、発生に備え検査体制を確認する。

(5) 医療資機材の確保

関係区局は、感染症対策に従事する職員用の個人防護具等の医療資機材の状況を確認する。

(6) 市民に対する広報・相談

関係区局は、平時から市民に対し、ホームページ等をはじめとした広報媒体を用いて輸入感染症、渡航時の注意事項について積極的に情報提供を行う。

併せて、市民及び所管施設に対し、感染症の予防啓発を行い、手洗いや体調管理等の予防行動の重要性を周知する。

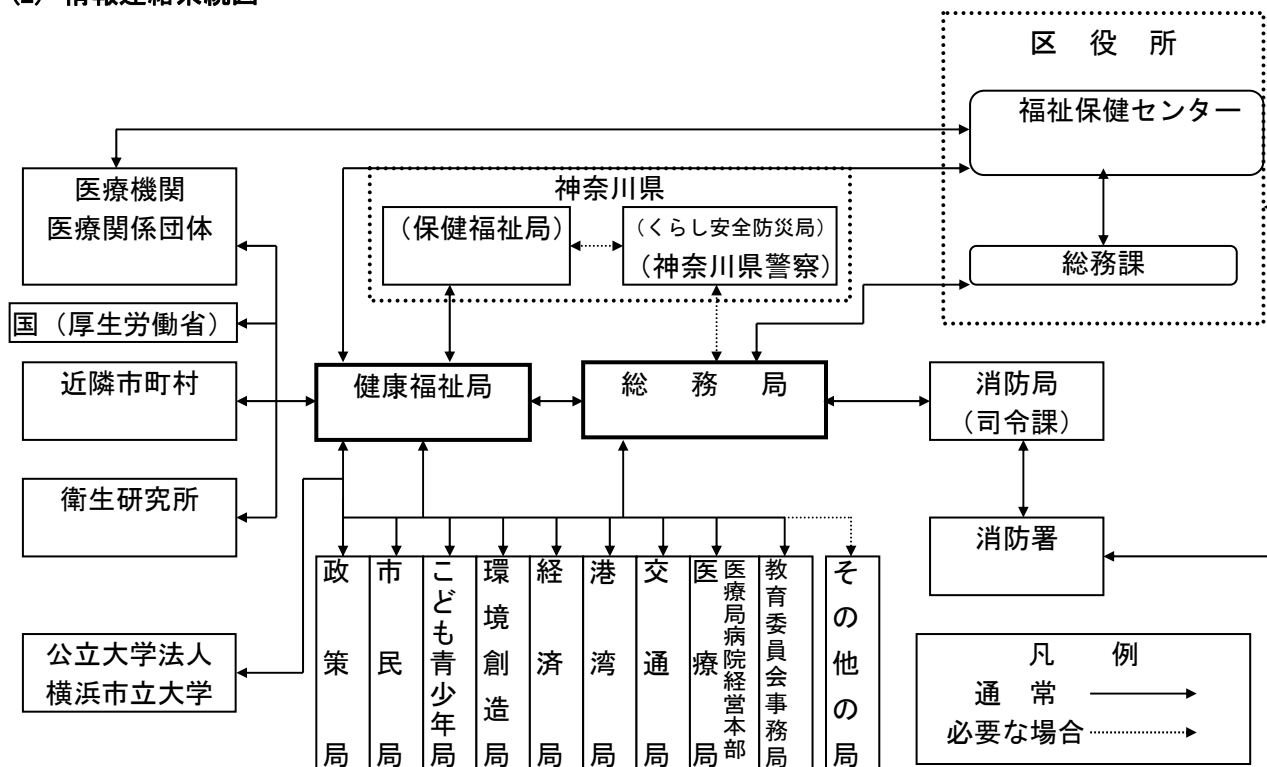
3 緊急対策

(1) 関係機関への情報連絡

海外及び国内（市内を除く。）において患者等が発生した場合、健康福祉局は国の通知等を踏まえて市内医療機関及び医療関係団体に対し、発生状況等について情報提供を行う。

また、市内において患者等が発生した場合は、健康福祉局及び総務局は速やかに患者等の発生について国、神奈川県へ報告を行う。併せて、近隣市町村、市内医療機関及び関係機関等に対し、必要な連絡・調整を実施する。

(2) 情報連絡系統図



(3) 海外及び国内で患者等が発生した場合

ア 患者等の早期把握及び院内感染対策の徹底

市内発生に備え、健康福祉局は国の通知等を踏まえて市内医療機関及び医療関係団体に対し発生状況や疑似症の定義等を周知するとともに、院内感染対策の徹底と、疑い患者診察時の保健所への情報提供を依頼する。

イ 相談対応及び情報提供

健康福祉局及び各区福祉保健センターは、速やかに当該感染症に関する電話等による市民相談窓口を開設し、受診に関する相談や一般的な健康相談に応じる。

併せて、健康福祉局及び各区福祉保健センターは、市民に対し、正しい情報の提供を目的として、ホームページをはじめとした様々な広報媒体を用いて、当該感染症の症状・感染経路・予防方法、相談窓口、医療機関の受診方法等について必要な情報を提供する。

(4) 市内において患者等が発生した場合

ア 患者の搬送

相談窓口や医療機関経由で社会的な影響が大きい感染症のうち一類・二類感染症の患者等の発生を把握し、感染症法第19条又は第20条に基づき入院勧告を行った場合、同法第21条に基づき、健康福祉局は民間の患者等搬送事業者の協力を得て横浜市立市民病院に患者の搬送を行う。

ただし、患者の生命に危険があり搬送に緊急性が認められる場合には、消防局による救急搬送を考慮する。

イ 適切な医療の提供

社会的な影響が大きい感染症のうち一類・二類感染症の患者等が発生した場合、健康福祉局及び各区福祉保健センターは、感染症法第19条又は第20条に基づき入院勧告を行い、横浜市民病院が第一種及び第二種感染症指定医療機関として、治療・診断を行う。

また、各区福祉保健センターは、患者等に対し、同法第37条に基づいた医療費の公費負担の申請の手続きを進める。

併せて、健康福祉局は市内医療機関及び医療関係団体に対し、必要な事項を周知する。

ウ 検査の実施

横浜市衛生研究所は、感染症を引き起こしている病原体（1類感染症（疑い）を除く。）に関する検査を実施する。また、必要に応じて国立感染症研究所に検査又は確認検査を依頼する。

エ 調査、保健指導及び健康診断の実施

(7) 患者調査及び保健指導

健康福祉局及び各区福祉保健センターは、当該感染症のまん延を防止するため、患者等に対し、感染症法第15条に基づき発生の状況、動向及び原因に係る質問又は必要な患者調査を行うとともに、感染拡大防止や不安軽減のための保健指導を行う。

(4) 接触者調査、保健指導、健康観察及び健康診断の実施

健康福祉局及び各区福祉保健センターは、当該感染症のまん延を防止するため、患者等の接触者（同居者、医療従事者、救急隊員等）に対し、感染症法第35条に基づき質問又は必要な接触者調査を行うとともに、感染拡大防止や不安軽減のための保健指導を行う。また、一定期間健康観察を行い、必要に応じて同法第17条に基づき健康診断を実施する。

オ 患者等の把握及び院内感染対策の強化

健康福祉局は、内医療機関及び医療関係団体に対し、市内の発生状況を周知し、院内感染対策の強化と疑い患者診察時の保健所への情報提供の徹底、患者等診察時の発生届の提出を依頼する。

カ 相談対応及び情報提供

健康福祉局及び各区福祉保健センターは、速やかに当該感染症に関する電話等による市民相談窓口を開設し、受診に関する相談や一般的な健康相談に応じるとともに、市民に対し、感染症法第16条に基づき、ホームページをはじめとした様々な広報媒体を用いて、患者発生状況等について必要な情報を提供する。また、関係区局は、所管施設等に対し、感染拡大防止策の実施のために必要な情報を提供する。情報を公表するにあたっては、個人情報保護に留意する。

ただし、市内で患者が発生し、感染経路が特定できない状況や患者等が公衆にまん延させる恐れがある状況等の緊急事態が発生した場合、市内での感染拡大防止が急務であるため、市民への情報提供や報道対応は市本部の指揮のもと広報・報道チームが担う。

4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市感染症対策情報連絡体制
責 任 者	健康福祉局副局長
事 務 局	健康福祉局（総務局支援）
組 織 構 成	健康福祉局、政策局、総務局、市民局、こども青少年局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	1 海外において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生国と日本との関係性（渡航状況や地理関係）を勘案すると、国内で患者等が発生する可能性が高い場合 2 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、国内でまん延する可能性が低い場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	横浜市感染症対策警戒本部	〇〇区感染症対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	全局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生地域と本市との関係性（地理関係や往来状況）を勘案すると本市で患者等が発生する可能性が高い場合 2 市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、市内でまん延する可能性が低い場合	市警戒本部が設置された場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市感染症対策本部	〇〇区感染症対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、感染力や発生状況を勘案すると市内でまん延する可能性が高い場合	市対策本部が設置された場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

5 事務分掌

＜社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）対策事務分掌＞

対策の中心となる13局及び区	
関係局・区	事務分掌
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（健康福祉局の事務を除く。）。 4 職員の健康に関すること。
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
こども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
健康福祉局	1 当該感染症に関する実務的対策全般に関すること。 2 当該感染症に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 市民からの相談等の対応に関すること。 6 試験検査に関すること。 7 感染症に関する法令等の運用に関すること。 8 国、神奈川県、他都市との連絡調整に関すること。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	1 市立病院における医療活動に関すること。 2 市立病院における必要な医薬品・医療資機材などの調達に関すること。
環境創造局	下水道施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
経済局	公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 横浜検疫所との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 当該感染症に関連した救急に関すること。
交通局	市営地下鉄及び市営バスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
教育委員会事務局	市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 感染症に関する法令等の運用に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○当該感染症に関連した情報の把握に関すること。 ○当該感染症の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の当該感染症に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

第4節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染病予防法に定められる鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥（以下「家きん」という。）に対して、病原性と感染性を有し、養鶏業等への多大な被害を及ぼす家畜伝染病であるとともに、ヒト及び愛がん鳥への感染予防を図る必要があることから、その蔓延防止と影響を最小限にとどめるために、また、野鳥においては、症状も種によって多岐にわたることから、環境省マニュアル等に則り、高病原性鳥インフルエンザについてのみ、野鳥のサーベイランス等、必要な全庁的な対策等を定める。

また、鳥インフルエンザのトリからヒトへの感染が発生し、新型インフルエンザの発生が確認されていない段階においては、第2節に定める新型インフルエンザ未発生期の警戒体制等の必要な対応を実施する。

1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの概要

(1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの定義

高病原性鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）で定める疾病で、国際獣疫事務局が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。

低病原性鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザを除く）の感染による家きんの疾病をいう

鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ以外のA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの症状

高病原性鳥インフルエンザの感染鶏では死亡率が高く、主な症状は元気消失、食欲・飲水欲の減退、産卵率の低下、呼吸器症状、下痢、神経症状などで、肉冠・肉水・顔面の腫れやチアノーゼ、脚の浮腫や皮下出血などの病変が報告されている。一方、短期間に高率に死亡するものの、明瞭な症状や病変を示さない例もある。なお、高病原性鳥インフルエンザは、家きんだけでなく、その他の愛がん鳥や野鳥などの鳥類にも感染する可能性がある。

低病原性鳥インフルエンザは高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝搬力のつよいものの、ほとんど臨床症状を示さない。そのため、発見が遅れる恐れがあり、また海外では高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

2 市内の家きん等の飼養状況等

市内で家きんを飼養する養鶏場は5戸、飼養羽数は約2.2万羽である、その他、市立動物園や学校、個人などで家きんを飼育している。本市の場合、これらの施設は住宅密集地に多く存在することから、防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。また、発生時、死体を含む汚染物品の発生地又は周辺における埋却地の確保が難しいと予想されるため、焼却処分を第1に想定することとする。

なお、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは、家きん以外の鳥類にも感染する。

3 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策における国・神奈川県及び横浜市の役割について

(1) 家きんについて

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策は、国の「高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表）及び神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル（平成16年12月策定 環境農政局総務室）に基づき、国、神奈川県及び関係機関等と連携し実施する。

表1 家畜伝染病予防法等に基づく、国・県及び市の主な役割（防疫措置）

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんのサーベイランスの実施（県） ・早期診断及び患畜・疑似患畜のとさつ ・移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置 ・死体を含む汚染物品の焼却処理の決定及び実施 ・発生農場の清掃・消毒作業 ・とさつした家きん等の評価 ・疫学調査及び清浄性確認 ・飼養衛生管理基準の徹底指導 ・焼却処理施設までの移動ルート決定（県）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却可能施設等の確認 ・県が設置する消毒ポイント等への運営協力 ・制限区域内農場等への発生状況及び規制内容等の情報提供 ・発生農場周辺住民等への情報提供 ・連絡体制及びその他、県が行う防疫措置に対する協力 ・焼却処理施設までの移動ルート決定（県）への協力

(2) 愛がん鳥について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）上の定義はないが、神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアルでの愛がん鳥の定義に基づき、「家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）及び野鳥以外の鳥類で、動物取扱業者又は市民が飼養している鳥をいう。ただし、継続飼養している野鳥を含む。」とする。また、動物取扱業のうち動物園について、「動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成29年11月9日環自総発第1711091号）」に基づき、動物園で飼養する鳥類も含む。

その他、市立学校等で飼養している鳥類を含む。

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時における関係機関への連絡（県） ・発生時における確定検査についての調整（県）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時における関係機関への連絡 ・検査結果陽性時の聞き取り調査及び消毒等の指導 ・国での検査についての調整

(3) 野鳥について

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する対応技術マニュアル（平成29年10月）」に基づき、野鳥のサーベイランス等を、国、神奈川県及び関係機関等と協力・連携して実施する。

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥のサーベイランス等の実施（県・国） ・野鳥監視重点区域の設定（国） ・野鳥監視重点区域における緊急調査（県・国）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡野鳥に関する相談対応等 ・野鳥のサーベイランス等への協力 ・野鳥監視重点区域における緊急調査への協力

4 事前対策

(1) 共通事項

ア 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省・環境省）、神奈川県、神奈川県農業共済組合、公益社団法人神奈川県獣医師会、公益社団法人横浜市獣医師会、横浜農業協同組合等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、情報の共有化を図る。

イ 調査監視体制の強化

環境創造局は、国が公表する高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する情報のほか、海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

ウ 市民に対する広報・相談

市民局、健康福祉局、環境創造局等関係区局は、市民への正確な情報提供を積極的に行い、ホームページ等をはじめとした広報や相談体制の整備に努めるとともに、畜産に関する風評被害を防止するため、広報や相談体制の整備に努める。

エ マニュアル等の整備

関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(2) 家きんについて

ア 家畜診療・家畜防疫体制の整備

環境創造局は、神奈川県（県中央家畜保健衛生所）や神奈川県農業共済組合、公益社団法人神奈川県獣医師会、公益社団法人横浜市獣医師会、横浜農業協同組合と連携し高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの家畜防疫体制の強化を図る。

イ 焼却処分及び埋却処分への対応調査・確認

資源循環局は、焼却処分に備えて焼却可能施設の確認等を行う。

健康福祉局と環境創造局は、神奈川県と連携して備える。

ウ 消毒ポイントの対応

環境創造局は高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に備え、消毒ポイントを設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて神奈川県へ連絡する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、すべての区局の施設管理者は、その運営が円滑に行なえるように協力するものとする。

エ 家きん飼養者等への周知

健康福祉局及び環境創造局は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生やまん延を防止するために、神奈川県と連携して家きん飼養者等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立入禁止などの周知徹底を行う。また神奈川県及び健康福祉局と連携して野鳥での高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況を家きん飼養者へ情報提供する。

オ 横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策警戒体制

国内で高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが発生し、かつ、拡大のおそれがある場合などには、発生状況の把握、家畜防疫、市民に対する正確な情報提供など、全庁的、横断的な連携が求められることから、「横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策警戒体制」、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部体制」をとり、情報の共有化を図る。

(3) 愛がん鳥について

疑い事例の相談・対応

飼い主や獣医師、市立学校からの相談が区福祉保健センターにあった場合、区福祉保健センターは、必要な指導・助言を行う。また、動物愛護センターは必要に応じて関係機関や国と検査の調整等を行う。

動物園が飼養する鳥類に高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合は、動物園を所管する環境創造局動物園課は、動物愛護センター及び動物園と検査の実施について調整等を行う。

また、健康福祉局は疑い事例の発生について環境創造局に情報提供を行う。

(4) 野鳥について

野鳥におけるサーベイランス

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(環境省)に基づき国、

- a 防疫作業の応援
 - b 制限区域内の家きん飼養者への規制情報連絡の協力
 - c 消毒ポイントの設置と運営協力
 - d 死体を含む汚染物品の焼却処分協力
 - e その他必要な支援
- (イ) 住民への説明や健康相談
- a 神奈川県と連携し、環境創造局・健康福祉局・区は高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、発生地及び消毒ポイントの周辺住民へ防疫措置等の対応説明を実施する。
 - b 神奈川県と連携し、健康福祉局及び区は防疫従事者及び家きん飼養者等の接触者の健康調査、健康観察及び感染防御指導を実施する。また、住民からの健康相談対応を行う。
- (オ) 情報提供
- パニックや風評被害を防止するために市民に対してホームページ等を活用して情報提供を行うとともに相談窓口を設置するほか、適宜、報道機関等に情報提供する。

(2) 愛がん鳥について

ア 関係機関への情報提供

横浜市内で高病原性鳥インフルエンザに感染した愛がん鳥が確認された場合は、健康福祉局は速やかに環境創造局に連絡するとともに、神奈川県、近隣市町村等の関係機関へ情報提供する。

また、環境創造局及び健康福祉局は、環境創造局副局長を責任者とする「横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策警戒体制」をとり、横浜市関係局との情報共有及び必要な対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

区福祉保健センターは、愛がん鳥（動物園で飼養する鳥類以外の鳥）の簡易検査結果が陽性であった場合、飼育状況の聞き取り調査及び指導を行う。消毒ポイント等については、環境創造局農業振興課と連携し、周辺住民へ消毒等の助言・指導を行う。

動物園が飼養する鳥類に高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合は、動物園を所管する環境創造局動物園課は、事例の発生について健康福祉局及び動物愛護センターに情報提供を行う。また、動物園内の消毒等については、動物園が区福祉保健センターと連携して行う。

市立学校で飼養する鳥類に感染が確認された場合は、市立学校を所管する教育委員会は、事例の発生について健康福祉局及び動物愛護センターに情報提供を行い、助言等を求める。

濃厚接触による人への感染が疑われる場合は、健康福祉局及び区福祉保健センターは、必要に応じて関係者への健康観察を行う。

ウ 情報提供

健康福祉局は及び関係区局は市民に対してホームページ等を活用して情報提供を行う。

(3) 野鳥について

ア 関係機関への情報提供

横浜市内で高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥が確認された場合は、環境創造局は速やかに健康福祉局に連絡するとともに、神奈川県、近隣市町村等の関係機関へ情報提供する。

また、環境創造局及び健康福祉局は、環境創造局副局長を責任者とする「横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策警戒体制」をとり、横浜市関係局との情報共有及び必要な対策を講じる。

イ 緊急調査への協力

環境創造局は、死亡野鳥の確定検査結果が陽性であった場合、県の実施する野鳥監視重点区域における緊急調査等に協力する。

ウ 情報提供

環境創造局及び関係区局は市民に対してホームページ等を活用して情報提供を行う。

6 組織体制の設置基準等

本市組織体制は、次に掲げる表のとおりとする。

ア 警戒体制

名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策連絡会
責 任 者	環境創造局副局長
事 務 局	環境創造局（健康福祉局支援）
組 織 構 成	健康福祉局、政策局、総務局、国際局、市民局、経済局、こども青少年局、環境創造局、資源循環局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	1 国内（神奈川県外）において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染が確認された場合 2 神奈川県内において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに感染の疑いのある家きんが発見された場合 3 横浜市内で高病原性鳥インフルエンザの愛がん鳥・野鳥への感染が確認された場合 4 その他、責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

イ 警戒本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策警戒本部	〇〇区高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	健康福祉局、政策局、総務局、国際局、市民局、経済局、こども青少年局、環境創造局、資源循環局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 神奈川県内において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染が確認された場合 2 横浜市内において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに感染の疑いのある家きんが発見された場合 3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	市警戒本部長が指定した区
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

ウ 対策本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部	〇〇区高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 横浜市内で高病原性鳥インフルエンザ	市本部長が指定した区

	ザ又は低病原性鳥インフルエンザの家 きんへの感染が確認された場合 2 その他、本部長が必要と認める場合	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭され た場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制 へ移行した場合

7 事務分掌

<高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策事務分掌>

対策の中心となる13局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各区局間の総合調整及び統制に関すること（環境創造局の事務を除く。）。 4 防疫に係る人員配置に関すること。 5 職員の健康に関すること。
国際局	外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
経済局	1 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。 2 影響を受けた事業者等への融資に関すること。
こども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
健康福祉局	1 市民からの健康相談、養鶏場従事者及び防疫従事者等接触者の健康相談 に関すること。 2 市民及び家きん（愛がん）の飼養者に対する広報に関すること。 3 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。 4 住民説明会に関すること。 5 接触者及び防疫作業従事者の感染予防及び健康管理に関すること。 6 人への影響等に関する情報収集、関係機関との連絡調整に関すること。 7 医療関係団体との連絡調整に関すること。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	市民病院における医療活動に関すること。

環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県が行う防疫対策の実務に関すること。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関すること。 3 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関すること。 4 家きん（養鶏場）の飼養者に対する広報に関すること。 5 消毒ポイントのリストアップに関すること。 6 消毒ポイントの運営・施設協力に関すること。 7 市立動物園の防疫に関すること。 8 畜舎排水に関すること。 9 家きん発生に伴う住民説明会に関すること。 10 養鶏場等に関する相談に関すること。 11 影響を受けた養鶏農家への経営相談に関すること。 12 国・神奈川県、他都市との連絡調整に関すること。 13 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 14 県等が行う野鳥に関する緊急調査等に関すること
資源循環局	<ol style="list-style-type: none"> 1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の死体を含む汚染物品の処分に関すること。 2 汚染物品等の焼却処理に関すること。
道路局	発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関すること。
教育委員会事務局	市立学校における飼養鳥類の感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集、伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること（環境創造局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び家きん発生に伴う住民説明会に関すること（環境創造局等と連携して実施）。 5 接触者及び防疫作業従事者の感染予防及び健康管理に関すること。（健康福祉局等と連携して実施）。 6 感染症に関する法令等の運用等に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に挙げる事項を必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する情報の収集・提供に関すること。 ○横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する広報・相談に関すること。 ○横浜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 ○消毒ポイントの施設協力に関すること 	

【用語解説】

- インフルエンザウイルス
 インフルエンザウイルスはA型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型のことをいう。）
- 鳥インフルエンザ
 一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、十分な感染防止策をとらずに感染した鳥や排泄物等に濃厚に接触した場合、稀に、ウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあると言われている。人で発症した場合の鳥インフルエンザは、感染症法の二類または四類感染症に規定されている。
- 積極的疫学調査
 患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。
- パンデミック
 感染症の世界的大流行。
 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- 家きん
 鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。
 なお、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
- サーベイランス
 見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。
 特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。
- 帰国者・接触者外来
 新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。海外の発生情報を基に発生国からの帰国者等に対し、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。
 また、市内感染期では、帰国者・接触者外来を閉鎖し、感染防止策を徹底したうえで、基本的に全ての医療機関で新型インフルエンザ等患者の診療を行う。

- 帰国者・接触者相談センター
発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言
新型インフルエンザ等が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したときに政府対策本部長（内閣総理大臣）がする宣言。特措法により、緊急事態宣言がされると市対策本部長（市長）は対策本部を設置することとなっている。

（参考）特措法関係箇所抜粋

第 32 条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事例が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

第 34 条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

.....

第5章 家畜伝染病対策

この章は、家畜伝染病予防法に定める疾病のうち、ヒトへの感染が疑われるもの及び市民生活に甚大な影響を及ぼす事件等の緊急事態の発生について、関係法令などの内容と本市の地域特性を考慮し、必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策（主たる所管局は環境創造局、健康福祉局が支援） 2 口蹄疫対策（主たる所管局は環境創造局） 3 CSF（豚熱、以下「CSF」という。）（主たる所管局は環境創造局） 4 上記1, 2, 3の他、家畜伝染病予防法に位置づけられている重大な伝染病の対策
---------	--

第2節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策については、第4章第4節で実施する。

第3節 口蹄疫対策

口蹄疫は偶蹄類の家畜及び感受性の高い動物（以下、「偶蹄類等」という。）に感染、まん延し、本市の農業と地域経済に甚大な損失を招くだけでなく、ヒトには健康上の影響はないが市民生活の様々な面において重大な影響を及ぼすことから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために必要な全庁的な対策等を定める。

1 口蹄疫の概要

(1) 口蹄疫とは

口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性伝染病で、牛、豚、めん羊、山羊等の家畜をはじめ、野生動物を含むほとんどの偶蹄類等の動物が感染する家畜伝染病である。口蹄疫にかかるとうと発育や運動障害で肥育効率が低下するなどし、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数%程度といわれている。しかしひとたび口蹄疫が発生した場合、その影響は牛、豚飼養農家に止まらず、地域の経済活動や市民生活などに重大な影響を与えることが懸念される。このため、日頃の衛生管理等の徹底による予防や他の偶蹄類等へ移さないようにするための対策、特に発生の際の初期段階における防疫対策が重要である。

<参考：過去の口蹄疫の発生>

1908年 東京、神奈川、兵庫、新潟 で発生がみられ522頭をとさつ

2000年 宮崎（3～4月：3戸で発生し、とさつ頭数は牛10頭、9頭、16頭）及び北海道（5月：1戸で発生し、とさつ頭数は705頭）で92年ぶり発生

2010年 宮崎県で10年ぶりに発生

<宮崎県での発生概要（宮崎県農政水産部畜産課調べ）>

- ・発生農場数：292 箇所
- ・家畜等のとさつ頭数：288,649 頭（牛：68,272 頭、豚：220,034 頭、他 343 頭）
- ・消毒ポイント設置数：約 400 か所
- ・埋却処分地：252 か所、面積 約 142 ヘクタール

(2) 口蹄疫の症状

偶蹄類等が口蹄疫に感染すると、突然40～41℃の発熱を示し、元気消失に陥ると同時に、多量のよだれや、口、蹄、乳頭等に水泡（水ぶくれ）ができるなどの症状があらわれる。病原体のウイルスの感染力はすさまじく、まん延しやすい。

2 市内偶蹄類等の飼養状況等

市内の偶蹄類等を飼養する農家数は27戸、飼養している牛・豚の数は約10,000頭であり、その他、市立動物園やと畜場などで偶蹄類等を飼育している。本市の場合、これらの施設は、住宅密集地に多く存在することから、発生地又は周辺への埋却地の確保が難しいと予想されることのほか、埋却するときの防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。

表 主な市内偶蹄類等の飼養数（平成28年2月1日現在）

飼養者	動物種	家畜伝染病予防法の対象動物			家畜伝染病予防法の非対象動物
		牛	豚	山羊・めん羊・しか・いのしし	その他の感受性動物
農家		928	8,826	0	0
市立動物園		0	2	10	84

※ 1戸あたりの最大飼養頭数は牛が約350頭、豚が約4,500頭
 （参考）横浜市中央卸売市場食肉市場における一日の搬入数（平成21年度）

動物種	牛	豚
実績		
平均	73	545
最大	100	739

3 口蹄疫対策における国・神奈川県及び横浜市の役割について

口蹄疫対策は、国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表）、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項」（平成23年10月1日付け23消安第3410号農林水産省消費・安全局通知）及び「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」（平成23年10月）等に基づき、国、神奈川県及び関係機関等と連携し実施する。

表 家畜伝染病予防法等に基づく、国・県及び市の主な役割（防疫措置）

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・早期診断及び患畜・疑似患畜のとさつ ・移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置 ・埋却に要する国有地・県有地のリストアップ ・死体を含む汚染物品の埋却処理・焼却処理の決定及び実施 ・発生農場の清掃・消毒作業 ・とさつ家畜等の評価 ・疫学調査及び清浄性確認 ・飼養衛生管理基準の徹底指導 ・埋却地又は処理施設までの移動ルート決定（県）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・各農場における死体の埋却予定地及び市有地の調査 ・埋却処理が困難な場合の焼却可能施設等の確認 ・県が設置する消毒ポイント等への運営協力 ・制限区域内農場等への発生状況及び規制内容等の情報提供 ・発生農場周辺住民等への情報提供 ・連絡体制及びその他、県が行う防疫措置に対する協力 ・自主消毒ポイントの設置運営 ・埋却地又は処理施設までの移動ルート決定（県）への協力

4 事前対策

(1) 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省）、神奈川県（環境農政局農政部畜産課及び県央家畜保健衛生所）、神奈川県農業共済組合、公益社団法人神奈川県獣医師会、公益社団法人横浜市獣医師会、横浜農業協同組合等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、口蹄疫に関する情報の共有化を図る。

(2) 調査監視体制の強化

環境創造局は、農林水産省などが公表する口蹄疫に関する情報のほか、海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

(3) 家畜診療・家畜防疫体制の整備

環境創造局は、神奈川県（県央家畜保健衛生所）や神奈川県農業共済組合、公益社団法人神奈川県獣医師会、公益社団法人横浜市獣医師会、横浜農業協同組合と連携し口蹄疫の家畜防疫体制の強化を図る。

(4) 埋却及び焼却処分への対応調査・確認

神奈川県は、家畜飼養者等の埋却処分のための土地の有無についての調査・確認を法に基づき家畜飼養者等からの定期報告書の提出を受けて実施する。健康福祉局と環境創造局は、神奈川県と連携して備える。

財政局は、関係局と連携し埋却可能な市有地を含む公有地を調査し、必要に応じて神奈川県へ連絡する。

資源循環局は、国・神奈川県が埋却不可と判断し、焼却処分を決定した場合に備えて焼却可能施設の確認等を行う。

(5) 消毒ポイント・自主消毒ポイントの対応

環境創造局は口蹄疫の発生に備え、消毒ポイント及び自主消毒ポイントとして設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて神奈川県へ連絡する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、すべての区局の施設管理者は、その運営が円滑に行なえるように協力するものとする。

(6) 自主防疫に必要な消毒薬等家畜防疫資機材の確保、点検

健康福祉局、環境創造局及び経済局は、口蹄疫発生に備え、日頃から消毒薬及び家畜防疫用資機材を確保し、点検を行う。

(7) 農家等への周知及び出荷業者への啓発

健康福祉局及び環境創造局は、口蹄疫の発生やまん延を防止するために、神奈川県と連携して農家等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立入禁止などの周知徹底を行う。また、経済局は、出荷業者への衛生管理に関する啓発を行う。

(8) 市民に対する広報・相談

市民局、健康福祉局、環境創造局、経済局等関係区局は、畜産に関する風評被害を防止するため、市民への正確な情報提供を積極的に行い、ホームページ等をはじめとした広報や相談体制、窓口の整備を実施する。

(9) マニュアル等の整備

環境創造局及び関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(10) 横浜市口蹄疫対策警戒体制

国内で口蹄疫が発生し、かつ、拡大のおそれがある場合などには、発生状況の把握、家畜防疫、市民に対する正確な情報提供など、全庁的、横断的な連携が求められることから、環境創造局が事務局となって「横浜市口蹄疫対策警戒体制」をとり、情報の共有化を図る。

また、神奈川県に隣接する都県等で発生（発生箇所から50キロメートル圏内に市域が含まれる場合）し、かつ、拡大のおそれがある場合は、自主消毒ポイントの設置を検討し、必要に応じて実施する。

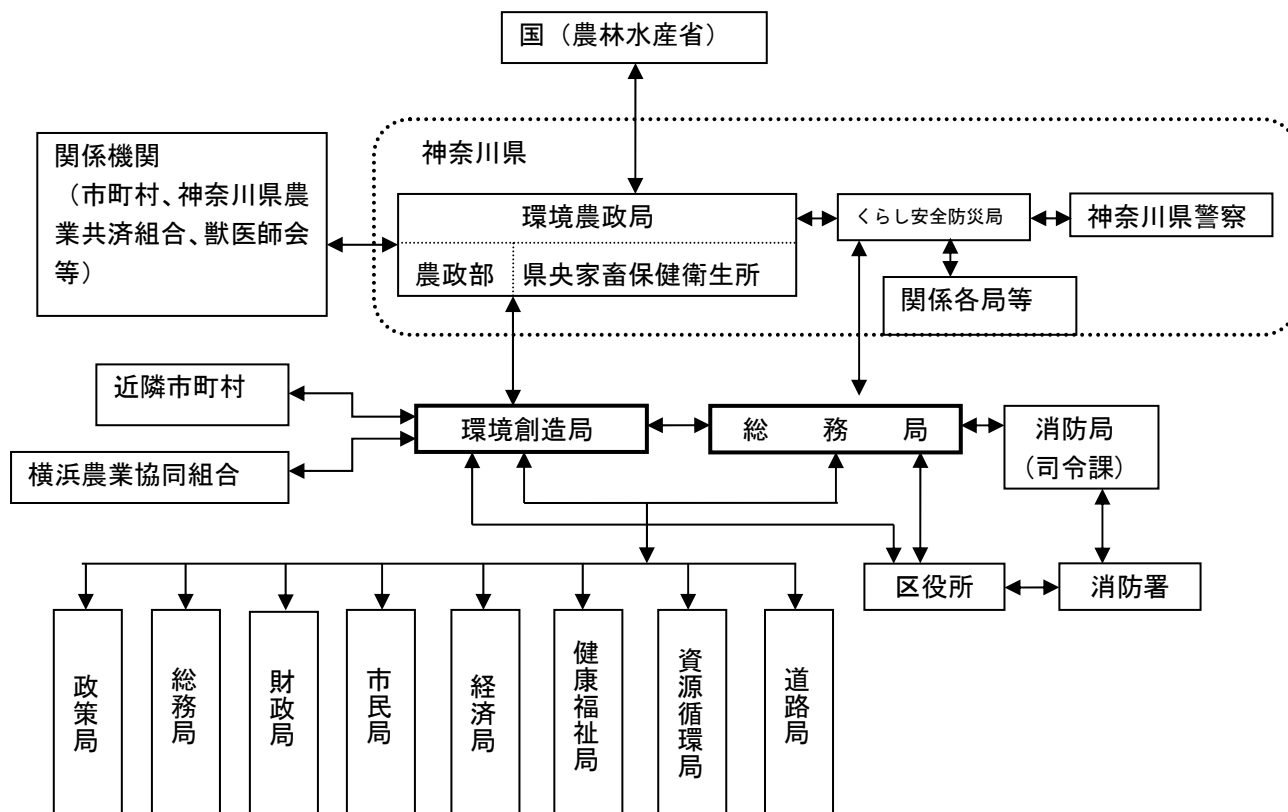
5 緊急対策

(1) 関係機関への通報

横浜市内で口蹄疫に感染の疑いのある偶蹄類等が発見された場合は、環境創造局及び総務局が神奈川県、近隣市町村等へ速やかに通報、連絡等を実施するとともに、市長を本部長とする「横浜市口蹄疫対策本部」体制をとり、総合的に口蹄疫に関する対策を講じる。

(2) 情報連絡体制

図：口蹄疫対策の情報受伝達系統



(3) 発生時の感染拡大防止

関係区局が実施する主な対策は次のとおりとする。

ア 情報の収集・連携体制の確保

国、神奈川県等と情報交換を実施し、関係機関へ情報提供するなど連携を図り共有化する。

イ 早期発見・早期通報体制の確保

神奈川県と連携し、偶蹄類等の飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

ウ 感染予防と封じ込め

神奈川県と連携し、以下の感染家畜等への防疫措置に協力する。

(7) 発生地の防疫措置の応援

(イ) 制限区域内の偶蹄類等動物飼養者への規制情報連絡の協力

(ロ) 消毒ポイントの設置と運営協力

(ハ) 汚染物品の埋却地の確保又は焼却処分協力

(ニ) ヒトや車両等によるウイルスの拡散防止としての通行の規制

(ホ) その他必要な支援

エ 発生地周辺住民への説明及び従事者等の健康相談対応

(7) 口蹄疫発生に伴う防疫措置にあたり、周辺住民への説明を神奈川県と連携して実施する。

(イ) 家畜防疫従事者、飼養者や市民を対象とした健康相談や心のケアなどの対応を行う。

オ 情報提供

パニックや風評被害を防止するために、市民に対してホームページ等を活用して情報提供を行うとともに相談窓口を設置するほか、適宜、報道機関等に情報提供する。

6 組織体制の設置基準等

本市組織体制は次のとおりとする。

(1) 警戒体制

名称	横浜市口蹄疫対策警戒体制
責任者	環境創造局副局長
事務局	環境創造局
組織構成	総務局、財政局、経済局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、道路局及び責任者が指定する区局
設置基準	1 国内で口蹄疫が発生し、かつ、拡大のおそれのある場合 2 その他責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 口蹄疫の国内における拡大のおそれや再発懸念が払拭された場合

(2) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市口蹄疫対策本部	〇〇区口蹄疫対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室、環境創造局	区本部長の指定する課等
組織構成	政策局、総務局、財政局、市民局、経済局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、道路局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 県内で口蹄疫が発生した場合 2 移動制限区域又は搬出制限区域に市域が含まれる場合 3 その他、市本部長が必要と認める場合	
廃止基準	1 県内及び市域での口蹄疫の再発懸念が払拭された場合 2 他の体制へ移行する場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

7 事務分掌

＜口蹄疫対策事務分掌＞

対策の中心となる9局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各区局間の総合調整及び統制に関すること（環境創造局の事務を除く。）。 4 緊急事態発生の国及び県からの通報受理及び伝達に関すること。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動自粛要請に関すること。 6 防疫に係る人員配置に関すること。 7 職員の健康に関すること。
財政局	市有地における埋却地に関すること。
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
経済局	1 と畜場の防疫に関すること。 2 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。 3 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関すること。
健康福祉局	1 と畜場及び化製場等の防疫に関すること。 2 市民からの健康相談、偶蹄類等飼養者の健康相談や心のケアの対応に関すること。 3 偶蹄類等（ペット）の対策に関すること。 4 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。 5 偶蹄類等の飼養者の埋却地の調査に関すること。
環境創造局	1 神奈川県が行う防疫対策の実務に関すること。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関すること。 3 偶蹄類等の飼養者の埋却地の調査に関すること。 4 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関すること。 5 偶蹄類等の飼養者に対する広報に関すること。 6 消毒ポイントのリストアップに関すること。 7 消毒ポイント・自主消毒ポイントの設置・運営・施設協力に関すること。 8 市立動物園の防疫に関すること。 9 畜舎排水に関すること。 10 住民説明会に関すること。 11 偶蹄類等に関する相談に関すること。 12 影響を受けた畜産農家への経営相談に関すること。 13 国・神奈川県、他都市との連絡調整に関すること。
資源循環局	1 埋却処理が困難な場合の焼却可能施設等の確認に関すること。 2 汚染物品等の焼却処理に関すること。
道路局	発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集、伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること（環境創造局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び住民説明会に関すること（環境創造局等と連携して実施）。

上記、事務分掌の他、次に挙げる事項を必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。

- 対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。
- 口蹄疫に関する情報の収集・提供に関すること。
- 口蹄疫に関する広報・相談に関すること。
- 口蹄疫の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。
- 関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。
- 消毒ポイント・自主消毒ポイントの施設協力に関すること。

.....

【用語解説】

○ **口蹄疫ウイルス**

牛、豚、めん羊、山羊等の家畜をはじめ、ほとんどの偶蹄類動物など感受性動物が感染する「口蹄疫」という家畜伝染病（急性伝染病）の原因となる、直径25ナノメートルほどのウイルス。ただし、人に感染することはない。また、仮に感染した牛・豚肉や牛乳を摂取しても人体に影響はない。

○ **偶蹄類（ぐうていりい 偶蹄目）**

偶蹄類とは、偶蹄目（ウシ目）の哺乳類の総称で、2本又は4本の蹄をもつ草食性の動物。ウシ、ヒツジ、ヤギ、シカ、イノシシ（豚）、キリン、ラクダ、など9科185種。ゾウは長鼻目、バクは奇蹄目であるが、ともに口蹄疫にかかる感受性動物である。なお、ウマは蹄が1本で奇蹄目に分類される。

○ **口蹄疫の防疫対策**

口蹄疫の防疫対策は第一に発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に発生した場合には、その被害を最小限に食い止めることが基本となる。国内で発生した場合には国際的な口蹄疫清浄国の防疫原則に則り、とさつにより撲滅を図り常在化を防止する対策を実施することが重要である。

万一、とさつによる方法のみではまん延防止が困難と判断され、早期清浄化を図る上で必要がある場合に限り、ワクチンの使用を検討する。

口蹄疫ワクチンは、口蹄疫の感染を完全に防ぐことはできないが、発症を抑えてウイルスを排泄する家畜を減らすことにより、感染拡大の速度を遅らせることができる。しかし、ワクチンを接種した家畜は口蹄疫に感染しても症状を示さないため、感染動物が見逃され、知らぬ間に家畜の移動などにより病気が広がってしまう可能性がある。さらに、ワクチンを接種した家畜が生存している間は、口蹄疫汚染国と見なされ、日本から畜産物を長期間にわたって輸出できなくなることや汚染国からの輸入の制限もなくなるうえに、発生リスクも高くなり、畜産業に経済的打撃が大きい。

○ **患畜と疑似患畜**

患畜とは家畜伝染病にかかっている家畜をいい、具体的には動物衛生研究所で口蹄疫に関するPCR検査（遺伝子検査）を行い、陽性が確認された家畜又は臨床症状から家畜防疫員により家畜伝染病にかかっていると判断された家畜。

疑似患畜とは、患畜との同居等により病原体に感染又は感染の疑いがあり、患畜となる可能性のある家畜（疑似患畜）で、いずれも、専門家の意見を聞き、家畜伝染病予防法に基づく口蹄疫のとさつ等の防疫措置の対象となる。

○ **埋却処分と焼却処分**

口蹄疫の患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいて行う指示に従い、遅滞なく、埋却しなければならないこととなっている。埋却が困難な場合には、焼却又は化製処理を行う。埋却した場合、その土地は3年間発掘禁止。

○ **汚染物品**

口蹄疫に感染した家畜は埋却及び焼却処分されるが、家畜の死体のほかに家畜に接する多くの

物品は口蹄疫ウイルスに汚染されている可能性があり、汚染物品と呼ばれている。汚染物品は、生乳、糞尿などの家畜の排せつ物、飼料、敷きわらなど多岐に渡り、それぞれ処分方法が規定されている。

○ 移動制限区域と搬出制限区域

移動制限区域は、口蹄疫の発生と同時に、発生農場を中心とする原則半径10キロメートル以内の区域を指し、生きた偶蹄類の家畜やその死体等の移動が、最終発生例の防疫措置完了後21日間禁止される。また、この区域内のと畜場及び家畜市場は閉鎖される。

搬出制限区域は、移動制限区域の外側に発生農場を中心とした原則半径20キロメートル以内の区域を指し、生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域外への移動等が防疫措置完了後21日間制限される。

なお、移動制限区域及び搬出制限区域については、神奈川県知事が定める。

○ 消毒ポイント

口蹄疫が発生した場合、国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、移動制限区域や搬出制限区域が定められ、発生農場を中心に半径1キロメートル区域内及び各制限区域境界周辺に、発生状況に応じて家畜運搬車両等の消毒を行う共同車両消毒施設を指す。

○ 自主消毒ポイント

上記の消毒ポイント以外で、本市が独自で設置する家畜運搬車両等の消毒を行う共同車両消毒施設を指す。

○ 家畜伝染病予防法

家畜の伝染病疾病の発生及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的として定めた法律。家畜伝染病予防法第2条1項では、具体的に28種類の家畜伝染病を定めている。

〈家畜伝染病予防法第3条の2の3項〉

都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

第4節 CSF対策

CSF (Classical swine feverの頭文字、古典的な豚熱) は豚、イノシシに感染、まん延し、本市の農業と地域経済に甚大な損失を招くだけでなく、ヒトには健康上の影響はないが市民生活の様々な面において重大な影響を及ぼすことから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために必要な全庁的な対策等を定める。

1 CSFとは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触により感染が拡大する。治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。

2 市内の豚・イノシシの飼養状況等

市内で飼養している豚の数は約8,000頭であり、その他、市立動物園などでも豚及びイノシシを飼育している。本市の場合、これらの施設が住宅密集地に多く存在することから、発生

地又は周辺で埋却地の確保が難しいと予想されるほか、埋却せずに処理するレンダリング装置や消毒ポイントの設置等の防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。

表 主な豚・イノシシの飼養数（平成31年2月1日現在）

飼養者	動物種	家畜伝染病予防法の対象動物		家畜伝染病予防法の非対象動物
		豚	イノシシ	その他の感受性動物
農家		約8,000	0	0
市立動物園		3	1	4

※ 1戸あたりの豚の最大飼養頭数 約4,500頭

（参考1）本市が把握している愛玩豚等の飼育数等（令和2年3月現在）

項目	動物種	豚	イノシシ
動物展示施設等（登録数／飼育数）		8件／9頭	0件／0頭
その他愛玩豚等飼育施設（件数／飼育数）		3件／3頭	0件／0頭

（参考2）横浜市中心卸売市場食肉市場における一日の搬入数（平成30年度）

実績	動物種	豚
平均		582
最大		733

3 CSF対策における国・神奈川県及び横浜市の役割について

（1）飼養豚及びイノシシについて

CSF対策は、国の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年2月5日農林水産大臣公表）、神奈川県豚コレラ対策対応指針、神奈川県豚コレラ対策対応マニュアルに基づき、国及び神奈川県が実施する防疫措置を関係機関等と連携して支援する。

表 家畜伝染病予防法等に基づく、国・県及び市の主な役割（防疫措置）

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期診断及び患畜・疑似患畜の殺処分 ・ 移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置 ・ 死体のレンダリング処理に要する候補地選定及び決定 ・ 死体のレンダリング処理・焼却処理の決定及び実施 ・ 発生農場の清掃・消毒作業 ・ 殺処分家畜等の評価 ・ 疫学調査及び清浄性確認 ・ 防疫措置に関する住民説明 ・ 飼養衛生管理基準の徹底指導
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民への情報提供・住民説明会開催協力 ・ 県が実施するレンダリング処理に要する候補地の情報提供 ・ レンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む）の協力 ・ 県が設置する消毒ポイント候補地の情報提供 ・ 養豚農家以外が飼養している豚等に関する情報提供 ・ 連絡体制及びその他、県が行う防疫措置（評価人等）に対する協力

(2) 野生イノシシについて

現在、横浜市内には、野生イノシシの生息は確認されていない。しかしながら、近隣の葉山町を中心に、周辺の横須賀市、逗子市の一部地域に生息しており、神奈川県が、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息数の減少に向け、関係市町と対策を行っている。このため、恒常的な対応の必要性は低いが、関係機関と連携しながら、生息情報を収集するとともに、あわせてCSF対策についても、国及び神奈川県が実施する防疫措置について、関係機関等と連携して協力する。

4 事前対策**(1) 共通事項****ア 関係機関との連携**

関係局は、国（農林水産省）、神奈川県（環境農政局畜産課及び県中央家畜保健衛生所）等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、CSFに関する情報の共有化を図る。

イ 調査監視体制の強化

環境創造局は、農林水産省などが公表するCSFに関する情報のほか、海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

ウ 市民に対する広報・相談

環境創造局、経済局、健康福祉局等関係区局は、市民への正確な情報提供を積極的に行い、ホームページ等をはじめとした広報や相談体制の整備に努めるとともに、畜産に関する風評被害を防止するため、広報や相談体制の整備に努める。

エ 養豚農家等への周知及び出荷業者への啓発

環境創造局は、CSFの発生やまん延を防止するために、神奈川県と連携して養豚農家等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立ち入り禁止などの周知徹底を行う。また、経済局は、と畜場の出荷業者への衛生管理に関する啓発を行う。

オ マニュアル等の整備

環境創造局、経済局及び関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(2) 養豚農家について**ア 家畜防疫体制の整備**

環境創造局は、神奈川県（県中央家畜保健衛生所）や神奈川県養豚協会、神奈川県畜産会、横浜農業協同組合、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、CSFの家畜防疫体制の強化を図る。

イ 自主防疫に必要な消毒薬等家畜防疫資機材の確保、点検

環境創造局は、CSF発生に備え、日頃から養豚場で使用する消毒薬及び家畜防疫用資機材を確保し、点検を行う。

ウ 死体のレンダリング処理及び焼却処理の候補地選定について

環境創造局は養豚農家発生に備え、県が行う死体のレンダリング処理のための候補地の選定に必要な情報を提供する。

資源循環局はレンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む）について必要な調査等を行う。

エ 消毒ポイントの対応

環境創造局はCSFの発生に備え、消毒ポイントとして設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて神奈川県へ情報提供する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、すべての区局の施設管理者は、その運営が円滑に行えるように協力するものとする。

オ 警戒体制

国内で飼養している豚・イノシシにおいて、CSFが発生しかつ拡大のおそれがある

場合などには、発生状況の把握、家畜防疫、市民に対する正確な情報提供など、全庁的、横断的な連携が求められることから、環境創造局が事務局として「横浜市CSF対策連絡会（警戒体制）」の体制をとり、関係区局へ通報し情報の共有化を図る。

(3) 横浜市中心と畜場（以下「と畜場」という。）について

ア 食肉市場関係者との連携

経済局及び健康福祉局は、市場関係者と連携し、と畜場でのCSF発生に備えた協力体制の強化を図る。

イ レンダリング処理等

経済局は、神奈川県（県央家畜保健衛生所）が行う、患畜又は疑似患畜の死体のレンダリング処理のための候補地を選定する。レンダリング処理後の生成物の焼却について調整を図る。

(4) 愛玩豚・イノシシについて

ア 健康福祉局は神奈川県に対して愛玩豚・イノシシ（以下「愛玩豚等」という）等の養豚農家以外が飼養している豚に関する情報提供を行う。

イ 環境創造局は、市立動物園での発生に備え、発生した際の防疫措置の流れについて事前に計画して備える。

(5) 野生イノシシについて

ア 環境創造局は、神奈川県および周辺市町からの野生イノシシの生息情報等を収集し、市内での生息が確認された際には、関係区局と共有化を図る。

5 緊急対策

(1) 養豚農家について

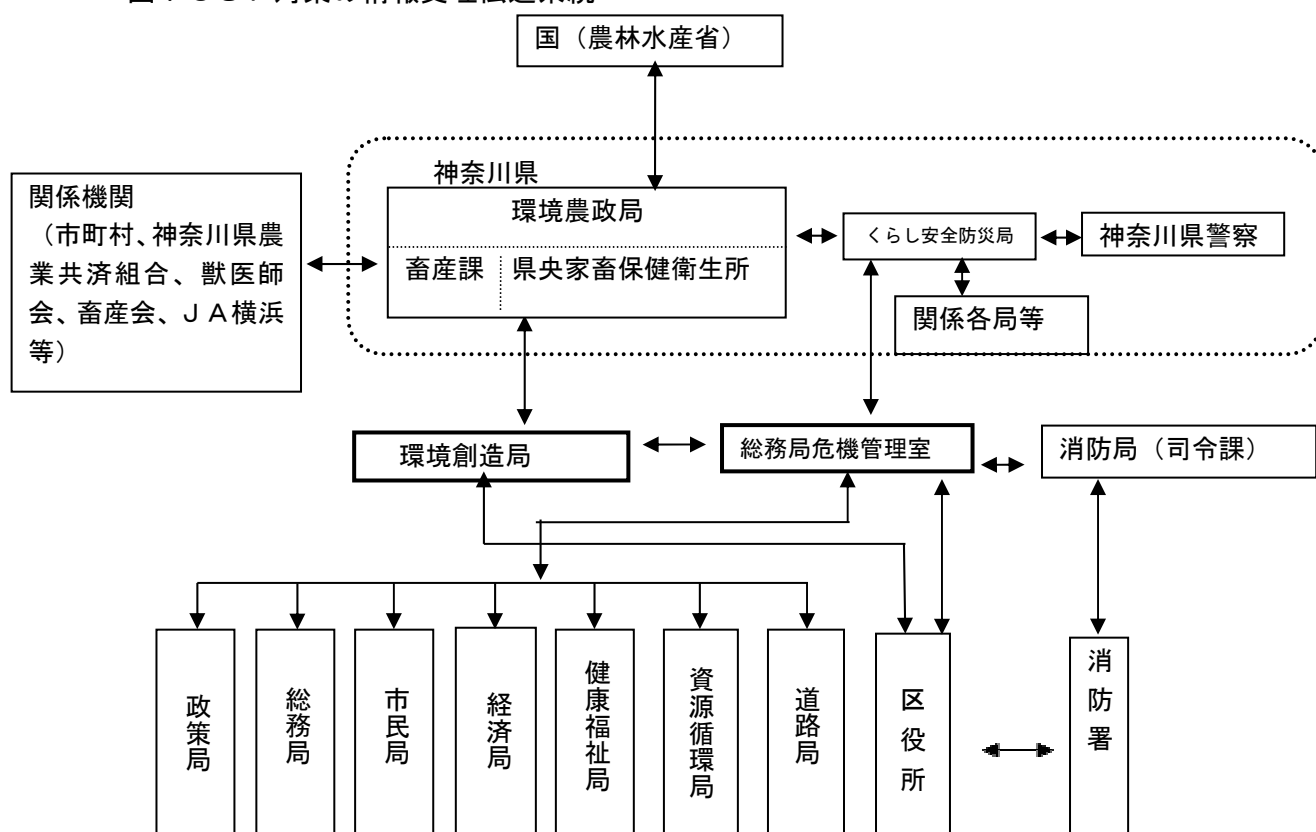
ア 関係機関への通報

神奈川県内で飼養する豚・イノシシがCSFに感染し、かつ市域に神奈川県が行う具体的な業務への協力が必要になる場合または横浜市内で飼養する豚・イノシシにおいてCSF感染の疑い事例が出た場合は、環境創造局及び総務局が神奈川県と連絡を取るとともに総務局危機管理室長を警戒本部長とする「横浜市CSF対策警戒本部」体制をとる。

横浜市内で飼養する豚・イノシシでCSFの感染が発見された場合には、速やかに市長を本部長とする「対策本部体制」をとり、総合的にCSF対策を講じる。

イ 情報連絡体制

図：CSF対策の情報受理伝達系統



ウ 発生時の感染拡大防止

関係区局が実施する主な対策は次のとおりとする。

(ア) 情報の収集・連携体制の確保

国、神奈川県等と情報交換を実施し、関係機関へ情報提供するなど連携を図り共有化する。

(イ) 早期発見・早期通報体制の確保

神奈川県と連携し、豚・イノシシ等の飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

(ウ) 感染予防と封じ込め

関係区局は神奈川県が実施する感染豚・イノシシへの防疫措置に対して以下の協力を行う。

a 発生地の防疫措置の協力

b 制限区域内の豚・イノシシ等動物飼養者への規制情報連絡の協力

- c 消毒ポイントの設置候補地の情報提供
- d 死体のレンダリング処理の候補地の情報提供
- e レンダリング処理による生成物等の焼却処分の協力
- f その他必要な支援

(エ) 住民への説明

養豚場発生の場合は、神奈川県と連携し、環境創造局・区はCSF発生に伴う防疫措置にあたり、発生地及び消毒ポイント及びレンダリング処理場所等の周辺住民へ防疫措置等の説明を実施する。

(オ) 情報提供

風評被害を防止するために市民に対してホームページ等を活用して情報提供を行う。

(2) と畜場について

と畜場においてCSFに感染した豚が確認された場合、経済局及び健康福祉局は、神奈川県（県中央家畜保健衛生所）の指示に基づき、(1)に準じた対応を図る。

(3) 愛玩豚・イノシシについて

ア 関係機関への情報提供

横浜市内でCSFに感染した愛玩豚等が確認された場合は、健康福祉局は速やかに総務局危機管理室及び環境創造局に連絡する。

また、総務局危機管理室及び環境創造局は、市長を本部長とする「対策本部体制」をとり、横浜市関係局との情報共有及び必要な対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

健康福祉局と関係区は、神奈川県の指示に基づき(1)ウ(ウ)bに準じた対応を行う。

ウ 情報提供

健康福祉局及び関係区局は市民に対してホームページ等を活用して情報提供を行う。

(4) 市立動物園について

市立動物園が飼養する豚・イノシシにCSF感染が疑われる場合は、環境創造局が、神奈川県県中央家畜保健所東部出張所および動物園と検査の実施について調整等を行い、確定診断が陽性となった段階で、市長を本部長とする「対策本部体制」をとる。また、「市立動物園の豚熱（CSF）防疫対応指針（令和2年2月5日策定）」に基づき、国・県・関係区局と調整しながら対応する。

(5) 野生イノシシについて

横浜市内で野生のイノシシがCSFに感染していることが判明した場合、環境創造局及び総務局が神奈川県と連絡を取るとともに、環境創造局副局長を座長とする「横浜市CSF対策連絡会」を開催する。

横浜市内で飼養する豚へ感染が広がらないように、神奈川県や関係区局と連携しながら、総合的にCSF対策を講じる。

6 組織体制の設置基準等

本市組織体制は次のとおりとする。

(1) 警戒体制

名称	横浜市CSF対策連絡会
責任者	環境創造局副局長
事務局	環境創造局
組織構成	総務局、健康福祉局、経済局、環境創造局、資源循環局及び責任者が指定する区局
設置基準	1 国内（神奈川県外）において、飼養する豚・イノシシへのCSF感染が確認された場合 2 神奈川県内においてCSFに感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合 3 横浜市内で野生イノシシへのCSF感染が確認された場合 4 その他、責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	横浜市CSF対策警戒本部	〇〇区CSF対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室、環境創造局	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	健康福祉局、政策局、総務局、環境創造局、市民局、経済局、資源循環局、道路局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 神奈川県内（横浜市外）において、飼養する豚・イノシシへのCSF感染が確認された場合で神奈川県が行う市域での具体的な業務への協力が必要な場合 2 横浜市内においてCSFに感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合 3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	市警戒本部長が指定した区
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市CSF対策本部	〇〇区CSF対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室、環境創造局	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 横浜市内で飼養する豚・イノシシへ	市本部長が指定した区

	のCSF感染が確認された場合 2 その他、本部長が必要と認める場合	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

7 事務分掌

<CSF対策事務分掌>

対策の中心となる局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 関連情報の広報に関すること。 ※広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
経済局	1 と畜場の防疫に関すること。 2 と畜場に係る住民説明会に関すること。 3 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。 4 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関すること。 5 と畜場発生に関するレンダリング装置設置候補地の選定に関すること
健康福祉局	1 と畜場及び化製場等の防疫に関すること。 2 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。 3 愛玩豚等の感染症拡大防止のための周知啓発に関すること。 4 愛玩豚等の飼養者の情報提供に関すること。
環境創造局	1 神奈川県が行う防疫対策の実務に関すること。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関すること。 3 養豚場発生に関するレンダリング装置設置候補地の情報提供に関すること。 4 養豚場の防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関すること。 5 養豚農家に対する広報に関すること。 6 養豚場に関連する消毒ポイント候補地の情報提供に関すること。 7 養豚場に関連する消毒ポイントの設置・運営協力に関すること。 8 市立動物園の防疫に関すること。 9 畜舎等の排水に関すること。 10 養豚場発生に係る住民説明会に関すること。 11 養豚場の豚の相談に関すること。 12 影響を受けた畜産農家への経営相談に関すること。 13 国・神奈川県、他都市との連絡調整に関すること。 14 野生イノシシの相談に関すること。
資源循環局	1 焼却可能施設等の確認に関すること。 2 レンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む）に関すること。
道路局	1 発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関すること。

<p>総務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各区局間の総合調整及び統制に関すること（環境創造局の事務を除く）。 4 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動自粛要請に関すること。
<p>区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集、伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること（環境創造局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び住民説明会に関すること（環境創造局等と連携して実施）。
<p>上記、事務分掌の他、次に挙げる事項を必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○ CSFに関する情報の収集・提供に関すること。 ○ CSFに関する広報・相談に関すること。 ○ CSFの影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○ 対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関すること。 ○ 消毒ポイント・レンダリング装置の設置協力に関すること。 	

.....

【用語解説】

○ **CSFの防疫対策**

CSFの防疫対策は第一に発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に発生した場合には、その被害を最小限に食い止めることが基本となる。国内で発生した場合には国際的なCSF清浄国の防疫原則に則り、とさつにより撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

とさつによる方法のみではまん延防止が困難と国・県が判断し、早期清浄化を図る上で必要がある場合に限り、ワクチンの使用を行う。

CSFワクチンは、豚においてはCSFの感染をほぼ防ぐことができ、感染拡大を防ぐことができる。しかしワクチン接種をした家畜が生存している間は、国際的にCSF汚染国とみなされ、輸出制限がかかる国も発生する等、経済的に打撃が大きい。ワクチン接種豚は出荷が可能だが、と畜されるまで家畜防疫員の監視対象となる。

○ **死体のレンダリング処理**

国が所有する移動式レンダリング装置で死体を加熱・加圧することで殺菌処理すること。

.....

第5節 その他の特定家畜伝染病対策

家畜伝染病予防法で位置づけをしている重大な伝染病が発生した場合、2節、3節、4節を準用する。

第6章 食中毒対策

この章は、大規模食中毒の発生に際し、迅速かつ的確な調査を行い、その原因食品、病因物質、汚染源等を明らかにして、適切な措置を実施し、事故の拡大を防止するため必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	大規模食中毒対策（主たる所管局は健康福祉局）
---------	------------------------

第2節 事前対策

1 食中毒予防

日頃から健康福祉局は、区、関係局及び食品関係団体等と連携し、市民、食品事業者及び食品関係従事者を対象に食中毒予防のための啓発事業を行い、食中毒の発生を防止する。

2 調査体制の整備

各区は「横浜市食中毒対策要綱（健康福祉局）」に従い、調査書類及び検体採取用の器具類を常備する等、対応体制を整えておく。

3 関係機関との連携

日頃から必要に応じて、厚生労働省、神奈川県、近隣自治体及び医療機関等との連絡調整及び情報交換を図る。

4 検査体制の整備

検体の検査は横浜市衛生研究所で実施する。また、大規模事案に関しては、必要に応じて県内衛生研究所等の応援協定に基づき対応する。

5 夜間、休庁時における体制の整備

「横浜市食中毒対策要綱」に従い、各区及び健康福祉局における夜間、休庁時の連絡体制及び相互の職員の応援体制を定めておく。

第3節 緊急対策

1 初期対応

(1) 探知

食中毒の発生の届出、通報等が医師、患者等又は患者以外（関係機関、事業者等）からあった場合は、同様の事故発生の有無を確認するとともに、調査体制を整える。

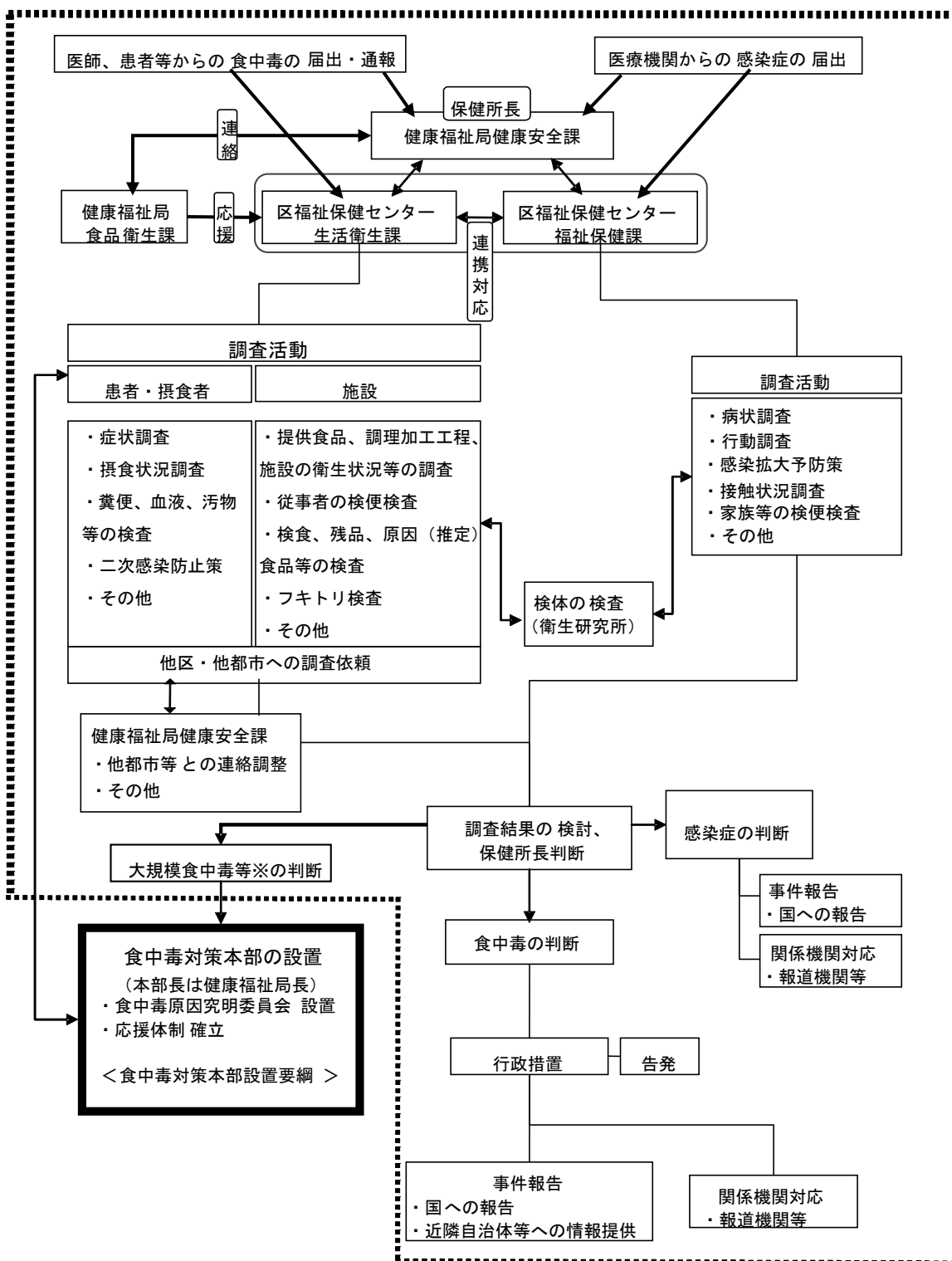
(2) 感染症への対応

医療機関等から区福祉保健センターに、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌O157等の感染症又は疑いによる患者発生の届出があった場合には、必要に応じて区福祉保健センター福祉保健課及び生活衛生課並びに健康福祉局健康安全課及び食品衛生課が合同で調査を行う。

2 調査及び措置等

横浜市食中毒対策要綱及び次の処理フローに従って調査等を進める。

<処理フロー図>



※大規模食中毒等

- = 1 大規模、2 要広域調査、
- 3 特異な状況

区分

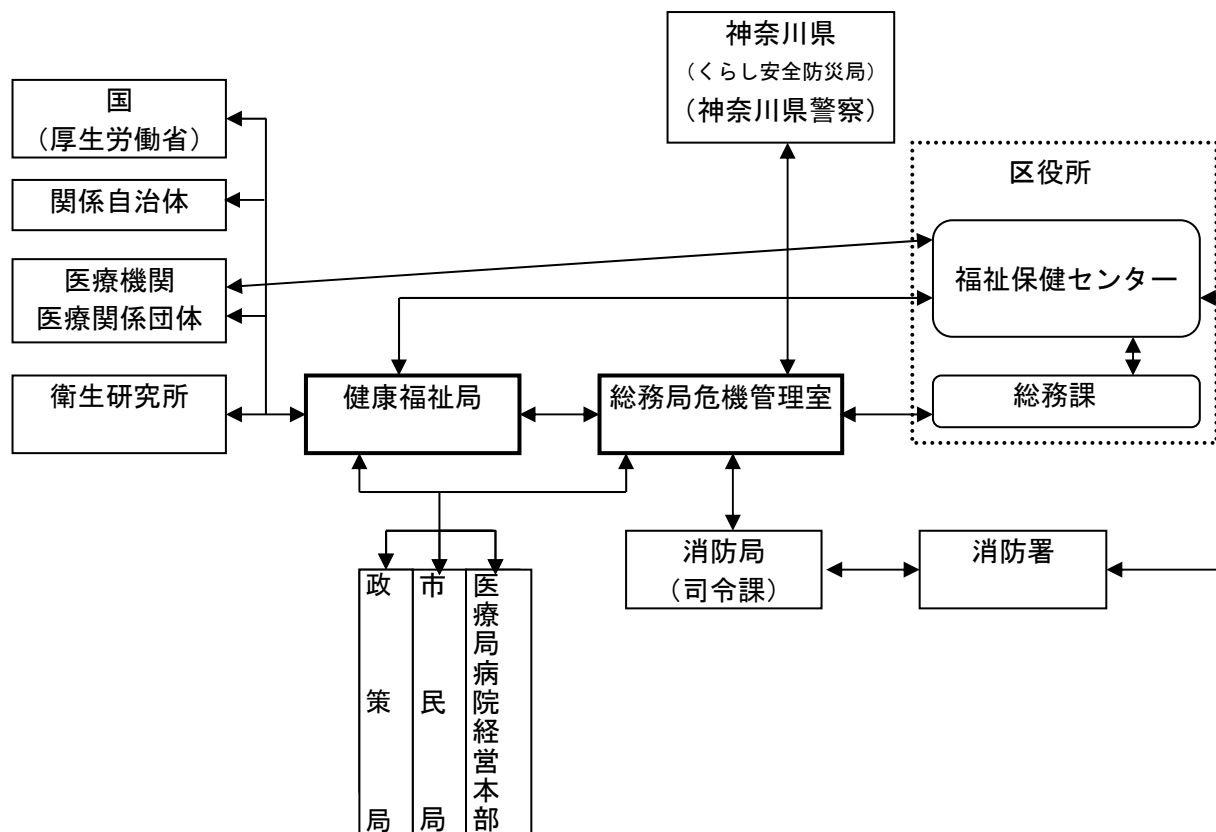
中規模以下食中毒・感染症処理との共通対応

大規模食中毒等※ 発生時対応

3 関係機関への通報

市内で大規模食中毒が発生し、食中毒対策本部を設置した場合、健康福祉局は必要に応じ、厚生労働省、神奈川県、関係自治体、医療機関及び関係区局等へ通報、連絡等を行う。

図：大規模食中毒発生時において特別対策本部を設置した場合の情報連絡系統図



4 組織体制の設置基準等

(1) 食中毒対策本部 (※)

名 称	横浜市食中毒対策本部
責 任 者	本部長 (健康福祉局長)
事 務 局	健康福祉局
組 織 構 成	健康福祉局、発生区及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	1 患者の発生が広域にわたり、又は大規模食中毒に発展することが予測される場合 2 原因食品の製造、貯蔵、販売等に関して、広域にわたる調査が必要な場合 3 発生状況等が特異で、措置等に一元的な対応が必要な場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 食中毒の危険性が排除された場合

(2) 特別対策本部（※）

区分	市	区
名称	横浜市食中毒特別対策本部	〇〇区食中毒対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	健康福祉局、政策局、総務局、市民局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	全市域にわたり死者又は重症者の発生があり、その数が拡大しており、複数の区局による協力が必要な場合であって、市本部長が必要と認める場合	市本部長から設置の指示を受けた場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 食中毒の危険性が排除された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

※「食中毒対策」については、所管局である健康福祉局の組織体制の名称とする。

なお、「第3部第1章緊急活動体制」における警戒体制を健康福祉局長が責任者となる「食中毒対策本部」、緊急事態対策本部を「食中毒特別対策本部」に読み替えるものとする。

5 事務分掌

＜食中毒対策事務分掌＞

対策の中心となる6局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（健康福祉局の事務を除く。）。
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
健康福祉局	1 食中毒に関する実務的対策全般に関すること。 2 国・他都市との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 4 区民からの相談等の対応に関すること。 5 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設等の食中毒の防止に関すること。 ○食中毒に関連する情報の把握に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

6 報道機関への対応等

食中毒事故の公表については、速やかに報道機関への発表を行うと同時に、ホームページ等の広報媒体を活用して情報提供する。

7 行政措置（行政指導、行政処分）

原因究明の過程又は原因が究明された段階で、食中毒事件の拡大と再発を防止するために、時期を逸することなく効果的に行う。

第4節 事後対策

1 処理結果の検討

食中毒事件の処理終了後に、処理経過等について検討を行い、得られた結果を以後の食中毒発生防止に活用する。

2 予防対策

(1) 事業者への啓発・監視指導

ア 食中毒を未然に防止するため食品関係事業者及び事業所従業員に対し衛生講習会を行うとともに事業所への立入指導等を実施する。

イ 食中毒の原因となった施設に対しては、再発防止のために適宜衛生指導を実施する。

ウ 食品の収去検査等を実施し、その結果により衛生指導を行う。

(2) 市民への広報

日頃から啓発事業を実施し、食中毒予防に関する正しい知識の普及を図る。

第7章 毒物・劇物などによる健康被害対策

この章は、毒物・劇物などによる事件等の緊急事態が発生した場合に、市民への健康被害を最小限にするために必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策 (主たる所管局は水道局)
---------	-------------------------------------

第2節 水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策

1 事前対策

(1) 水道水の水質検査体制

水道局は、水質検査計画に基づき、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認する。

(2) 水道施設の安全対策

水道局は、侵入者の防止など水道施設の安全対策として施設の巡回及び機械警備などによる安全対策を実施する。

(3) 事業者への啓発

健康福祉局は、貯水槽設備の安全管理について、啓発等を行う。

(4) 市民への啓発

水道局は、市民に対して、水道水に不審な点がある場合等の通報先について広報を行い、市民から通報があった場合は、直ちに水質検査及び現地調査を行う。

(5) 調査・研究の取組み

関係区局は、水道施設への毒物・劇物等の混入事件に関する緊急対策・応急給水対策に必要な調査・研究に努める。

(6) マニュアルの整備

水道局は、事件等の緊急事態に対して「水質汚染に対する行動マニュアル」などのマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な教育・訓練を実施し、体制の確保を図る。

2 緊急対策

(1) 初動体制

ア 関係機関への通報

水道施設への毒物・劇物等の混入事件が発生した場合、水道局は緊急対策時の情報受伝達システム図に基づいて、関係機関へ通報、連絡等を実施する。

イ 断水等の措置

水道水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、水道局は、断水等の緊急措置を行う。

ウ 市民への通報

水道水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、水道局及び関係機関は、関係地域の市民に対して、放送設備を有する車両、放送機関及び消防局航空隊等により「水道水の安全が確認されるまで水道を使用しない。」などの広報を行う。

(2) 応急給水体制

水道施設への毒物・劇物等の混入事件が発生し断水等の緊急措置を行った場合は、「第5部 第10章その他の対策第2節大規模広域断水対策」に準じて、水道局内に応急給水体制を確立し、情報分析を行い必要な地域に応急給水作業を実施する。

ア 広報

水道局及び関係機関は、関係地域の市民に対して、断水措置・応急給水実施の広報を行う。

イ 応急給水活動

応急給水にあたっては、水質検査により汚染のないことを確認後、配水池等から取水し、車両等による運搬給水を行うほか、配水池及び災害用地下給水タンク・緊急給水栓から直接給水を行う。

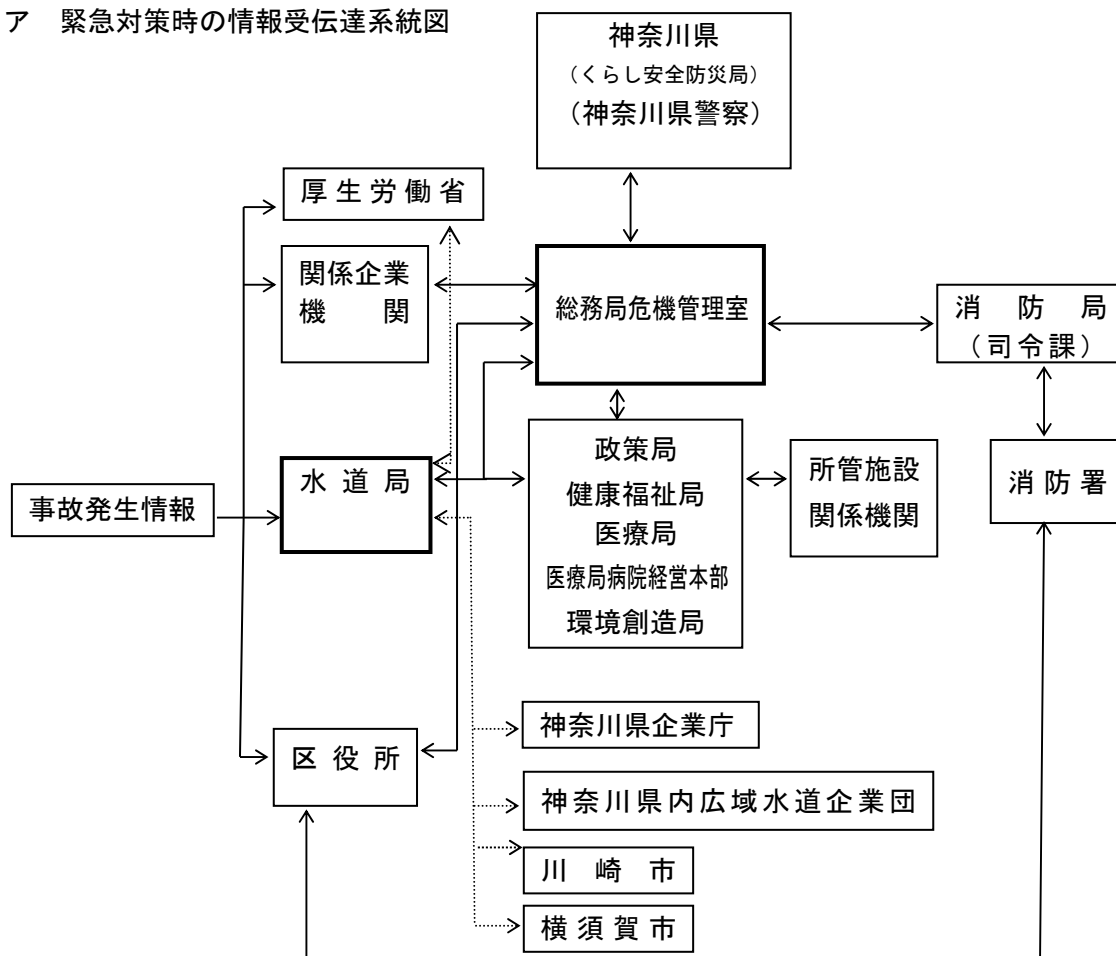
ウ 応援要請

事件の発生状況等により、規模に応じた人員車両等の応援を外部より得て、応急給水作業を行う。

(3) 情報の連絡系統

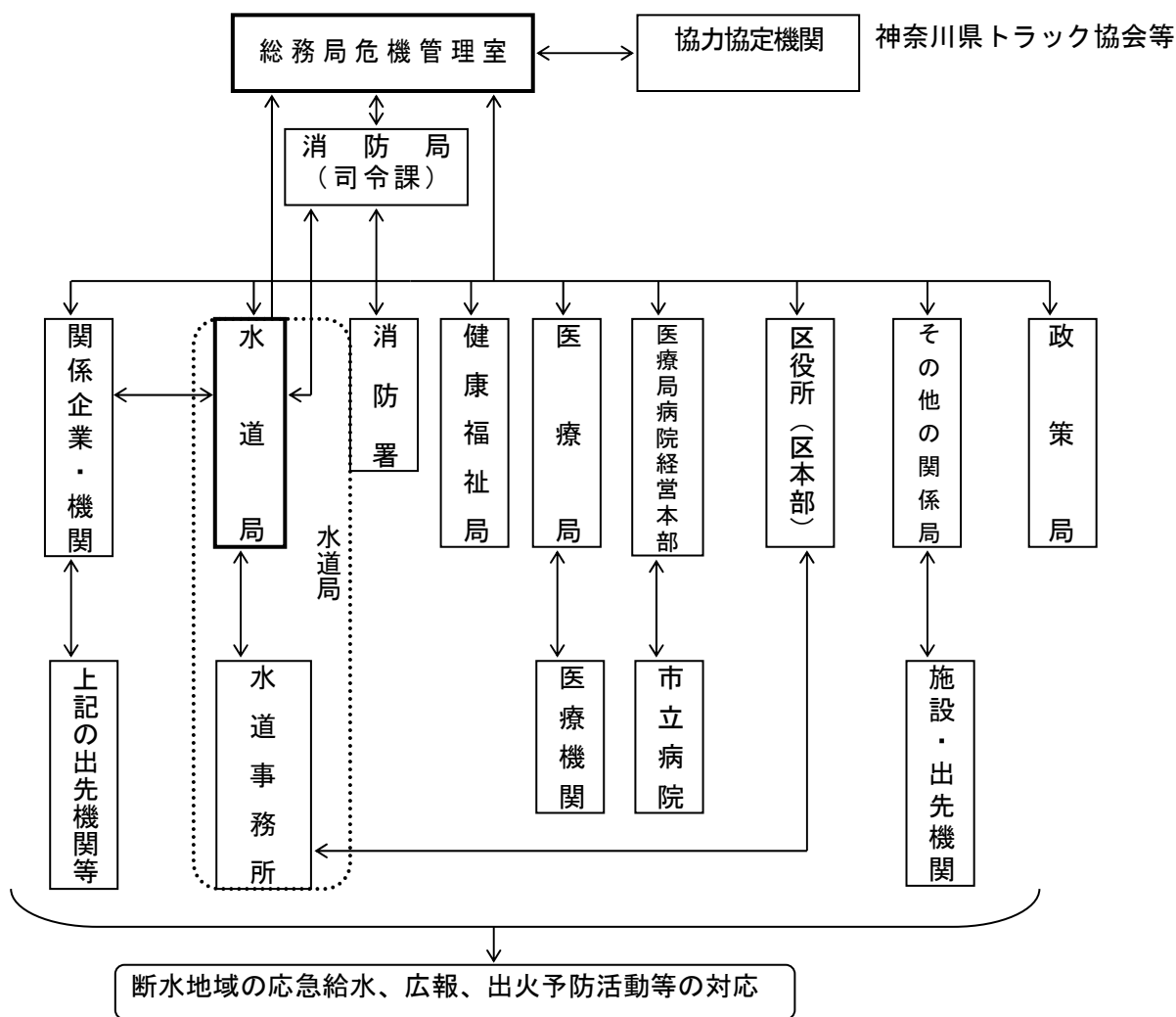
緊急対策時における情報受伝達及び応急給水活動時の連絡は、次のとおりとする。

ア 緊急対策時の情報受伝達系統図



※点線は、水道局が独自に伝達する系統

イ 応急給水活動時の連絡系統図



3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市水道局水質汚染対策本部
責 任 者	本部長（水道事業管理者）、副本部長（水道技術管理者）
事 務 局	水道局
組 織 構 成	水道局、政策局、総務局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	1 水質汚染のおそれがあり、取水あるいは給水制限を行う可能性がある場合 2 水質汚染の発生により、取水あるいは給水停止を含む制限を行う場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 水道水の安全が確認された場合

※「水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策」については、所管局である水道局の組織体制の名称とする。

(2) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	横浜市水道施設毒物・劇物等混入事件警戒本部	〇〇区水道施設毒物・劇物等混入事件警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策局、総務局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 水道水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で水道水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 水道水の安全が確認され、断水措置が解除された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市水道施設毒物・劇物等混入事件対策本部	〇〇区水道施設毒物・劇物等混入事件対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策局、総務局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、消防局及び市本部長が指定する局	区長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 水道水を起因とする市民の健康被害が複数区で発生した場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	1 市本部長から設置の指示を受けた場合 2 その他、区本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 水道水の安全が確認され、断水措置が解除された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

4 事務分掌

＜水道施設への毒物・劇物等の混入事件＞

対策の中心となる8局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各区局間の総合調整及び統制に関すること（水道局の事務を除く。）。 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。 5 大規模断水における緊急対策（警備体制等）に関すること。 6 市民への広報に関すること。
健康福祉局	貯水槽設備の安全管理に関すること。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
環境創造局	1 事件等により発生した水質汚濁等の技術的助言に関すること。 2 環境測定に関すること。 3 平常時における有害物質等の取扱施設等に係る資料提供に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。
水道局	1 水道施設への毒物・劇物等の混入事件の防止対策に関すること。 2 水道水汚染物質に関する実務対策全般に関すること。 3 水道水汚染物質に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 4 広報、応急給水及び応急復旧作業に関すること。 5 協力協定機関への応援要請に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民への広報に関すること。
上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。 ○対策本部と連携した水道施設への毒物・劇物等の混入事件の防止対策の実施に関すること。 ○水道施設への毒物・劇物等の混入事件に関連する情報の把握に関すること。 ○水道施設への毒物・劇物等の混入事件の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の水道施設への毒物・劇物等の混入事件の防止に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。	

第8章 危険動物・有害昆虫などの対策

この章は、危険動物（野生動物以外のもの）等が市内で逸走した場合に、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、必要な対策を定める。

なお、本章での危険動物とは、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この章において「法」という。）第26条第1項に定める特定動物及び横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱（以下「要綱」という。）に定める危険動物をいう。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態の種別は次のとおりとする。

想定する事件等	1 市立動物園の危険動物逸走事件対策（主たる所管局は環境創造局） 2 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策 （主たる所管局は健康福祉局）
---------	---

第2節 市立動物園の危険動物逸走事件対策

本節では、市立動物園の危険動物逸走事件が発生した場合に、市民の安全を確保するため、必要な対策を定める。

なお、この節での危険動物とは、要綱に定める危険動物をいう（第8章末【参考：危険動物のリスト】）。また、対策の細部については、要綱によるものとする。

1 事前対策

園長は、危険動物の逸走を未然に防止するために、次の対策を講ずることとする。

(1) 動物舎及び外柵の適切な管理

- ア 動物舎及び外柵の整備を行い、必要に応じて専門知識を有する者に構造上の検査を依頼する。
- イ 検査により指摘事項があった場合、又は不備を発見した場合は、速やかにその対策を講じる。
- ウ 動物舎、外柵等の施設については、耐用年数を考慮して整備計画を策定し、計画的に施設の整備を行う。
- エ 定期的に動物舎の鍵の数や施錠箇所及び捕獲用具の点検を行う。

(2) 日頃の安全確認

- ア 通常の飼育業務においては、動物数の確認や飼育室の各扉の施錠確認をその都度実施する。
- イ 動物舎の出入口及び各飼育室の扉の開放は厳禁とし、万が一、飼育室から動物が逸走することがあっても、さらに動物舎から外に出ることのないよう設置されているダブルキャッチ（二重扉）システムを有効に利用し、管理通路内等動物舎内での捕獲収容に努め、動物舎からの逸走を未然に防ぐこととする。
- ウ 園内では、不審者等にも注意を払う。
- エ 夜間は警備員の巡視を行い、動物舎の異常の早期発見に努め、不審者の侵入を防ぐ。

(3) 危険動物の逸走を想定した備品の整備

事件発生時に必要となる危険動物の捕獲用具や救急物品等の備品を備え、直ちに使用できるよう定期的に捕獲用具等の点検等を行い適正に管理保管する。

(4) 危険動物捕獲訓練の実施

原則として、毎年1回以上、危険動物の逸走を想定した総合的な捕獲訓練を実施する。

(5) 危険動物の輸送

危険動物の輸送は専門業者に委託するが、逸走事件が生じないように、輸送計画を確認し必要な指示を与える。

2 緊急対策

危険動物逸走事件発生時の初動体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 初期対応

動物園職員は、動物舎から園内への危険動物逸走事件が発生した場合は、さらに園外へ逃走することを防ぐために、入園者等の安全を確保しながら、園外へ出る門を全て閉鎖する。また、逸走した動物の位置を追跡し、確認するとともに、捕獲用具を整え、危険動物の捕獲を行う。

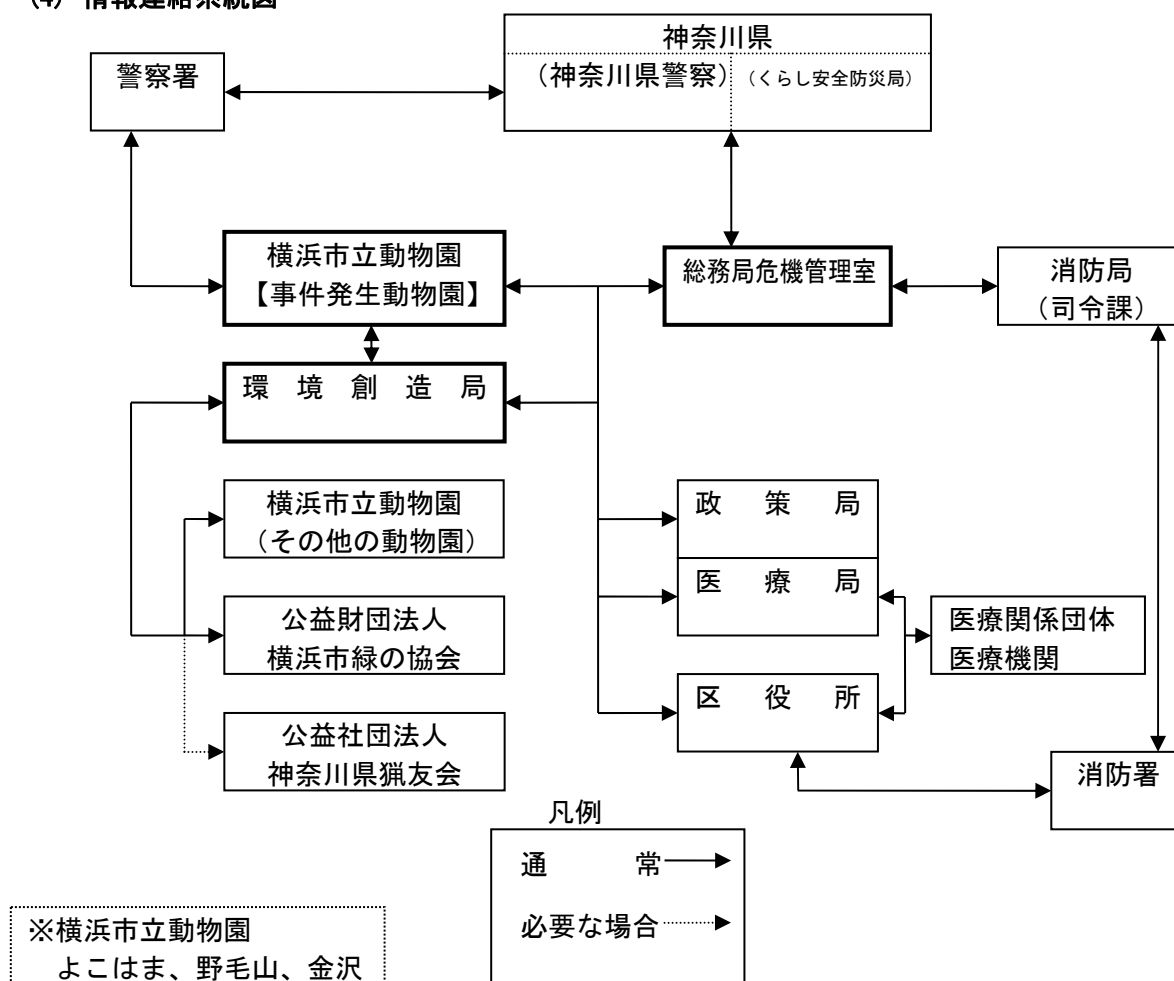
(2) 入園者の安全確保

市立動物園開園時間内に事件が発生した場合、動物園職員は、危険動物が逸走したことを入園者に対して放送で知らせるとともに、避難場所への誘導を実施し、入園者の安全を確保する。また、負傷者が発生した場合に備えて、救急物品を準備する。

(3) 関係機関への通報

園長は、関係区局又は警察署等に速やかに連絡をする。

(4) 情報連絡系統図



(5) 関係機関との連携

環境創造局は、警察署等関係機関との連携を図り、危険動物の捕獲及び市民の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

(6) 避難誘導等

危険動物が園外に逸走した場合、環境創造局は、警察署等と当該動物の習性に基づいて、予想される警戒区域及び立入禁止区域設定等に関して、連携を図るものとする。また、関係機関と連携して、周辺住民等の避難誘導等を行う。

(7) 広報

危険動物が園外に逸走した場合、関係区及び総務局は、警察署等関係機関と協力し、広報車などを利用して、次の事項の広報を行い、市民の安全確保を図る。

- ・ 事件発生と現在の状況について
- ・ 立入禁止区域等の設定について
- ・ 外出の抑止について
- ・ 建物の扉・窓の施錠確認について
- ・ 危険動物発見時の通報先（警察署・区役所）について

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市立動物園危険動物逸走警戒体制
責 任 者	環境創造局副局長
事 務 局	環境創造局
組 織 構 成	環境創造局、総務局、消防局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	1 市立動物園の危険動物が動物舎から逸走した場合 2 その他、責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 逸走した危険動物を捕獲し動物舎への収容を完了した場合

(2) 警戒本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市立動物園危険動物逸走警戒本部	〇〇区市立動物園危険動物逸走警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局等	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	環境創造局、政策局、総務局、医療局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 市内で市立動物園の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で市立動物園の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 逸走した危険動物を捕獲し動物舎への収容を完了した場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市立動物園危険動物逸走対策本部	〇〇区市立動物園危険動物逸走対策本部
本 部 長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	環境創造局、政策局、総務局、医療局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 市内で市立動物園の逸走した危険動物が多数の人的被害を与えた場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	1 区内で市立動物園の逸走した危険動物が多数の人的被害を与えた場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 逸走した危険動物を捕獲し動物舎への収容を完了した場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

4 事務分掌

＜市立動物園の危険動物逸走事件対策事務分掌＞

対策の中心となる5局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（環境創造局の事務を除く。）。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 現地への情報収集要員派遣に関すること。 6 市民への広報に関すること。
医療局	医療機関への協力依頼に関すること。
環境創造局	1 市立動物園からの危険動物逸走防止対策の実施に関すること。 2 危険動物逸走に関連する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 立入禁止区域等の設定に関すること。 4 逸走した危険動物の捕獲等に関すること。 5 市立動物園入園者等の安全確保に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民に対する避難誘導等に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記の事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設内へ危険動物が進入した場合、所管施設内の保安に関すること。 ○市立動物園からの危険動物逸走に関連する情報の把握に関すること。 ○逸走した危険動物の捕獲等の協力に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

5 事後対策

園長は、再発の防止に向け、次の対策を講じる。

(1) 全動物舎の点検

危険動物逸走の原因となる破損箇所、劣化箇所等ないかどうか点検を行う。また、動物舎の錠の数や施錠箇所の再点検を行う。

(2) 捕獲用具等の再点検

使用した捕獲用具等に破損がないかどうか再点検を実施する。

(3) 再発防止に向けた検証

再発防止に向け、事前対策、緊急対策、事後対策について検証を行い、マニュアル等に反映する。

第3節 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策

本節では、民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件が発生した場合に、市民の安全を確保するため、必要な対策を定める（例：民間事業者又はサーカスの猛獣が市中へ逃げ出したというような状態を想定）。

なお、この節での危険動物とは、法第26条第1項に定める特定動物をいう（第8章末【参考：危険動物のリスト】）。

1 事前対策

法第26条第1項に定める特定動物（以下「危険動物」という。）に関しては、健康福祉局が飼養許可業務を行い、飼養者に対しては危険動物の逸走防止に関する啓発を実施する。

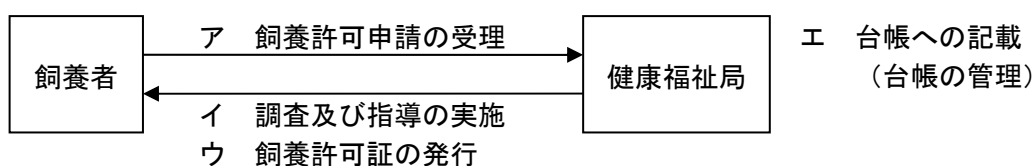
(1) 飼養者の責務

危険動物を飼養し、又は保管しようとする者は、危険動物の種類ごとに、飼養許可を受けなければならない。

また、危険動物の飼養者は、法第7条に基づき、動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

(2) 危険動物の飼養許可業務（法第26条）

＜許可フロー図＞ ※飼養許可は、5年ごとに取得が必要となる。
また、飼養保管数の増減が出た際には、その都度届出が必要となる。



ア 飼養許可申請の受理

危険動物を対象とする動物取扱業（ペットショップ、展示、貸し出し等）及び危険動物を飼養しようとする者から飼養許可申請書の受理を行う。

イ 調査及び指導の実施

飼養許可申請書を受受理后、申請者に対して施設の構造設備及び保管方法について調査及び現状確認を行うとともに、逸走防止等の必要な指導及び指示を与える。

(ア) 飼養施設の構造や規模等に関する調査

- ・逸走を防止できる構造及び強度の確保
- ・一定の基準を満たした「おり型施設等」での飼養保管

(イ) 管理方法の指導

- ・定期的な施設の点検実施
- ・マイクロチップ等による識別措置の実施
- ・必要に応じた飼養保管数の増減の届出

ウ 飼養許可証の発行

飼養上の条件を満たしたことを確認後、飼養許可証を交付する。

エ 台帳への記載（台帳の管理）

飼養者情報（住所、氏名、電話番号）、飼養動物情報（種類、頭数、個体識別番号）、施設設備（構造、設備）等の情報を「特定動物飼養台帳」に記載し、管理する。

また、緊急事態発生時に警察署等から飼養者等の照会があった場合には、速やかに必要な情報提供を行うことができるよう台帳を適正に管理する。

オ 罰則等

危険動物の飼養に関して不適切な事項が発覚した場合は、飼養許可の取消し等の措置を実施する。

また、市民に対しては、危険動物の無許可飼養には罰金が課せられることを十分に周知させる。

(3) 啓発

健康福祉局は、危険動物の飼養者及び動物取扱責任者に対して、動物の逸走と危害の防止について、遵守すべき責務について啓発を行う。

- ・動物を遺棄しないこと。
- ・飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- ・飼養施設を常時点検し、必要な補修、施設の確認をするなど管理に万全を期すこと。
- ・動物逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、また捕獲等のための機材を常備すること。
- ・万一動物が逸走した場合には、速やかに健康福祉局及び警察署等関係機関に情報提供するとともに、逸走した動物の発見、捕獲にあたること。 など

2 緊急対策

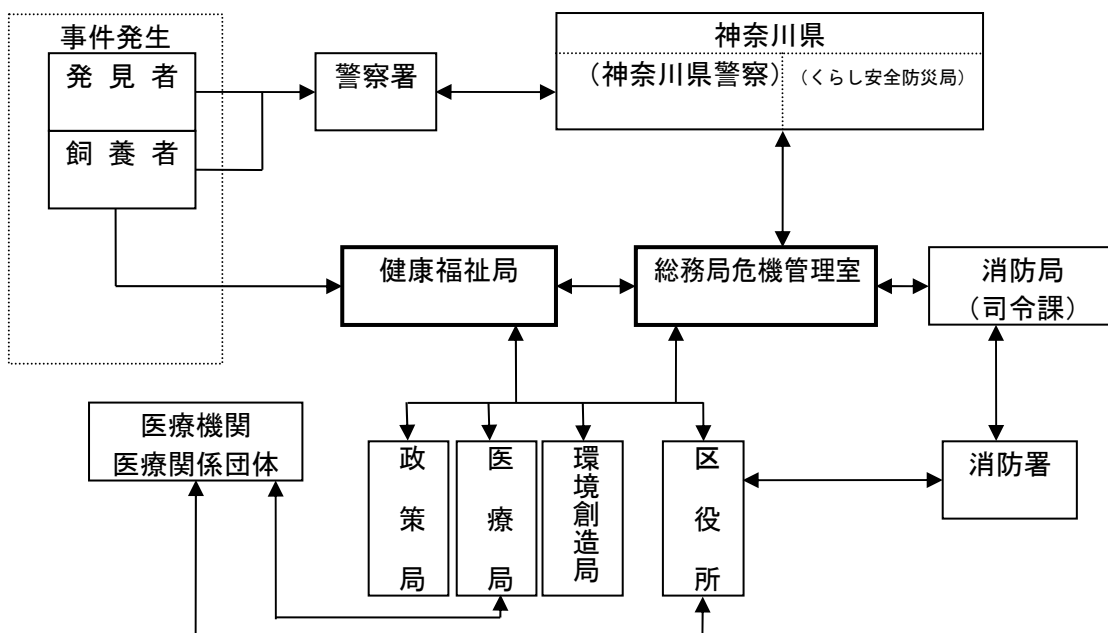
(1) 横浜市警戒体制等の確立

危険動物の飼養者及び各区局は、民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件が発生し、人的被害を与えるおそれがある場合は、直ちに健康福祉局に通報する。

前記の通報を受けた健康福祉局長は、直ちに警戒体制を確立する。また、総務局は、その支援を行う。

なお、被害等を最小限に止めるために、危険動物逸走事件の状況等に応じて、上位体制へ移行する。

(2) 情報連絡系統図



(3) 関係機関との連携

総務局は、警察署等関係機関との連携を図り、危険動物の捕獲及び市民の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

(4) 捕獲等の対応

健康福祉局は、警察署等の求めに応じて、逸走した危険動物の飼養者等の情報提供を行う。

ア 飼養者が判明した場合

健康福祉局は、法32条に基づき、当該動物の飼養者に対して、捕獲等の措置を命じる。

なお、当該飼養者から捕獲等の依頼があった場合又は当該飼養者が捕獲することが困難と判断される場合は、関係区局及び警察署等関係機関との連携を図り、捕獲等に協力する。

イ 飼養者が判明しない場合

総務局は、関係区局及び警察署等関係機関と調整を図り、当該動物の捕獲等を検討する。

(5) 環境創造局の対応

環境創造局は、当該動物の習性に関する情報収集を行い、安全対策について情報提供を行う。

(6) 広報

関係区及び総務局は、第5部第8章第2節2(7)に準じて、広報を行い、市民の安全確保を図る。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名称	横浜市危険動物逸走警戒体制
責任者	健康福祉局危機管理責任者(副局長)
事務局	健康福祉局(総務局支援)
組織構成	健康福祉局、総務局、環境創造局、消防局及び責任者が指定する区局
設置基準	1 市内で民間事業者・個人所有の危険動物が飼養施設等から逸走した場合 2 その他、責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 逸走した危険動物を捕獲し飼養施設等への収容を完了した場合

(2) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	横浜市危険動物逸走警戒本部	〇〇区危険動物逸走警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局等	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	健康福祉局、政策局、総務局、医療局、環境創造局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 逸走した危険動物を捕獲し飼養施設等への収容を完了した場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区分	市	区
名称	横浜市危険動物逸走対策本部	〇〇区危険動物逸走対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	健康福祉局、政策局、総務局、医療局、環境創造局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が多数の人的被害を与え、なお、そのおそれが継続する場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	1 区内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が多数の人的被害を与え、なお、そのおそれが継続する場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 逸走した危険動物を捕獲し飼養施設等への収容を完了した場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

4 事務分掌

＜民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策＞

対策の中心となる6局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（健康福祉局の事務を除く。）。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 現地への情報収集要員派遣に関すること。 6 市民への広報に関すること。
健康福祉局	1 危険動物の飼養許可業務及び逸走防止対策に関すること。 2 危険動物逸走に関連する情報の収集に関すること。 3 逸走した危険動物の飼養者からの相談に関すること。 4 逸走した危険動物の飼養者に対する指導に関すること。
医療局	医療機関への協力依頼に関すること。
環境創造局	1 逸走した危険動物に関連する動物の情報収集に関すること。 2 逸走した危険動物に対する安全対策についての情報提供に関すること。 3 逸走した危険動物の市立動物園での一時保管協力に関すること。
消防局	1 緊急事態発生時の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民に対する避難誘導等に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記の事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設内へ危険動物が進入した場合、所管施設内の保安に関すること。 ○民間事業者・個人所有の危険動物逸走に関連する情報の把握に関すること。 ○逸走した危険動物の捕獲等の協力に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

5 事後対策

(1) 飼養者及び動物取扱責任者に対する指導等

健康福祉局は、危険動物の逸走事件が発生した場合には、その原因を追究するとともに、当該事件発生の原因となった飼養者及び動物取扱責任者に対して、施設等の改善指示や飼養上の問題点の指導を行い、必要に応じて、危険動物の飼養許可取消し措置を実施する。

(2) 飼養者が判明しない場合の措置

当該動物を捕獲後、飼養者が判明していない場合、総務局、健康福祉局及び環境創造局は、逸走の動物として取り扱うか、又は遺棄動物として取り扱うのかを警察署等関係機関と協議し、一時保管や処分などの措置を決定する。

なお、環境創造局は、当該動物の市立動物園での一時保管に協力する。

(3) 事件を踏まえた啓発

健康福祉局は、事件の発生状況を踏まえて、飼養者及び動物取扱責任者に対する施設等の安全管理などについて、広く情報を提供し啓発を行う。

6 本計画の対象以外の動物等逸走事件対策への準用

市内で本計画の対象とならない動物（法で定める危険動物以外）等の逸走事件が発生し、人的被害が多数発生するおそれがある場合には、本計画を準用し対応する。

【参考：危険動物のリスト】

◎特定動物リスト

特定動物とは、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物をいう（法第26条第1項）。

ほ乳類	1 霊長目				
	おまきざる科	ホエザル属全種　クモザル属全種　ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種			
	おながざる科	マカク属全種（タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。） マンガベイ属全種　ヒヒ属全種　マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種　オナガザル属全種　パタスモンキー属全種 コロブス属全種　プロコロブス属全種　ドゥクモンキー属全種 コバナテングザル属全種　テングザル属全種　リーフモンキー属全種			
	てながざる科	てながざる科全種			
	ひと科	オランウータン属全種　チンパンジー属全種　ゴリラ属全種			
	2 食肉目				
	いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種　ドール属全種　リカオン属全種			
	くま科	くま科全種			
	ハイエナ科	ハイエナ科全種			
	ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種　ヒョウ属全種　ウンピョウ属全種　チーター属全種			
	3 長鼻目				
	ぞう科	ぞう科全種			
	4 奇てい目				
	さい科	さい科全種			
	5 偶てい目				
	かば科	かば科全種			
	きりん科	キリン属全種			
うし科	アフリカスイギュウ属全種　バイソン属全種				
鳥類	1 だちょう目				
	ひくいどり科	ひくいどり科全種			
	2 たか目				
	コンドル科	カリフォルニアコンドル　コンドル　トキイロコンドル			
	たか科	オジロワシ　ハクトウワシ　オオワシ　ヒゲワシ コシジロハゲワシ　マダラハゲワシ　クロハゲワシ　ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ　オウギワシ　パプアオウギワシ　フィリピンワシ イヌワシ　オナガイヌワシ　コシジロイヌワシ　カンムリクマタカ ゴマバラワシ			
は虫類	1 かめ目				
	かみつしがめ科	かみつしがめ科全種（カミツギガメを除く。）			
	2 とかげ目				
	どくとかげ科	どくとかげ科全種			
	おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ　コモドオオトカゲ			
	ボア科	ボアコンストリクター　アナコンダ　アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ　アミメニシキヘビ　アフリカニシキヘビ			
	なみへび科	ブームスラング属全種　アフリカツルヘビ属全種　ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種			
コブラ科	コブラ科全種				
くさりへび科	くさりへび科全種				

3 わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

◎要綱で定める危険動物

特定動物リストに掲げる動物に加えて、各市立動物園の園長が各園で飼育している次の動物を危険動物と定めている。

(平成28年4月1日現在)

よこはま動物園 (繁殖センター 含む)	ほ乳類	奇てい目	ウマ科	モウコノロバ、グラントシマウマ
			バク科	マレーバク、ベアードバク
		偶てい目	キリン科	オカピ ^o
			ウシ科	ゴールデンターキン、エランド
			ラクダ科	ヒトコブラクダ
野毛山動物園	ほ乳類	奇てい目	ウマ科	グレビーシマウマ
		偶てい目	シカ科	ホンシュウジカ
	はちゆう類	有鱗目	オオトカゲ科	ミズオオトカゲ
		カメ目	カミツキガメ科	カミツキガメ
金沢動物園	ほ乳類	奇てい目	バク科	ベアードバク、ブラジルバク
		偶てい目	シカ科	ホンシュウジカ
			プロングホーン科	プロングホーン
			ウシ科	ガウル、オオツノヒツジ、アラビアオリックス、シロイワヤギ、バーラル
			キリン科	オカピ ^o

.....

第9章 環境汚染対策

この章は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この章において「法」という。）が定める大気汚染緊急時のうち、市域に光化学スモッグ警報が発令された場合に市民の安全を確保するため、必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	光化学スモッグ対策（主たる主管局は環境創造局）
---------	-------------------------

第2節 光化学スモッグ対策

1 光化学スモッグの概要

(1) 光化学スモッグとは

工場や事業場あるいは自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素は、太陽の紫外線を受けて変質し、光化学オキシダントと呼ばれる酸化性物質が生成される。光化学オキシダントは、夏季、日射が強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、大気中で拡散されずに滞留し、上空が霞んで白いモヤがかかったような状態となり、これを光化学スモッグという。横浜市では、昭和50年には6,000名を超える光化学スモッグによる健康被害の届出があったが、その後、発生源対策の推進に加え、健康被害が多かった学校等への情報伝達体制が確立され、光化学スモッグ注意報発令時の対応が徹底されたことなどから近年では被害者が発生しない年が多い。

(2) 健康被害の症状

光化学スモッグが発生した場合には、目や呼吸器などの粘膜を刺激して、次のような症状を訴える健康被害が生ずることがある。

- ・目の症状（目がチカチカする、目が痛い、涙が出る等）
- ・呼吸器の症状（喉が痛い、せきが出る、息苦しい等）
- ・その他の症状（吐き気、頭痛等）

これらの症状の大部分は比較的軽症の一過性のものであり、被害の発生場所は屋外がほとんどである。

(3) 光化学スモッグ警報等の発令基準

神奈川県知事が法及び「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」に基づき光化学スモッグ警報等の発令を行う。

発令区分	発令基準
当日予報	当日の気象条件などからみてオキシダント濃度が注意報の発令基準の程度になると予測したとき（当日午前10時に発令）
注意報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.12ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合
警報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.24ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合
重大緊急時警報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.40ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合

2 事前対策

(1) 監視体制

ア 常時監視

環境創造局は法第22条に基づき、大気汚染測定局を設置して、市内の全区で大気汚染状況の常時監視を行っている。光化学オキシダントについては、19箇所で測定し、常時監視データを神奈川県にオンラインで送信する。

また、大気汚染物質排出量が大規模な市内の工場・事業場からの排出量等を監視するため、大気発生源常時監視システムを設置している。

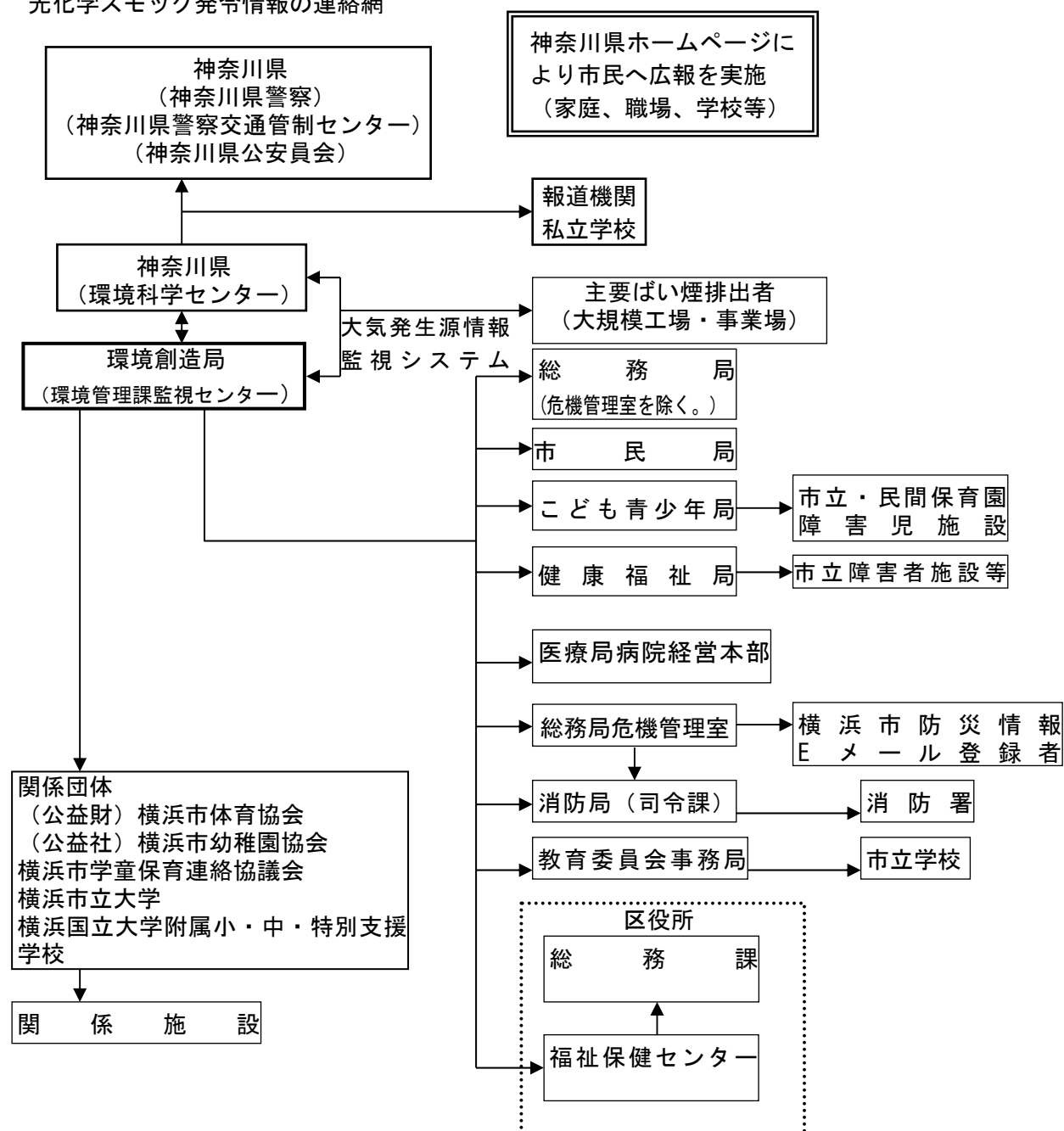
イ 広域汚染の監視

神奈川県は、常時監視データ等に基づいて、光化学スモッグ発生の予報を行う。

(2) 連絡網の整備

環境創造局は、神奈川県から伝達された光化学スモッグ発令情報を関係機関へ伝達するための連絡網を整備する。

光化学スモッグ発令情報の連絡網



(3) 市民への啓発・広報**ア 一般市民への広報・啓発**

環境創造局は、ホームページなどで光化学スモッグに関する広報・啓発を行う。神奈川県が提供している光化学スモッグ発生情報のサービスについて、防災情報 E メールにより市民に周知を図る。

また、市庁舎、区庁舎及びその他関係施設の管理者は、環境創造局より光化学スモッグ発令情報が伝達された場合、館内放送等で市民に広報を行う。

神奈川県の光化学スモッグ情報サービス

テレホンサービス	(4月～10月の毎日) 050-5893-9342 050-5893-9343
インターネット (パソコン) ※	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/haturei/index.html
インターネット (携帯電話) ※	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/i/index.html

※ホームページと併せて、パソコン・携帯電話のメーリングリスト登録による光化学スモッグ注意報等の情報配信サービス提供も行っている。

イ 学校関係者

神奈川県は、毎年、啓発用パンフレットを作成し、学校関係者への配布を行う。また、学校関係者は、学校内で責任者を置くなど連絡体制の整備を行い、神奈川県の提供する光化学スモッグ情報サービス等を利用して、事前対策を図る。

3 緊急対策

緊急対策については、「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」に基づいて、実施する。

(1) 警報等の連絡

横浜市域に警報等が発令された場合は、環境創造局から各関係機関へ発令内容を連絡するとともに、大気発生源常時監視システムを用いて大規模工場・事業場にも連絡を行う。

(2) 被害発生の防止

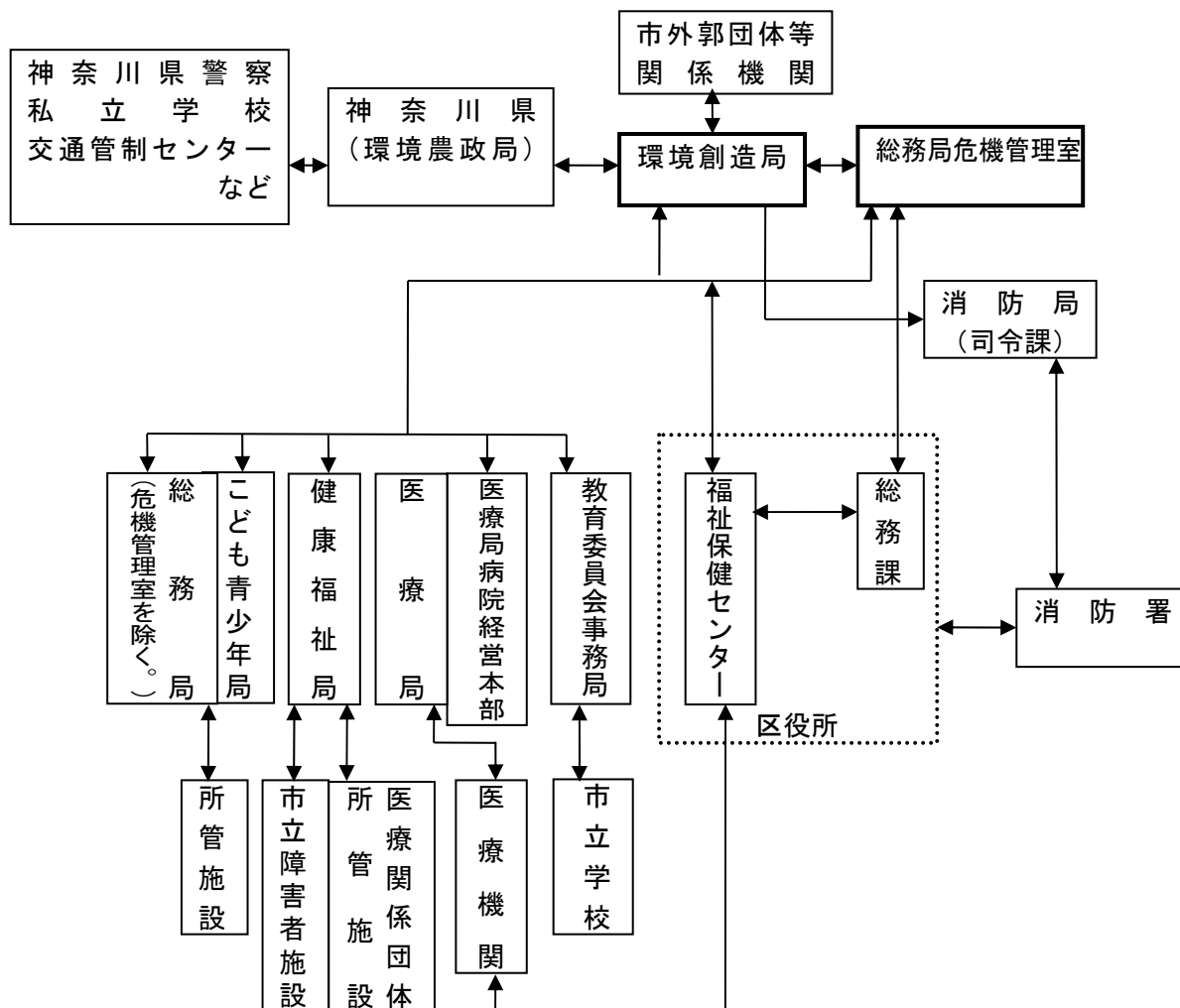
警報等の発令の連絡を受けた学校は、児童生徒に対して、水泳など屋外での過激な運動を中止するなどの措置を取る。また、市庁舎、区庁舎及びその他関係施設の管理者は、館内放送等を通じて、市民に対して注意を呼びかける。

(3) 被害発生時の連絡

光化学スモッグによる被害及びこれに類似する被害の発生を知り得た各機関は、速やかに環境創造局へ連絡する。ただし、市立学校において発生した被害については教育委員会事務局を経由し、また、区役所に通報された一般市民等の被害については区福祉保健センターを経由し、環境創造局へ連絡する。

被害者のうち、入院するなどの重症被害者が生じた場合については、環境創造局と当該区福祉保健センターで協議して現地調査し、被害状況は環境創造局がとりまとめて神奈川県に報告する。

(4) 情報連絡系統図



(5) 大気汚染物質の削減措置の要請

警報が発令された場合、神奈川県知事は、大気汚染物質排出量が大規模な工場・事業場に対して、汚染物質排出量の削減措置をとるべきことを要請する。

重大緊急時警報が発令された場合、神奈川県知事は、当該事態が工場等から排出されるばい煙に起因する場合は、大規模工場・事業場に対して、汚染物質排出量の削減措置をとるべきことを命じ、自動車排出ガスに起因する場合は神奈川県公安委員会に対して、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請する。

神奈川県知事が大規模工場・事業所等に大気汚染物質の削減措置の要請を行った場合、環境創造局は、大気発生源常時監視システムを用いて、削減措置状況の確認を行う。

4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市光化学スモッグ対策連絡会
責 任 者	環境創造局副局長
事 務 局	環境創造局
組 織 構 成	環境創造局、総務局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	市域に警報が発令された場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 市域に発令されていた警報が解除された場合

(2) 警戒本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市光化学スモッグ対策警戒本部	〇〇区光化学スモッグ対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	環境創造局、政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	市域の10箇所以上の測定局で光化学オキシダントの1時間値が0.24ppm以上となった場合	
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 1時間値 0.24ppm 以上の測定局が10箇所未満となった場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市光化学スモッグ対策本部	〇〇区光化学スモッグ対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	環境創造局、政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	市域に光化学スモッグ重大緊急時警報が発令された場合	
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 市域に発令されていた光化学スモッグ重大緊急時警報が解除された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

5 事務分掌

＜光化学スモッグ対策＞

対策の中心となる10局及び区	
関係局・区	事務分掌
政 策 局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総 務 局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（環境創造局の事務を除く。）。 4 光化学スモッグ警報等の発令・解除等の広報に関すること。 5 本庁舎内への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。
市 民 局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
こども青少年局	1 所管施設等における健康被害の防止対策の実施に関すること。 2 所管施設等への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 園児等の健康被害の連絡、調査等に関すること。
健 康 福 祉 局	所管施設等との連絡調整に関すること。
医 療 局	医療機関への協力依頼に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
環 境 創 造 局	1 光化学スモッグの監視、測定値の公表に関すること。 2 関係機関への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 大規模工場・事業場の大気汚染物質等の削減状況確認に関すること。 4 健康被害発生状況の確認に関すること。 5 重大な健康被害が発生した場合の現地調査に関すること。 6 関連情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 7 関連情報の広報・啓発に関すること。
消 防 局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。
教 育 委 員 会 局	1 市立学校における健康被害の防止対策の実施に関すること。 2 市立学校への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 市立学校における児童生徒の健康被害の連絡、調査等に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 区民への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の広報に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民の健康被害の連絡、調査等に関すること。 6 重大な健康被害が発生した場合の現地調査に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部と連携した光化学スモッグ被害拡大防止対策の実施に関すること。 ○光化学スモッグに関連する情報の把握に関すること。 ○光化学スモッグの影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の光化学スモッグに関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

第10章 その他の対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等	1 大規模広域断水対策（主たる所管局は水道局） 2 大規模広域停電対策（主たる所管局は総務局）
---------	--

第2節 大規模広域断水対策

この計画は、水道局施設等における限定的な事故等（大規模事故の場合、発生場所は、災害扱い）により、市域において、大規模な断水が発生した場合の市民への影響等に対する緊急対策を定めるものとする。

1 事前対策

(1) 情報連絡体制の確立

関係区局は、大規模な断水発生時に迅速かつ確な緊急活動を早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 応急給水体制の整備

水道局は、断水地域への応急給水活動が迅速に行えるよう、局内の体制や他都市等との応援体制を整備するとともに、応急給水訓練を実施する。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急復旧・応急給水活動を迅速かつ効果的に行うために、備蓄拠点及び必要な資機材を整備する。

(4) バックアップ体制の整備

水道局は、断水範囲を最小限に抑え、早期に効果的な復旧ができるよう、配水ブロックシステムを構築し、連絡管を整備する。

2 緊急対策

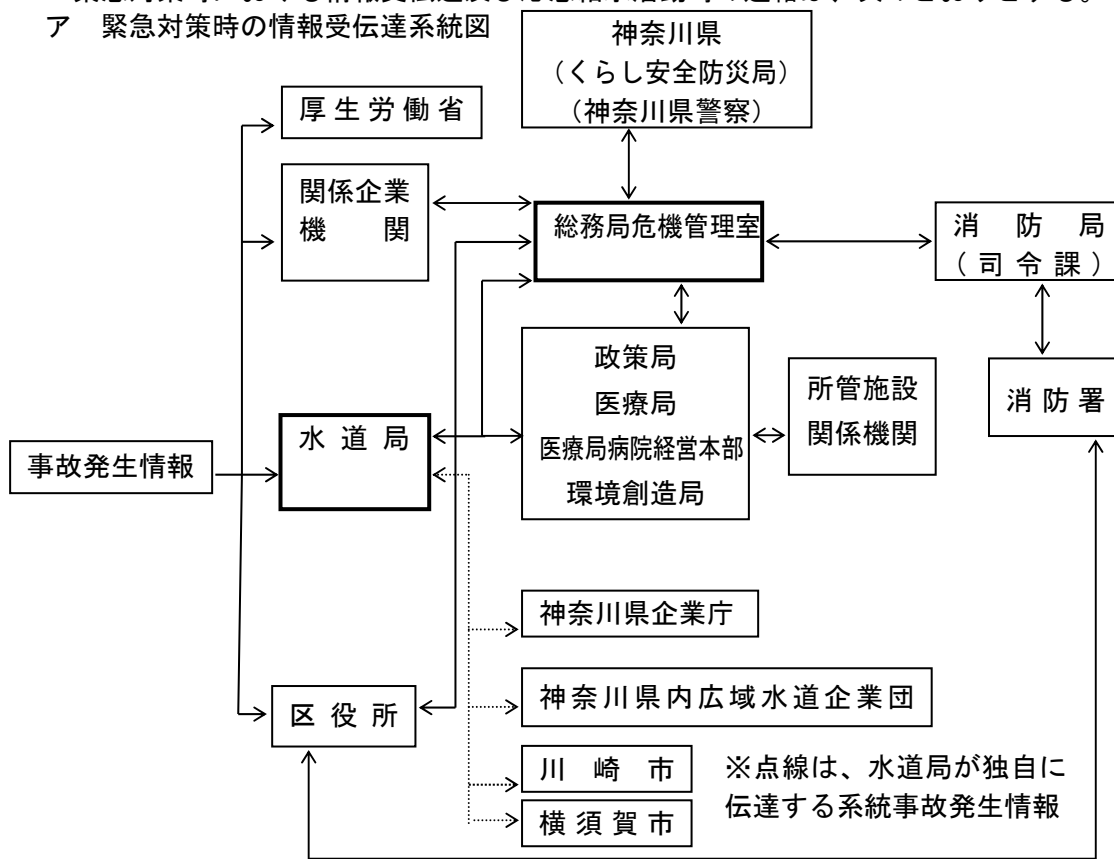
(1) 関係機関への通報

大規模な断水が発生した場合は、関係機関へ通報、連絡等を実施する。

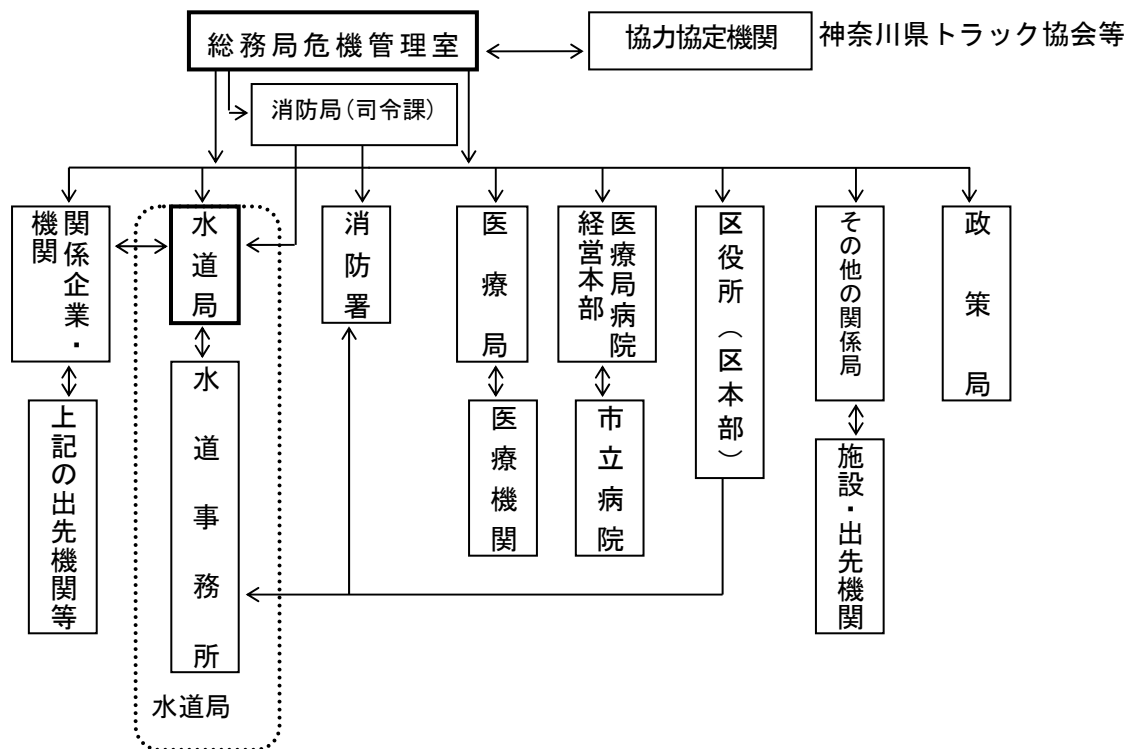
(2) 情報の連絡系統

緊急対策時における情報受伝達及び応急給水活動時の連絡は、次のとおりとする。

ア 緊急対策時の情報受伝達系統図



イ 応急給水活動時の連絡系統図



3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名称	横浜市水道局大規模断水対策本部
責任者	本部長（水道事業管理者）、副本部長（水道技術管理者）
事務局	水道局
組織構成	水道局、政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部及び責任者が指定する区局
設置基準	1 大規模断水が発生した場合又はそのおそれがある場合 2 その他、責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 大規模断水から復旧した場合又はそのおそれがなくなった場合

※「大規模広域断水対策」については、所管局である水道局の組織体制の名称とする。

(2) 警戒本部体制

区分	市	区
名称	大規模断水対策警戒本部	〇〇区大規模断水対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 大規模断水が発生し復旧までに長時間を要する場合 2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で大規模断水が発生し復旧までに長時間を要する場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 大規模断水から復旧した場合又はそのおそれがなくなった場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

区分	市	区
名称	大規模断水対策本部	〇〇区大規模断水対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 大規模断水から復旧した場合又はそのおそれがなくなった場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

4 水道局における緊急対策

(1) 応急体制

事故等により給水機能に大きな支障が生じた場合には水道局内に応急給水体制を確立し、迅速な情報収集分析を行い、施設の被害による二次災害の防止を努めるとともに、市民に対する広報、応急給水及び応急復旧作業を実施する。

(2) 広報

市本部及び区本部と協力し、市民に対し応急給水実施場所の広報を実施する。

広報実施の重点地域	1 住宅密集地域 2 駅及びショッピング街等の多数の者が集まる場所 3 その他必要な場所
-----------	--

(3) 応急給水活動

取水場所	応急給水にあたっては、断水地域に最も近い配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓等を取水場所とする。	
応急給水方法	応急給水は、車両等による運搬給水によるもののほか、次の場所での直接給水も行う。	
	直接給水箇所	1 配水池 2 災害用地下給水タンク 3 緊急給水栓

(4) 応援要請

事件等の緊急事態の発生状況などにより、規模に応じた人員車両等の応援を外部より得て、応急給水・応急復旧作業を行う。

外部応援要請	水道局長は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。
応援隊の指揮	応援隊は、水道局長の指揮下に入るものとし、各応援隊には本市水道局職員を適切に配備して、作業の効率を高めるため、応援隊の誘導、指揮等を行う。

応援要請先	水道局独自の事件等の緊急事態時における応援要請先は、次のとおりである。	
	<p>1 19大都市 「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援要請を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">19大都市水道局</td> <td>札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、東京都、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市</td> </tr> </table> <p>2 横浜市管工事協同組合 「横浜市水道施設に係る災害時等の応急措置の協力に関する協定」に基づき、応急復旧・応急給水に関する応援要請を行う。</p> <p>3 神奈川県内水道事業者 「(公社)日本水道協会神奈川県支部災害時相互応援に関する覚書」に基づき日本水道協会神奈川県支部に応援要請を行う。 なお、県企業庁、川崎市上下水道局及び県内広域水道企業団については、別途、個別に相互応援協定を定めている。</p> <p>4 日本水道協会関東地方支部各県支部等 「(公社)日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき日本水道協会関東地方支部に属する都県支部及び他の地方支部に応援要請を行う。 なお、千葉県水道局とも個別に相互応援協定を定めている。</p> <p>5 (社)横浜建設業協会 「災害時における水道施設等の応急措置に関する協定」に基づき、水道施設等の応急措置に関する応援要請を行う。</p> <p>6 このほか、市を通じてキリンビール横浜工場、神奈川県トラック協会等の応援を求める。</p>	19大都市水道局
19大都市水道局	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、東京都、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市	

5 消防局における緊急対策

(1) 消防警備体制の強化

次により消防警備体制を強化する。

活 動 事 項	<p>1 広報隊、消防機動二輪隊、消防隊等による巡回 ・ 出火防止と早期通報の広報 ・ 火災警戒 ・ 消防水利の確認と使用可否の実態把握</p> <p>2 航空隊による広報の実施（出火防止と早期通報）</p> <p>3 ホースの増強積載</p> <p>4 非常用消防車（水槽車）の配備</p>
---------	--

(2) 消防活動時の部隊運用留意事項

留 意 事 項	<p>1 防火水槽、プール、河川等自然水利への水利部署</p> <p>2 必要消防隊の早期増強要請</p> <p>3 水槽車の効率的運用</p> <p>4 中継ポンプ隊の運用</p> <p>5 防火水槽への補水隊の運用</p>
---------	---

(3) 図上検討等の実施

実 施 事 項	<p>1 地域の実情にあわせた消防戦術の検討</p> <p>2 各種警防計画に基づく図上検討の実施</p> <p>3 消防団、企業自衛消防隊等に対する早期出場体制確立の呼び掛け</p>
---------	--

6 事務分掌

<大規模広域断水対策>

対策の中心となる7局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置・運営及び会議の開催に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各区局間の総合調整及び統制に関すること（水道局の事務を除く。）。
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 災害関連情報の広報の実施に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 大規模断水における緊急対策（警備体制等）に関すること。
水道局	1 大規模断水に関する実務対策全般に関すること。 2 大規模断水に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 断水区域への広報、応急給水及び応急復旧作業に関すること。 4 協力協定機関への応援要請に関すること。
発生区	1 区本部等の設置・運営及び会議の開催に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区民への広報に関すること。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した大規模断水拡大防止対策の実施に関すること。 ○大規模断水に関連する情報の把握に関すること。 ○大規模断水の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の大規模断水に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

第3節 大規模広域停電対策

この節は、大規模かつ広域的な人為的要因による停電事故等に対処するため、東京電力㈱における基本的な計画について掲げるものとする。東京電力㈱は、広域停電の防止を図る観点から、電源となる変電所の新設、基幹送電系統の連系推進をはじめ、電力流通設備の新設、増設、強化、改修を実施する。また、停電範囲の縮小、影響の減少を図るため、負荷の分散を行う拠点変電所の新設を計画的に推進するなど設備の改善を計る一方、日常における停電防止対策や、万一の停電事故発生時の基本的な諸方策について推進する。

1 東京電力㈱の対策

(1) 停電事故発生防止の基本対策

対策事項	1 発・変電設備、送電設備等への立入・昇塔防止設備等安全対策設備の設備強化 2 事故発生のおそれのある設備の事前改修の徹底 3 同種・同類事故再発防止策の検討及び設備改修による再発防止の徹底 4 電力設備工事実施時の工法・工程を検討し、事故防止策、安全対策の確立と実践 5 送電線下での建設機器等による感電及び停電事故防止の周知とパトロールの実施 6 地中送電線経路での土木工事によるケーブル損壊防止の周知とパトロールの実施
------	---

(2) 停電事故発生時の基本対応策

ア 情報連絡活動

停電範囲を速やかに把握するため、設備の保守、管理を行っている営業所、工務所等とより確実な停電状況、事故箇所の状況収集にあたり、市本部との連絡に努める。

イ 復旧資材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、復旧に必要な資材を輸送し、復旧工事の迅速化に努める。

ウ 復旧要員の確保

非常災害対策要員をあらかじめ定めておき、復旧に必要な要員の出勤を指示するとともに、必要に応じ請負会社にも協力要請を行う。

エ 復旧計画

応急復旧は、原則として人命にかかる箇所、重要施設に供給する設備及び主要系統から復旧を行う。

2 本市の対策

(1) 事前対策

ア 省エネルギー対策

本市では、省エネルギー対策（節電等）を強化推進するとともに、東京電力㈱と連携し、停電回避に向けた協力をする。

なお、夏季における省エネルギー対策（節電等）を次のとおり実施する。

- ・ノーネクタイ・軽装の励行
- ・冷房温度の適温化（28度）
- ・昼休みの消灯
- ・不要なOA機器の電源オフ
- ・その他、各施設にあった省エネの実施

イ 資機材の整備

関係局は、非常用電源・発電用燃料等の整備に努める。

(2) 緊急対策

ア 大規模広域停電の受信

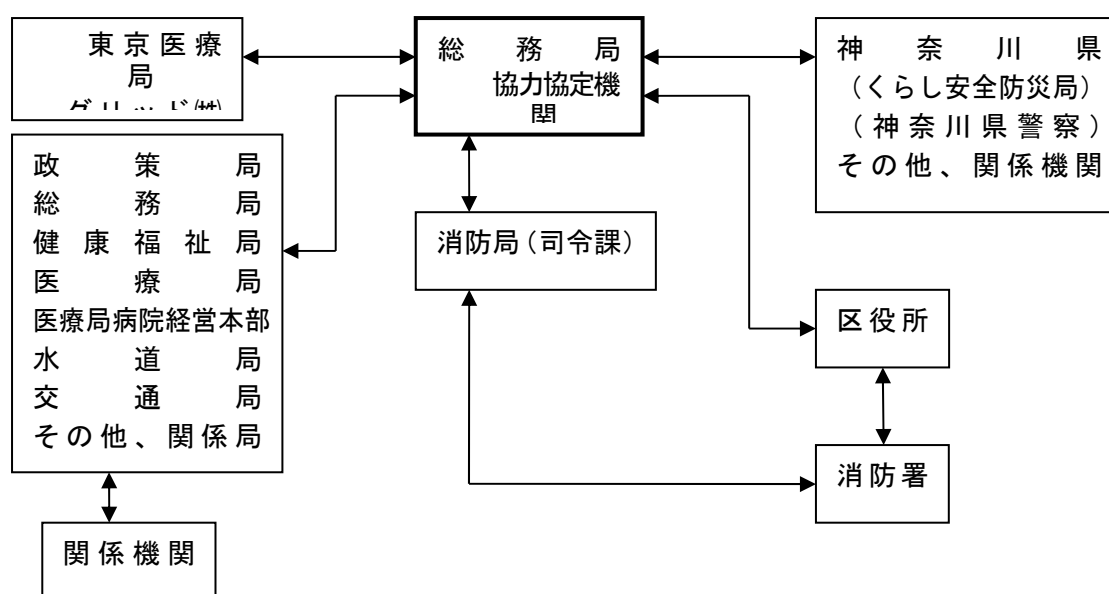
大規模広域停電が発生のおそれがある場合又は発生した場合は、東京電力(株)からの通報を総務局危機管理室が受信する。

通報連絡窓口	総務局危機管理室 TEL671-2064
--------	-------------------------

イ 横浜市警戒体制等の確立

総務局危機管理室長は、前記、通報を受けた場合は、関係区局等に通報し、警戒体制等を確立するとともに、状況等に応じて被害等を最小限に止める体制へ移行する。

ウ 情報連絡系統図



エ 緊急活動実施事項

緊急活動実施項目については、次のとおりとする。

- (7) 情報収集体制の確立
- (イ) 関係区局及び関係機関等との連絡体制の確保
- (ロ) 各区局における非常用電源・発電機燃料確保
- (ハ) 停電発生区域に対する警戒監視活動の強化
- (ニ) 病院、地下鉄等の重要施設における非常電源による電力供給対策の実施
- (ホ) 水道施設における非常電源によるポンプ場等の運転継続
- (ヘ) 断水時を想定した、給水車等の準備
- (ヘ) 水運用計画の策定及び実施
- (ケ) その他、各区局の状況に応じた措置

(3) 組織の設置基準等

ア 警戒体制

名 称	横浜市大規模広域停電警戒体制
責 任 者	総務局危機管理室危機管理部長
事 務 局	総務局危機管理室
組 織 構 成	総務局、消防局及び責任者が指定する区局
設 置 基 準	1 大規模広域停電の発生するおそれがある場合 2 大規模広域停電が発生した場合 3 その他、責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 大規模広域停電が復旧した場合

イ 警戒本部

区 分	市	区
名 称	横浜市大規模広域停電警戒本部	〇〇区大規模広域停電対策警戒本部
警 戒 本 部 長	総務局危機管理室長	副区長
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 不特定多数の者が集まる商業集積地域で発生した場合 2 復旧までに長時間を要する場合 3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	1 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 2 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 大規模広域停電が復旧した場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

ウ 対策本部体制

区 分	市	区
名 称	横浜市大規模広域停電対策本部	〇〇区大規模広域停電対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	市本部、区本部は、第3部第1章第4節により設置	
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 大規模広域停電が復旧した場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(4) 事務分掌

＜大規模広域停電対策＞

対策の中心となる8局及び区	
関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 3 各局間の総合調整及び統制に関する事。 4 東京電力(株)及び関係機関との連絡調整に関する事。 5 非常電源・発電用燃料等の確保に関する事。 6 所管施設（本庁舎・研修センター）における非常電源・発電用燃料等の確保に関する事。
市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関する事 2 関連情報の広報の実施に関する事 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
医療局	医療機関との連絡調整に関する事。
医療局病院経営本	市立病院における非常電源・発電用燃料等の確保に関する事。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 広報隊、消防隊等による巡回及び広報に関する事。 3 消防水利の管理に関する事。
水道局	1 水道施設における非常電源・発電用燃料等の確保に関する事。 2 断水時等の応急給水体制に関する事。 3 断水時の水運用に関する事。
交通局	市営交通施設における非常電源・発電用燃料等の確保に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 区庁舎における非常電源・発電用燃料等の確保に関する事。 3 区民からの相談等の対応に関する事。 4 区民への広報に関する事。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設等の非常電源・発電用燃料等の確保に関する事。 ○大規模広域停電に関連する情報の把握に関する事。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関する事。 	